

企画経済委員会記録

○開催日時

平成26年3月19日 午前9時58分～午後5時43分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	佃 昌 樹	委 員	森 永 靖 子
副委員長	谷 津 由 尚	委 員	宮 里 兼 実
委 員	川 畑 善 照	委 員	帯 田 裕 達

○その他の議員

議 員	持 原 秀 行	議 員	成 川 幸太郎
議 員	小田原 勇次郎	議 員	森 満 晃

○説明のための出席者

企画政策部長	永 田 一 廣	農 政 課 長	上 戸 健 次
行政改革推進課長	内 田 泰 二	専 門 職	山 元 義 一
コミュニティ課長	十 島 輝 久	農業振興グループ長	北 野 修 身
コミュニティ・生涯学習グループ長	田 中 英 人	営農指導グループ長	森 隆
男女共同参画グループ長	羽 田 美由紀	畜 産 課 長	中 山 信 吾
情報政策課長	瀬戸口 良 一	林 務 水 産 課 長	堂 込 修
広報室長	小 原 雅 彦	耕 地 課 長	前 迫 浩 一
新エネルギー対策監	向 野 陽一郎		
新エネルギー対策課長	久 保 信 治	農業委員会事務局長	矢 野 信 之

農 林 水 産 部 長	高 橋 三 丸	総 務 部 長	今 吉 俊 郎
六次産業対策監	小柳津 賢 一		

○事務局職員

議 事 調 査 課	道 場 益 男	議 事 グ ル ー プ 員	上 川 雄 之
議 事 グ ル ー プ 長	瀬戸口 健 一		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	行政改革推進課
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	コミュニティ課
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	情報政策課
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	広報室
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	新エネルギー 対策課
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	農業委員会事務局
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 陳情第１号 ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める陳情 (所管事務調査)	農政課
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	畜産課
議案第２８号 薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	林務水産課
議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	耕地課
ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について	—

△開 会

○委員長（佃 昌樹）ただいまから１８日の委員会に引き続きまして、企画経済委員会を開催いたします。

本日は、審査日程の行政改革推進課から審査を始めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時、許可をいたします。

△行政改革推進課の審査

○委員長（佃 昌樹）まず、行政改革推進課の審査に入ります。（本ページの発言により訂正済み）

△議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）ここで、審査を一時中止しておりました議案第３７号平成２６年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

〔「行政改革推進課」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）行政改革推進課です。間違いを訂正いたします。（本ページで訂正済み）

まず、部長の概要説明を求めます。

○企画政策部長（永田一廣）委員の皆さん、おはようございます。昨日に引き続きまして、企画政策部、本日は、五つの課・室からになりますが、平成２６年度の予算に関する審査方、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、行政改革推進課の概要説明をいたします。

予算概要の３３ページの一番下に１件ほど記載してございます。事務事業の評価につきまして記載してございますが、この件につきましては、本年度、平成２５年度からは、事務事業と、これに関連します補助金を一体的に、行政改革推進委員会の委員の皆さん方に評価をいただいておりますけれども、来年度、新年度も同様に事務事業と補助金、一体的に評価をお願いする予定でございます。

記載しているのは以上ですけれども、資料にはございませんが、行政改革推進課におきましては、平成２６年度におきまして、平成２７年度以降の

第３期の市政改革大綱を策定すべく作業を進めてまいりたいと考えております。

また、組織見直しにつきましても、引き続き検討を行いながら、継続的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上、私の方からは、簡単ですが、説明は以上でございまして、この後、予算概要につきまして課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）引き続き当局の補足説明を求めます。

○行政改革推進課長（内田泰二）おはようございます。行政改革推進課でございます。

それでは、初めに歳出予算の説明をいたします。予算調書の９８ページをお開きください。

事項、市政改革費は、市政改革に係る経費１，１７９万９，０００円でございます。

右側の経費の主な内容のうち全体調整用臨時職員雇上料は、当初予想することができなかった業務量の増加などに対応するための臨時職員の全体調整枠分でございます。

次の行の内部情報システム保守業務委託は、職員がパソコン上で使用しております電子決裁、文書管理、庶務事務、グループウェアのシステムや機器の保守委託料でございます。

その下の内部情報システム機器一式賃借料は、先ほどの機器のリース料でございます。

なお、歳入予算はございません。

以上で行政改革推進課の予算についての説明を終わります。御審査方、よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）２点、あります。

一つ目が、事務事業評価。この評価結果については、いつも見させていただいているんですが、これは予算に直接リンクしていないのかもしれませんが、その評価の仕方についてちょっと思うところがありまして。確かに事務事業ですから難しいんですけど、評価は。でも最終的には、何らかの数字で評価できるシステムにもっていかないと、私はその言葉の評価というのは、非常に受け取り方、解釈によっては本当に曖昧なところが要素としてもあるわけです。

これは、言葉だけで断言というのはなかなか難しく。ですからこれから先、この行政改革推進課さんが、もっともっとその事務事業を改革していこうとされたときに、どんどんその極限的なところになってくると、いよいよその言葉ではもう表現できないような領域になっていくのではないかと。極端な話ですね。そうなったときに、どうしても数字という評価の単位をもってこない、私はなかなか難しくなるんじゃないかと思います。それについて御意見をいただこうと思います。これが1点目です。

2点目です。内部情報システムの保守業務委託393万6,000円。今おっしゃったことはわかります。理解するんですが、情報政策課との切り分けについてちょっと御説明をお願いします。

以上、2点です。

○行政改革推進課長（内田泰二） 事務事業評価の評価の方法につきましては、事業の妥当性とか有効性、効率性、そこらあたりを判断していただいて、最終的に8名の委員の皆さんがいらっしゃいますけれども、その方々から極論を言っていくと、廃止とか、あとは、今そのまま継続でやってくださいとか、先ほど委員が言われたとおり、言葉的な結果の取り扱いとなっております。

これを数字で評価できるようにということでございますけれども、今のやり方では、割合的なものは数字で評価できるかと思うんですけれども、その一つ一つの事業を、ポイント制といいますか、そういう形でやるような形はこれまでとってきておりませんので、そこらあたりにつきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

それと、内部情報システムの切り分けについては、課長代理の方に説明させます。

○行政改革推進課長代理（福元昭宏） 情報政策課との内部情報システムの切り分けですけれども、情報政策課は、内部情報システムを動かすネットワーク環境、あとハードウェア、その部分を情報政策課の方に担っていただいております。行政改革推進課としては、内部情報システムの運用に係る部分、その部分を担当しております。

以上です。

○企画政策部長（永田一廣） 谷津委員の2点の質問に対しまして、課長の方からございましたが、

私の方から少し触れさせていただきたいと思います。

事務事業評価、先ほど課長からありましたとおり、また委員御指摘のとおり、個別の事業につきましては、拡大、維持、廃止といった、抽象的って言ったら変ですけど、言葉での評価でしかないわけです。数値化されたものではございません。

ただ、一点申し上げたいことは、事務事業について、例えば縮小とかいう方向性が出れば、あるいは補助金についても見直しという方向性が出ましたら、直ちにというできない部分もございますけれども、次年度以降の予算に、数値として事業費、あるいは補助金額として、その結果として反映させる仕組みはとっております。

議員の御指摘は、そのお金だけではなくて、もう少し成果指標として数値化できるものを持って評価を進めるべきだという点でございますが、現在は、そういった手法を持ち合わせておりませんので、先ほど課長が言いましたとおり、いろいろ研究はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） ありがとうございます。

この事務事業評価は、要するに継続、縮小、廃止というこの三つの結論に落とすまでのプロセスの中で、私は、数値評価が必要だと思っています。

端的に理由を言わせていただきますと、将来もう10年20年先の話です。今ある事業を全部継続しているんですかということにはならんはずですね。これは、財政課に行ってもそうなんです。ということは、今以上にもっとシビアな見方をしていけないと、なっていかなわけですね。

ですから、今以上にシビアな見方をするとしたときに、今のいろんな意思疎通の仕方、お互いの認識の仕方ですることができるのかとなったときに、必ず限界が来ると思います。いずれにしても何らかのそこは方法を皆さんが考えていただくしかありませんので、考えていただいて、今すぐとは言いませんが、将来的には、そういうシステムを導入された方が私は確実だと、その方が結果的にはきちんとした評価ができるんじゃないかと思えます。

それともう一つは、情報政策課との詳細な切り分けについてはわかりました。根幹の部分を情報政策課が担って、あとは行政改革推進課さんの方

でやってもらえるという認識をしました。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止をいたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○行政改革推進課長（内田泰二）資料はございませんので、口頭で説明をさせていただきます。

昨年末の12月の企画経済委員会で、第3次定員適正化方針（案）の説明をさせていただいたところでございました。

ことしに入りまして、1月24日から1カ月間にわたりまして、パブリックコメント手続きを行いまして、もうそれも終了いたしました。説明した方針に、内容等の変更はございませんでした。

それで、今後の予定といたしましては、決裁が終わり次第、主要事項処理経過報告によりまして、各方面に報告を行うとともに、市のホームページの方に掲載する予定となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）説明が終わりました。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。御苦労さんでした。

△コミュニティ課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、コミュニティ課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）ここで、審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長の概要説明を求めます。

○企画政策部長（永田一廣）続きまして、コミュニティ課の概要につきまして、資料の方は、予算概要34ページから37ページにわたって記載してございます。

早速でございますが、34ページ、まず上段の市民活動支援補助金は、スタートアップ及びステップアップの二つのコースを準備してございまして、各団体の育成、また活動を支援するものでございます。

次の地域資源利活用事業は、本年度、平成25年度に引き続きまして、地域資源を生かした体験型交流事業をモデル的に実施するもので、今年度二つの地区コミ、来年度二つの地区コミ、計4地区コミでモデル事業を実施したいとするものでございます。

次の地区コミュニティ活性化事業ですけれども、今回、ビジネスコースを新設いたしました。後ほど説明いたしますが、先ほどの地域資源利活用事業と相まって、地域の地区コミ、地域の活性化、またコミュニティビジネスの創出を狙いとするものでございます。

次のページは、35ページ、コミュニティマイスター事業は、これは継続事業でございます。

地域にお住まいの技術を持ったマイスターと言われる方ですが、この方のボランティアによりまして、市の施設、コミセンなど、あるいは地区コミ、自治会所有の施設を改修・改善していただき、その安全性、利便性を高めていただくものであります。

中段の生涯学習推進事業、これも例年の事業でございますが、特に平成26年度は、市制施行10周年記念事業の一環として、フェスティバルを開催しますほか、平成27年度から、第2期の生涯学習推進計画が始まりますので、先ほどの市政改革大綱と同様ですが、平成26年度中におきまして、その策定に向けた準備作業に着手いたします。

さらに、一番下のゴールド集落活性化事業補助金でございます。これにつきましては、平成26年度、第2期がスタートします。第2期の開

店にあわせ、大きく2点ほど説明を加えますが、1点、高齢化率の変動によりまして、ゴールド集落を外れる集落が、その当該年度、翌年度において生ずるケースがこれまでもございました。このため、ゴールド集落を外れる集落となった自治会を翌年度の1年間に限りまして、特例ゴールド集落とみなし、一部助成事業を受けられるようにすること。これが1点。

もう1点は、自主活動支援補助金がございますが、現行補助率は4分の3、75%でございますが、いろいろ意見を聞く中では、残りの25%の捻出もなかなか厳しいということもございまして、今回90%に引き上げるなど、制度の改善をいたしました。

36ページになります。自治会活動支援事業と、中段の地区コミュニティ支援事業、ともに協働参画、市民参画のまちづくりの観点から、交付金を交付しまして、地区コミ、自治会の活動を支援するものでございます。

一番下段のボランティアセンター事業運営補助金でございますが、継続でございます。関係団体によります市民活動の交流・連携の促進、またリーダー等の人材育成のため、社会福祉協議会の中にごきますボランティアセンターの運営に対し、補助するものでございます。

最後になります。37ページ、男女共同参画推進事業、例年どおり、講座、フォーラムの開催などを通じまして、本市におきます男女共同参画社会形成の推進を図ろうとするものでございます。

以上、私の方は説明は終わりますが、この後、予算につきまして、課長の方から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）引き続き当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（十島輝久）それでは、平成26年度の当初予算について、説明をさせていただきます。

初めに歳出から説明をいたしますので、予算調書の99ページをお開きください。

上の表でございます。

2款1項2目、事項、文書発送事業費は、市広報紙等を自治会へ発送する事務に係る経費で、事業費652万6,000円の内訳は、文書発送の準備を行う際に雇用する臨時職員の一般賃金と自治

会への文書発送業務委託が主なものでございます。次に、下の表でございます。

2款1項6目、事項、男女共同参画政策費は、男女共同参画社会の推進に係る経費で、事業費302万円の内訳は、男女共同参画審議会委員16人の報酬、女性50人委員会等の出会謝金、また男女共同参画フォーラムの開催に係ります経費が主なものでございます。

次の100ページでございます。

2款1項6目、事項、生涯学習推進事業費は、生涯学習推進本部に係る事業や甌島地域生涯学習活動の推進、また生涯学習フェスティバルの開催に係る経費で、事業費667万1,000円の内訳は、生涯学習推進に係ります委員等の謝金のほか、生涯学習フェスティバル・コミュニティマーケットを開催いたします際の委託料などの経費が主なものでございます。

次に、同ページの下表でございます。

2款1項12目、事項、防犯灯管理費は、市が設置しております防犯灯の管理・維持経費、また自治会等による防犯灯設置への補助に係る経費で、事業費1,153万2,000円の内訳は、防犯灯の電気料などの維持管理に係る経費と設置をするための補助金が主な内容でございます。

次に、101ページでございます。

2款1項15目、事項、自治会育成費は、自治会の活動を支援する補助金及び自治会運営説明会開催に係る経費で、事業費1億472万4,000円の内訳は、自治会長の永年勤続表彰の記念品代や自治会の活動を支援するための自治会交付金が主なものでございます。

次に、同じページの下表でございます。

2款1項15目、事項、自治会館施設整備補助費は、自治会が整備をいたします自治公民館等の新築、補修等への補助金に係る経費で、事業費1,756万4,000円の内訳は、自治公民館等設置事業補助金とコミュニティ助成事業補助金が主な内容でございます。

なお、このコミュニティ助成事業補助金につきましては、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業として実施している助成金を財源とし、平成26年度は、永利地区の野首自治会館の建設に対して補助を予定しているものでございます。

次に、１０２ページの上の表でございます。

２款１項１５目、事項、集会所管理費は、集会所の維持管理に係る経費で、事業費２,４３７万９,０００円の内訳は、集会所の光熱水費等の維持管理に係る経費と下甌町片野浦浜田集会所解体工事を含みます改修工事等が主な内訳でございます。

同ページの下の方、２款１項１５目、事項、コミュニティセンター管理費は、コミュニティセンター維持管理に係る経費で、事業費６,３１６万４,０００円の内容は、セントピア及び亀山地区コミュニティセンターを初めとする３８地区のコミュニティセンターの管理代行委託及び修繕料、改修工事等の維持管理経費のほか、全国市長会市民総合賠償補償保険などが主な内容でございます。

次に、１０３ページでございます。

２款１項１５目、事項、コミュニティ推進費は、地区コミュニティ協議会の活動支援及び共生・協働の事業に係る経費で、事業費２億３,６４０万円の内訳は、まずコミュニティ主事４２人分の報酬で、これにつきましては、これまでの亀山、川内、峰山地区に続きまして、平成２６年度より隈之城、平佐東、藤川地区が、新たに地区コミの直接雇用となったものでございます。

次の地域資源利活用事業業務委託につきましては、本年度の滄浪、吉川地区に続きまして、平成２６年度も２地区を対象に事業実施したいと考えております。その他、市民活動情報サイトの賃借料、コミュニティマイスター事業原材料費、地区コミュニティ活性化事業などの補助金と地区コミュニティ協議会運営交付金等が主な内容で、コミュニティ活性化事業補助金では、平成２６年度より新たに創設しましたコミュニティビジネスに係る補助金として、上限を２００万円の５地区１,０００万円を加えてお願いしてございます。

ここで、新たに本年度実施をいたしました地域資源利活用事業について、事業概要を報告させていただきます。

予算に伴いますので、企画経済委員会の資料の方で説明をさせていただきたいと思いますが、企画経済委員会資料の１８ページをお開き願いたいと思います。

地域資源利活用事業ということで、１８ページの資料でございますが、本年度は、吉川地区、滄浪地区の２地区で実施しております。

各地区の事業の概要でございます。

まず、上の段が、地域資源活用事業を実施いたしました吉川地区でございます。６月から１月にかけて、地区の役員を中心に、地域を回って、あるもの探し、それに基づきます絵地図づくり、そのほか事業についての先進地研修、イベント構想、そのほか食のコーディネート講座など１０回の協議、打ち合わせを行っております。

２月２日の日曜日に「吉川の冬！新たな発見！ウォーキング！」と銘を打ちまして事業を実施いたしました。参加者数３４名で、事業内容は、午前中に、吉川地区にあります、そばどんの滝までの「滝めぐり」と吉川地区散策の「里めぐり」の２コースのウォーキングを行い、お昼は、囲炉裏が残る宇都川路自治公民館で吉川の食材を生かした食事が出されております。

次に、閉校跡地利用事業を実施した滄浪地区でございますが、１１回の協議を重ねまして、２月１５日に「軍港めぐり in 久見崎」と銘を打ちまして、２４名の参加者で事業実施しております。

事業内容は、午前中に軍港の名残のある滄浪地区を散策し、地域の食材による昼食の後、午後から滄浪小学校を使いまして、まず体育館で想夫恋踊りの体験と校舎を使いましてわら草履をつくっております。

両地区とも、３月の中旬に、今年度の事業の振り返りを行い、来年度に向けた計画について協議をしております。

以上が、地域資源利活用事業の本年度の事業概要の説明でございます。

それでは、済みませんが、また予算調書に戻っていただきまして、１０３ページでございます。

下の表でございますが、２款１項１５目、事項、ゴールド集落活性化事業でございます。高齢化率５０％以上のゴールド集落の活性化を支援する補助に係る経費で、事業費２,４５０万円の内訳は、ゴールド集落重点支援地区補助金、ゴールド集落自主活動支援補助金、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金及びゴールド集落支援市民活動補助金の四つの補助金でございます。

再度また資料を見ていただいて、１９ページ、２０ページをお願いしたいんですが、本年度のゴールド集落の状況についてでございます。

ゴールド集落は、１月１日現在６５歳以上の者

の割合が50%以上の自治会でございますが、平成26年度の該当自治会は、別表のとおり37地区コミの109自治会でございます。平成25年度が85自治会でしたので、24自治会と大幅にふえている状況でございます。なお、自治会に網かけをしてあります自治会は、高齢化率60%以上の重点支援地区で33自治会がございます。

また、資料の右端の欄でございますが、平成26年度は非該当となった自治会が6自治会ございます。この自治会につきましては、先ほど部長の説明でもありましたとおり、特例ゴールド集落とし、平成26年度に限り自主活動支援補助金について申請があれば支払うこととしております。

以上で、ゴールド集落の資料についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、予算調書の方で説明をさせていただきます。

104ページでございます。

9款1項6目、事項、災害予防応急対策費50万円は、災害時におけます自治公民館敷地内等の崩土の除去に係る経費の特別災害復旧補助金の予算でございます。

次に、下の表でございます。

11款4項1目、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費70万円は、台風等の災害による施設補修に係る経費で、地区コミセン、集会所などの公共施設の災害復旧修繕料でございます。

以上で、歳出を終了いたしまして、次に歳入を説明いたします。

予算調書の16ページをお開きください。

14款1項1目使用料でございます。予算額351万円は、地区コミュニティセンター、集会所、セントピアの施設使用料、冷暖房使用料でございます。

次に、14款2項1目手数料でございますが、予算額5,000円は、地縁団体の証明書の交付手数料でございます。

次の16款3項1目県委託金でございますが、予算額136万2,000円は、県政かわら版配付に係ります県広報紙配布事務委託金と、NPO法人の認証事務等の権限移譲に伴います事務委託金でございます。

次に、17款1項2目財産運用収入で、予算額15万1,000円は、市民活動支援基金の平成

26年度中の利子収入でございます。

次に、19款1項61目基金繰入金では、予算額3,380万2,000円は、コミュニティ推進費の地区コミュニティ活性化事業補助金、市民活動支援補助金、そのほか環境保全対策費の快適環境づくり補助金、花いっぱいまちづくり推進事業及び公園管理事業費の緑化整備事業の財源として市民活動支援基金から繰り入れに伴うものでございます。

最後に、21款5項4目雑入でございます。予算額2,333万3,000円の内訳は、私用電話料及びコミュニティセンター、集会所の電気料等の実費収入、また次ページになりますが、歳出でも説明いたしましたが、自治総合センターが宝くじの普及広報事業として実施しておりますコミュニティセンター助成事業助成金として、自治会館建設への助成金と、同じく各地区コミへの備品購入等への一般コミュニティ助成事業、助成金などが主なものでございます。

以上で、コミュニティ課分について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） ただいま当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑をお願いします。

○委員（谷津由尚） まず、大きく2点、質問をさせていただきます。

まず1点目が、自治会館施設整備補助金の1,756万4,000円の内訳として、ここで、まず小っちゃな質問が三つあるんですけど、一つ目が、自治公民館等設置事業補助金、これが796万3,000円、それともう一つが、コミュニティ助成事業補助金、これが960万の二つに分かれているんですが、一つ目の質問が、これは財源の違いであるという認識でよろしいですね。これが一つ目です。

二つ目が、この二つ、合計の1,756万4,000円で、これを対象としている自治会館の新築棟件数、平成26年度の件数を教えてください。

三つ目が、この自治会館の補助については、補助率が何%なのかを、三つ目、お願いします。

大きな質問の2点目ですけど、これは、地域の活性化ということで、今さまざまな地区コミ、あ

るいは自治会に対する助成事業等々があるわけですが、これは、ある意味、本当に目標を持って。特に郡部の話です。郡部について現実的に相当な格差があることを私も認識をしています。目標を持ってやられているところ、あるいは極端に言いますと、もう年寄りばかりになってしまったと、こうなったのは行政の責任やと極端に言うところ、こういうことをおっしゃるところも、現にあられます。

やっぱりそれだけ格差のある中で、こういういろんな助成事業というのは、目標を持って活動をされようとするところには、非常にありがたいと思うんです。

一方、そうではないところについては、やはり例えば先ほどおっしゃいましたこの地域資源活用事業等々を、最初は行政主導なるかもしれませんが、どんどん積極的にやっていただいて、そういうことを教えるべきだと思うんです。これは、私はお金を使ってくださいということじゃないんです。お金じゃないんです。行動することを教えるということなんです。

平成26年についても、もっとこういうことを、特に今言いました目標を持っておられないところというのは、多分把握されていると思いますので、そういうところに対して積極的に、1年に何回でもいいですから、やっていただきたいなと。それぐらいの意欲がないと、やっぱり地域の感覚を変えるというのは難しいかなと思うんですが。以上、済みません。全部で4点、お願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久） まず、自治会館施設整備補助金の財源を796万3,000円と960万でございますかね。これにつきましては、ちょっと説明でも加えましたが、960万につきましては、財団法人自治総合センターの助成金が充てられるということで、別途記載しているのが現状でございます。そのほかについては、特別なそういう財源がございませんので、市の方で単費で出しているというのが現状です。

2点目が、内訳件数ということでしたが、済みません。20件、予算措置されております。

それともう一点、補助率でございますが、新築につきましては、新築が2分の1、市の補助金でございますけど、上限がございます。世帯数によってでございますが、360万から300万ということで、300万強の2分の1の補助が、市の

場合は、新築の場合はございます。増築・補修につきましては、60万円が上限で、工事費の3分の2を補助しております。

○企画政策部長（永田一廣） 谷津委員の方から2点ございました2番目の件でございます。

地区コミの活性化、特に郡部においては、過疎・高齢化が厳しいところもあると。そういったところに対しては、お金もさることながら、人的な支援、市の担当課がリーダーシップを発揮しながら入っていくということでございました。御指摘のとおりでございます。

先ほど課長の方から、2件の今回の報告をいたしました地域資源、御案内のとおり滄浪、吉川ともに人口減少、過疎化が厳しいところでございます。そういった点もございまして、この二つのモデル地区に入ったところでございます。来年度におきましても、一応湯田地区コミも想定してございます。ここも大変厳しいところだというふうに聞いてございます。

これまでも、48の地区コミに、本市におきます取り組み事例、あるいは他自治体におきます事例等も紹介をしながら、必要なところには、アドバイス、あるいは一緒に視察に行ったり、そういった対応はしてきてございますが、今回の定例会、質問もございました。現在、地区振興計画をつくっていただく中、それぞれの地区コミで三つの重点課題というのを上げていただくことになっております。つきましては、それを関係課に流しながら、その各地区コミ、3点ずつ上がってきますので、それに対する市としての考え方を回答を持ちながら、地区コミに直接入っていきたいと思っております。

そうした中で、谷津委員御指摘のその取り組みをしたいんだけど、どうしたらいいかわからないとかというところには、我々は積極的に支援、アドバイスをしていきたいと思っております。

今年度、二つの地区コミで、NPOの協力をいただきながら、担当職員、ノウハウとか実務を積んだところでございます。そうした経験もありますので、やはり踏み込んで、必要なところには支援があればアドバイスをしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（谷津由尚） ありがとうございます。

ちょっと確認ですけど、まずその施設補助費の方なんです、コミュニティ助成事業補助金 960 万、これは、先ほどの当初の説明だと、一自治会に対する補助というふうに受け取ったんですが、そこをもう一回確認をさせてください。

それと、二つ目の大きな質問の今部長が答弁された内容で、ぜひ地区コミに対する御指導を積極的になさっていただきたいと思います。

1 点だけ、再度確認です。

○コミュニティ課長（十島輝久） その助成金の方の 960 万でございますが、永利町野首の方が、一自治会ということで、補助の上限が 1,500 万で、5 分の 3 の補助率できますので、今回は、960 万ということで、要望をとってやっている事業でございます。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） 建設費でしょう。

○コミュニティ課長（十島輝久） 予算措置の補助金 960 万円につきましては、先ほど言いました永利町の野首の自治会館の建設に当たる市から補助金で出すんですが、その財源としては、自治総合センターの宝くじの収益のそこから、960 万円の補填はありますということです。

○委員（谷津由尚） ごめんなさい。新築の場合、2 分の 1 の助成で、300 万から 360 万マックスというのは、これは、財源が違うからという、補助率が違うということで、その宝くじ財源だと、それが 5 分の 3 になるんだという認識でよろしいですか。

○コミュニティ課長（十島輝久） もう一回。済みません。この 960 万については、自治総合センターの特別な補助制度がございまして、現在申し込んでいる状況ではあるんですけど、まだ決定ではないんですが。一応これを申し込みますと、5 分の 3 で 1,500 万円を上限とした助成金が入ってくると。それでその分を市の方から、また自治会には出すという制度になっています。

先ほど説明しました 300 万円は、市の単費として自治会が建築するとき、そのときに、3 分の 2 で 300 万円から 360 万円を上限として新築の分には支払いますよということです。

○企画政策部長（永田一廣） 補足になりますけど、二つの補助制度があるという御理解をください。一つは、市が市の直営で上限 300 万、

360 万、そういう市の単独事業でございます。これが一つ。

もう一つは、自治総合センターが、宝くじの益金を利用して、全国の自治体にこういう建設費の助成をする。大きく二つがございます。

自治総合センターにつきましては、市の方でセンターからお金を受け入れて、トンネルと言ったら変ですけど、受け入れて、現在は野首を想定していますが、野首に 960 万円をお支払すると。大きくはその二つです。

ただ一点、補足させていただきたいのは、5 分の 3、960 万という多額の助成金が、これはまだ見込みです。決定しているものではございません。全国でも多数のこの要望が出されてきておりますので、各自治体でも厳選をしながら、県を通じてセンターの方に上げるという仕組みになっておりますので、もう上げたら必ずこの自治総合センターから助成を受けられるというのは、決まっているものではございません。

ですから、当初予算に計上するのも、我々はちょっと迷ってはいるんですが、自治総合センターでは、当初予算にこういう形で計上していないと、議決証明書を出さないと、その申請を受け付けないということになっておりまして、もしだめだったら、どこかで落とさせていただくという制度でございます。

以上です。

○委員（谷津由尚） もし抽選に外れたら、どうなさるんですか。

○企画政策部長（永田一廣） 今回、野首自治会といろいろ話をしてきておりますが、こういう制度だと、採択は決定されているものではないということも十分伝えておりますので、もし外れたら、次年度にまた要望してほしいとか、あるいはそういう形になります。

ですから、自治会さんの方も、そこら辺は十分承知されて、外れた場合は、どうされるか、また検討されるということになります。

以上です。

○委員（谷津由尚） わかりました。結構です。

○委員長（佃 昌樹） 関連してだけど、今、野首の方で、自治会館の建設の要望が出てきている。それは、1 件だけですか。

○コミュニティ課長（十島輝久） 現在、1 件だ

けです。

○委員長（佃 昌樹） 1 件だけ。

○コミュニティ課長（十島輝久）はい。

○委員長（佃 昌樹）であれば、そういった有利な補助制度を申請するちゅうのは、もっと当たり前のことですよね。下の方がかなり低いから、不公平感が出るようでは困るなと思った質問です。わかりました。

ほかにありませんか。

○委員（森永靖子）済みません。女性 50 人委員会のことについて、お伺いします。

もう最初、森市長のときに合併をして、かなり男女共同参画に温度差があるということで、鹿児島市が 100 人委員会をつくったのをきっかけに、薩摩川内市も 50 人委員会、50 人ぐらいでどうでしょうかという話を一緒にした経緯があるものですから、そのことには携わっていきたいなと思う気持ちで質問ですが、きのうのまちづくり委員会の方にも、50 人委員会の方から委員として出ておりますという話を聞きました。

せっかく四つの委員会が 50 人委員会もありますので、市のいろんな委員会、審議会等に、それぞれの専門分野の委員に、50 人委員会の中からどんどん出していただいて、もっともってこの薩摩川内市の女性たちが、活動している、アピールしてほしいというふうに思うものですから、そのことで、どういう活動を今しておられるのか、そしてその 50 人委員会の人たちの終了された後のフォローというか、位置づけは、今はどのようになっておりますでしょうか。

それと 2 点目が、生涯学習フェスティバルが、今回は、平成 25 年度はすごく好評で、ああいふ形で、私たちというか、食生活の方も、うどんの方をさせていただいて、大変もうかりました。そのために、市の備品をなかなか買ってもらえないために、鍋とかいろんなものをそのあれで、備品を買わせていただいたんですが、平成 26 年度のそのフェスティバルについて、どのようにやっていかれるのか、2 点、とりあえずお伺いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）まず、フェスティバルの平成 26 年度の方からちょっと答弁をさせていただきます。

毎年、同じような形で、ことし、エネルギーフェスタと同時開催ということで、メインアリーナ

を使つての開催で、また吉本興業とかが来まして、大変大盛況に終わりました。

来年度、どのような形ですか、まだ新エネルギー対策課ともまだ調整はしていない状況ではございますが、ことしの状況を見まして、来年度に向けてどのようにしていくかは、まだこれから検討をしていくことでございますけど、概要自体は、もう同じような形態で進めるつもりではございません。

以上です。

それと、50 人委員会については、グループ長の方に答弁をさせます。

○男女共同参画グループ長（羽田美由紀）男女共同参画グループ長の羽田の方より回答をさせていただきます。

女性 50 人委員会についてでございますが、本年度から、第 5 期の女性 50 人委員会が、2 年の任期で活動を開始しております。

本年度の活動につきましては、第 4 期までと少し内容を変えておりまして、今までは四つの分科会に分かれておりましたが、今現在、九つのグループに分かれて、それぞれ身近な地域の生活についての現状把握から、重点課題の抽出というところまでのグループワークを、たもつゆかり先生のアドバイスを受けながら、第 7 回の協議を実施してまいりました。

重点課題の抽出までの部分を、12 月と 1 月のまちづくり塾、男女共同参画基礎講座でございますが、そのまちづくり塾の中でプレゼンテーションをいたしました。中間報告という時点でございましたが、プレゼンテーションをいたしまして、参加していただいた市民の皆様方からも意見をいただいたところでございます。

それをもとに、来年度は、自分たちで何か事業ができないかということで、経営計画を立てていく計画にしております。それを今までは、市に対する要望というようなものが多かったように思われておりますが、今回からは、自分たちで何か事業を起こせないかということで、今現在協議中でございます。

今までの OB の方々、50 人委員会を卒業していかれた方々の位置づけでございますが、それぞれの方々の中から、各審議会等への委員の登用ですとか、そういうものも呼びかけておりまして、

「まちづくり塾」などへの御参加、フォーラムなどへの参加も、その方々を中心に呼びかけさせていただいております。

以上でございます。

○委員（森永靖子） 生涯学習フェスティバルの方は、わかりました。天気もよかったし、人手もすごく多くて、本当に生涯学習フェスティバルだなという感じを受けましたので、あのような形でまた実施できたらなというふうに思っております。

女性50人委員会の方につきましては、いろいろな形で、外部を呼んでの勉強会もいっぱいやってこられたことで、それをもとにしながら自分たちが今までやってきたこと——今グループ長がおっしゃったように、やってきたことの実績をもとにしながら、もっともっと前に女性たちを出していくというそういう方法をもっと強くアピールしてほしいなというふうに思うのと、さっき言われましたように、その審議会委員会に、どのぐらいの委員会審議会に出ておられるのかなというのがわかったら、教えてください。

○コミュニティ課長（十島輝久） 審議会委員への登用率でございますが、平成25年4月1日、22.9%でございます。

○男女共同参画グループ長（羽田美由紀） 補足をよろしいでしょうか。女性50人委員会の方からは、先ほど課長が申しあげました22.9%が、女性の審議会等への登用率でございます。その中で、約11名が今現在、女性50人委員会の方からの委員として、それぞれの委員会の方へ登用させていただいております人数でございます。

○委員（森永靖子） 50人委員会の中から11人って少ないかなと思いますので、いろんな審議会委員会が幾つあるか、今のところ私にはわかりませんが、いろんなところにどんどん委員として、また審議会の方の委員として出してほしいなというふうに思いますし、以前、森市長のときには、そういう委員会、審議会を出してくれって言われたときに、返ってきた書類の中で、女性が入ってないと、もう一回突き返されて、女性をもっと登用しろという形で、森市長のときに言っていただけで、たくさんの委員を出していただいた経緯があるものですから、いろんなのを探してみ、探してみ、もっともっと平成26年度は、この女性50人委員会が、本当に市の女性たちの

いろいろ勉強をされている方々なので、いろんな形でもっと登用してほしいなというふうに思いますので、要望といいましょうか、お願いしております。

○委員長（佃 昌樹） 要望であります。

○委員（帯田裕達） 何点か、お伺いします。

まず、地区コミュニティ活性化事業のビジネスコースのことでございます。なかなか地区コミにビジネスをなさいということであろうと思いますが、先ほど、谷津委員の方からもありましたように、地区コミも、大きいところもあれば、小さいところもある、高齢化しているところもあると思いますが、これは、例えばそういう申請があったら、審査があつて、それが上限200万円、事業の補助をしますよということでもよろしいんでしょうか。

○コミュニティ課長（十島輝久） ビジネスコースの審査につきましては、先行委員会を設けまして、一応申請されたところには、公開プレゼンテーションという形で、一応自分たちの計画をプレゼンテーションをしていただきますので、それに基づき、審査委員の方で審査をし、適当かどうかという判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（帯田裕達） 当然、申請を受けて、許可があつて、ビジネスコースが始まられたときには、経理上のこととか、今までと全然違う、また簿記とかが入ってきますよね。それと、税制上も、例えばもうけにしても、もうからんにしても、税制上の問題等がありますが、その辺の指導もちゃんとなさってくださいのか。

○コミュニティ課長（十島輝久） 今回のこのビジネスコースにつきましては、今もやっているところがあるわけですが、初めてのところとか、わからないところが多いと思いますので、申請で事業がスタートしたところについては、職員を担当者なりつけて、ある程度フォローをしていきたいなということは考えております。

以上です。

○委員（帯田裕達） 今までやっているところは、赤字になったとか、赤字に転じたとかちゅうのはないわけですか。

○コミュニティ課長（十島輝久） 済みません。収益部分については、なかなかこちらでも把握し

ていないのが状況ですので、地区コミ内で、ある程度経理の中でされていらっしゃると思いますので、赤字になっているのか、どれだけ収益を上げているのかというのは、実際今の時点では把握していないのが現状です。

以上です。

○委員（帯田裕達）もう一点だけ伺います。

コミュニティ主事さんの42人に、もちろん人件費等も出しているわけですが、新たに三つの地区がもう直接雇うということですが、その三つの地区コミのそのコミュニティ主事さんの人件費等は、市からは一切出ていないわけですか。

○コミュニティ課長（十島輝久）人件費相分につきましては、当然必要な部分ですので、地区コミ採用になっても、その分については、市の方の先ほどありました運営交付金の中に加算して支払っております。

以上です。

○委員（帯田裕達）身分制度は、どうなっているんですか。

○コミュニティ課長（十島輝久）身分は、市の嘱託員からも外れますので、国民健康保険、そちらの方になってくると思います。

○委員（帯田裕達）なぜ、じゃあそういうことがあるのか、起こったのか、その辺の説明をお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）なぜ直接雇用になったかということですよ。地区コミの方が、どちらかというと、市の嘱託という身分であると、コミの会長さんもなかなか連携がうまくとれなかったり、市の服務規程がございますので、それらにのっとった形でしている部分もあったりしまして。それと、直接雇用になったにしても、市としては、委嘱をしますので、市の嘱託員としての給料は払いませんけど、委嘱をして、市との連携はとっていただくということで、委嘱状を出すようにしておりますので、ただ雇用形態が市の嘱託員という身分から、地区コミの直接雇用ということでされているというのが現状で、特に市としたら、地区コミの業務が実質的には、9割方を占めますので、その業務に専念できる意味では、地区コミの直接雇用についても、なるべくそういう形を希望される場所については、そのように指導しているところでございます。

以上です。

○委員（帯田裕達）そういう形が、だんだんふえてくるような危惧もするんですが、その辺はどうでしょうか。

○コミュニティ課長（十島輝久）ふえてきて、地区コミでその雇用をうまくされれば、当然地区コミ内は、いろんな意味で時間的にも不規則な勤務時間とか行事とかいろいろございますので、そういうのに活用をしたいとも思っていると思うんですが、実質的には、雇用することによっていろんな事務的なことも出てきますので、余り積極的にない地区コミの方が多いようですので、またそれと地区コミ採用にもしされたにしても、不都合があればまた嘱託員でという——今のところはそういうところはないですが、そういう形ももし出た場合は、また嘱託員に戻すということは、地区コミの説明ではしております。

以上です。

○委員（谷津由尚）ちょっと関連して。先ほど、その地区コミで、今事業をやられているところの収益とか、そういうのはちょっとわからないという御答弁をなさったんですが、率直に申し上げて、私は、それは余りにも無責任ではないかと思えます。

理由を申し上げますと、例えば赤字になる、それは市の責任ではないんです。ただ市がやるべきことは、うまくいかんかった例、うまくいった例、いずれにしても、よき例、悪しき例を明確にして、それをほかに水平展開するという責務は私は市にあると思います。

今、48地区コミュニティがあられて、その中でうまくいっているところがあれば、今から事業をされるときには、あそこはこういうところでうまくいっているんですよと、だからこの辺にノウハウがあるんですよということは、これは指導できますよね。指導すべきだと思うんですね。その逆で、うまくいっていなかったら、そこもきちんとやっぱ言うべき。

ということは、今事業をやられているところに対して、ノーアプローチというのは、これは今から先、今いろんな形で地区コミに対して御指導をしていかなきゃいかんという中で、一番の結論のところはわかっていないというのは、これは、もういかんと思います。いかがですか。この件につ

いては。

○コミュニティ課長（十島輝久） 収益を抑えていないというのは、今までのされているところ、独自でされているところについては、収益事業をどれだけしたという、どれだけ収益があったという報告を義務づけておりませんが、今回補助金を出すことによって、私どもの補助金を活用してされたところについては、やはりそこらは、当然報告をしていただくつもりであります。

以上です。

○委員（谷津由尚） 補助金を対象にされたところは、それでされるということですから、それはそれでお願いします。

その以前から、完全に自分たちでやられているところについては、これは所管が違うかもしれませんが、6次産業ということも立ち上げようとしているわけで、そういうことになると、当然地域を司るコミュニティ課としては、そこはわかっておくべきだと。それは教えないとおっしゃるんですしたら、それは聞く必要はないと思いますが、その点については、いかがですか。わかっておくべきだと思います。私は。

○コミュニティ課長（十島輝久） 6次産業化の件は、こっちも連携をとっていききたいなとは思いますが。ただ独自で、今までも細々といろんな地域でされている収益事業がございます。10地区ほどころんな、しそっぷ物語にしろ、お菓子をつくったり、焼酎を売ったりされていますけど、これは独自の自分たちの財源の中でされていらっしゃるのです、それを収益が上がったのかというのを、今のところこちらから積極的には調査もしていないし、報告の義務も課しておりません。

ただ、今回こういう形で補助事業を立ち上げますので、そういう中でいろんな意味では、参考としていただいたりとか、お聞きできれば、教えていただければお聞きして、そういうのを広くほかの地区にも普及していければなとは思っております。

ただ、補助金を活用していない以上は、ちょっと義務的に出さないというのは、厳しいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） ともかく6次産業化を目指しているということは事実なんだから、その辺

について、やっぱりコンタクトをとりながら、補助金を出すにしても、こういった10カ所ぐらいの地区コミが主体的になって、6次産業化をやっていますと。その中で、こういったところは、成功例がありますとか、こういった経営があつて、ここはまずかったとかという情報の調整は、やっぱり行政として提示をしていくということは大事なことだなというふうには思いますので、ぜひそういったことにも気を配っていただければと思います。

○企画政策部長（永田一廣） 今、委員長の方からもございましたが、本件につきまして、地区コミの協力ももらいながら、開示できる部分は頂戴して、広く周知を図っていきたいと思っております。

なお、このコミュニティビジネスにつきましては、12月の定例会・委員会の中で概案を示していたところでございまして、その委員会に向けて、実は、大馬越のしそっぷ物語、しそジュースですね、どれぐらいの収益が平成24年度はあつて、平成25年度がどれぐらいになりそうだという数字も、事前には内々で教えてはいただいております。

10地区コミに全部わたっておりませんが、やっぱりそういうデータを持ちながら広めていくのが大事ななと思いますので、前提条件としては、やっぱり地区コミがそういうデータを出してくれるという前提ですけれども、相談をしながらこの事業を有効に進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員（宮里兼実） 今いろいろ話が出てきておりましたけれども、やはりそういうビジネスを全く素人の人に、今、大馬越の話が出てきましたけれども。大馬越が一生懸命やっているから、ほかの地域の方も、こういうそれに似たようなビジネスで活性化しなさいって言われても、素人に商売をせんかいと、始めんかいというのと同じようなことですから、非常に大変。補助を出します、補助を出しますって言えば、それは補助が出るのであれば、何かやってみようかなという気持ちは起るかもしれないと思いますが、やはりやる気のある人たちがやるのであればいいですけれども、補助をもらってやってみようかなって、生半可な考えで気持ちでやったんでは、それこそ錢も稼げ

ないということが起こると思いますので、もうちょっと慎重に真剣にこういうのは取り組んでいかなければいけません。ただ補助のばらまきだけではなくして、そういったことを私は要望しておきます。

○委員長（佃 昌樹）意見、要望でございます。

○委員（宮里兼実）コミュニティマイスター事業は、その自治会、コミュニティにボランティアで実施、施設の安全性、利便性を考えてその地域にそういう、これは自治会、コミュニティのいろんな施設などの修理とか改善とかもちろん、私は陽成ですけれども、いろんなこの自治会館にしても、もう建てかえにやいかんなどという自治会館もあったりしますけれども、建てかえるには、金もない、予算もない、それこそ会員も少ないというような自治会が半分ぐらいは陽成もあるんですけれども、こういう自治会館の修理などにも、ボランティアでそういう例えば大工さんとか左官とかいろんな方がおられたら、そういう人たちがボランティアでしてくださいと、これは217万の予算が事業費がありますけれども、そういった要望があちこちからあったら、とてもじゃないけど、この217万の事業費では足りないと思うんですけど、これは、どれぐらいまでの範囲でやられているのか、ちょっと余り理解ができないんですけど。

○コミュニティ課長（十島輝久）グループ長に答えさせます。

○コミュニティ・生涯学習グループ長（田中英人）お答えします。

予算的には、地区コミュニティ協議会が、上限が20万円、各自治会が10万円ということで、コミュニティマイスター事業ですので、原材料費であったり、消耗品であったり、重機等の使用料及び賃借料の方しておりますので、それが上限という形でしております。

本年度も、川内地域の白浜自治会が、やはり金額が補助制度を使ったら厳しいということで、大工さんが自治会員でいらっしゃるという形で、約10万円以内の中で、トイレの改修をされている事例等もございますので、その中で、補助金を使うやり方と自分たちでやるやり方という形で選択をしていただく形で進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（宮里兼実）30万以内の改造・改築しかできないと。補助は30万しかないというわけですね。材料だけ。

○コミュニティ・生涯学習グループ長（田中英人）済みません。自治会が上限が10万円です。地区コミがする場合が20万円という形で別々になっておりますので、大体今、宮里委員がおっしゃったように、原材料の形で、ほとんどがそれになりますので、そこぐらいまであれば、結構な修繕等も可能です。

やはり補助金の改修補助金等を見ると、どうしても工賃がかかってしまう部分がありますので、そういう手に職を持った方々が、地元のために活躍していただくというので、共生・協働の面からも推進しているところでございます。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）もういいですか。

○委員（宮里兼実）はい。

○委員（森永靖子）済みません。自治会のこの区分けの仕方なんですけど、といいますのは、ごみを出すのに、自分の家の隣にごみ収集の場所があるんだけど、自分のところは、その集落じゃないので、そこに出すことができない。自分のところは、遠いところまで雨の日も風の日も運んでいかなきゃならない。で、隣だったので出してしまったら、ここは違うんだということで呼び出されたという経緯があって、聞いてみたら、昔のという言い方はいかんですね、住宅がどんだけ立ち並んできても、以前のままの自治会の集落の分け方で、以前のままなので、やっぱりそのあたりをどれぐらい把握しておられるのかなという問い合わせがありました。ここでお願い、お話をすることでしょうか。コミュニティなので。

○コミュニティ課長（十島輝久）済みません。その自治会については、自治会の区分けは、ある程度こちらでお示ししているのも現状です。そういう中で、どうしてもごみの位置が、収集所がどこにあるかで、そういうケースは出てくるかと思えます。

ただ、自治会は、ある程度区分けはしていますが、強制ではございませんので、自治会を隣の方に入るとか、そういう個人の主張があれば、そこは考慮している部分もございますので、そこは、どちらに入られるかというところのあれにな

ってくるかなと思っています。答えになっているかどうかですけど。

○委員（森永靖子） どちらに入るかは、個人の勝手なあれだということで、以前にも聞いたことがあったんですが、ずっともう固定観念があって、小さな数字でもここここは違う、昔のまんまのところ。大きな通りを、国道を隔てても同じ集落というのがあったりするので、子どもの学校の通学に関しても、隣の子は向こう、こっちはこっちってなっているの、行政の担当の方でしっかりしたそういう指導というか、何かそういうのをやってもらえないかという相談がありました。

以上、ここでお話をしておきたいと思います。

○コミュニティ課長代理（屋久弘文） 自治会については、自治会を管理するシステムを私どもの方の課の方で持っていて、その管理システムの中に、ある自治会の範囲というのを住所・地番等で入れ込んでありまして、自治会の加入の促進をするという意味もありまして、市民課の方に手続に来られて、何町の何番地に入るんだというような手続をされたときに、そこの自治会は、何町の何々自治会ですよというのは、自動的に出るようにはなっているんです。範囲を仮に決めてあるものですから。

これは、いわゆる昔からの地権者の意見を聞きながら線引きをしてあるんですが、実際問題として、先ほど課長が申し上げましたように、この自治会の範囲なんだけど、隣の自治会に入っちゃるという、いわゆる飛び地的に自治会に加入されているのもたくさん市内にありまして、そこまではちょっと制限できないかなというのがあるんですが、それとなおかつやっぱり自治会を範囲を決めてあるというふうに言いましたけれども、ちょうど自治会境では、もうやむを得ないことなのか。目と鼻の先にその集会所があっても、自分の自治会の集会所の遠いところに持っていくとか、それはどこの地区でも言えることで、その自治会の中央部にゴミ等のステーションがあればいいんでしょうけど、脇の方にあたりという地区もたくさんありますので、そこらあたりは御理解をいただきたいなというふうに考えております。

○委員（森永靖子） 新しく転居して転入してこられたり、そういう指導は受けておられる人は、それぞれのところに入られるでしょうけど、もう

ずっと以前からそこに住んでいたという人は、昔のまんまの集落におられるわけですので、そういう人たちのことを今、話をしているのであって、そういう集まりのある地区コミとか自治会とか、そういうのが集まりがあるときに、そのような話を担当の方で、集まりの中でしてほしいというふうに要望しているところです。

○企画政策部長（永田一廣） 今の転入者への紹介の仕方がございました。森永委員がおっしゃりたいのは、行政の方できっちりその自治会境を決めて、これまた転入者だけではなくて、今住んでいる方に対しても、それをきっちり示して、適当なところに入るように、そういう仕掛けをしなさいということなんでしょうけれども、やっぱりこれについて、行政が線引きをして、もうこっちに入れこっちに入れという形はできないと思います。

あくまでもその市民の方、あるいはその自治会の中で話し合いをしながら、例えば隣の自治会との話し合いをしながら、やっぱりその地域の住民の方々と整理していただかないと、行政で線引きをするというのは、ちょっと難しいということでお答えをさせていただきます。

○委員（森永靖子） 言い方でそういうふうにとられるし、聞こえるんでしょうけど、私が言うのは、そういうふう線引きをしてほしいという言い方ではなくて、例えばどっちでも入ってもいいんですよって、どっちでもいいんですよってという言い方であれば、そういう集まりのときに、そういうシステムについて話をしてほしいということなんです。

自治会長さんたちが、昔から入っているのに、それもわからんのかっていうことだったので、今はどこでもいいんですよ……。

[発言する者あり]

○委員（森永靖子） ですね。今質問をしているところですので。済みません。

どっちに入っても、それは構わないんですよってことであれば、私は、行政の方に線引きしてほしいって言っているつもりは、部長、ありません。

ただ、そういう集まりのときに、今はそのようなシステムになっているので、どちらでも自分の考えていいんですよというのであれば、そのような説明をそういうところで、皆さんがわかるような

説明をしてほしいというふうに話をしているんです。

私に相談をされた方は、二人ほど来られたんですが、そのような話をしても、なかなか聞いてもらえないし、わかってもらえない。それで自分は、会長を受け継いできているのでっていうふうにおっしゃるんだそうで、そういう集まりの中で、例えば今はそういうふうになっているので、転入者については、詳しく市民課の方で話をされてわかりますけれども、前からおられる方は、やっぱりそれがずっと残っているので、会長さんになられる人たちに、そういうことであれば、どこでも自分が入りやすいところに入ってもいいですよというふうであれば、その説明をしてほしいというふうに要望です。

これで終わります。

○委員長（佃 昌樹）コメントがありますか。

○コミュニティ課長（十島輝久）自治会の全てにそういう形で入るのは、ある意味、今まで何もなかったところに波風が立ったりしますので、特に入ってはできないんですけど、今でも個別でそういう御相談があれば、コミュニティ課の方で受けますので、そこはそういう形で個別案件として、そういう御不満がおありであれば、コミュニティ課に来られるなり、電話でも結構ですので、言ってくだされば対応はしたいと考えております。

以上です。

○委員（森永靖子）今終わりますと言いましたが、済みません。

個人で個別で役所の方に来ますと、またいろんなそれ以上のいろんなのが言ったというのが出てくると思います。ですからそういうのではなくて、全体的なところでわかっておられない会長さんも、新しくなられた会長さんたちはいらっしゃると思うので、そういうのが自分の地域にあれば、それは対応してほしいとか、今こうなっているんだという話を何かのついでにいただければというお願いなんですけど、そこも無理でしょうか。長くなります。ごめんなさい。

○コミュニティ課長（十島輝久）今ある自治会にいらっしゃって、また新たなそういう隣のところに入るとなると、手続的にも、やはり現在いる自治会の脱会届。今の、する場合は、脱会届を出して、新たな自治会に今度は加入手続をするとい

う手続を正式にはしてもらっておりますので、そういう形をとってまで、その自治会を変わられるということであれば、自治会長には、加入とか脱会の自由はあるということで、強制加入じゃないですよということは再三言っていますので、そこらについては、余り行政側からそこらを強く言えない部分も、加入促進をしている以上は言えない部分もございますので、やはり個人の方の方で、ある程度コミュニティ課とか、そういうところに来て、当然来られれば、私どもの方で自治会長には言いにくいのであれば、こういう指導とかってそういうのはできますので、そういう形で対応させていただきたいなとは考えております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）いいですか、森永委員。

納得はしていないようですが。

それでは、質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

○議員（小田原勇次郎）ありがとうございます。今はまだ予算審議中ということで理解をしておりますので、予算についての部分で。

先ほど、帯田委員が御質問をされたコミュニティ主事の件では1点、あと2点は補助金なんですけど、1点目のそのコミュニティ主事の関係なんですけど、以前、私が企画経済委員会に所属をさせていただいておった時期が、四、五年前にありまして、その際にコミュニティ主事から、ある地区が先陣切って、もうコミュニティ主事の派遣は要らないと。そしてもう直属・直系の自分たちの臨時職員で雇うということが、1件発生しました。そのときに、私は、こういうことを認めておられたら、なし崩し的になりますよということを申し上げたんです。

そうしたときに、当時は橋口課長だったんですが、いずれは、自立してもらって、コミュニティ主事はもうなくしていく方向で、もう行政当局としては考えているんですという答弁は、その当時はあったんです。

ただ、私は、そのときに申し上げたのは、コミュニティとコミュニティ主事の役割っていうのは、コミュニティ運営の要するに指導助言の立場で、行政で人材を育成して地域を育てるという意味合いがコミュニティ主事にはあるんですよと。それを、銭はくれ、もうその行政からの指導は要らん

という形で、なし崩し的にしてしまうと、別なところにも広がっていきますよということを私は申し上げます。

ですから、今、帯田委員がおっしゃることは、まさに私はその当時言った、どんどん広がっていますから。そうした中において、今度は、逆説的に言えば、副委員長は、地域のことはちゃんとしっかりと指導していけよという部分がある。この役割は、私はコミュニティ主事の仕事だと思っていますから。だからコミュニティ主事が、行政との橋渡しをして、学んできて地域で発揮して、そういう実力を発揮して地域をつくっていくというのが、このコミュニティ制度の根幹だと私は思っているんです。

ですから、そこあたりの一応何というんでしょうか、考え方をきちんとしたものを持っておかないと、各地区によっては、コミュニティ主事は課長の配下ですから、要するに行政の指揮命令権にあるわけですよ、コミュニティ主事の場合は。臨時職員の場合は、コミ協の会長が、自分の命令で動かせる職員なんです。直属の職員ですから。そうしたときに、コミュニティ主事の場合は使い勝手が悪いと。行政からの直属やから。だからもう後は、その人件費をくれと、おれたちは使い勝手のよか人間を雇うからと、これが私は発端だというふうに私は認識しているんです。

だから、こういうのを認めてしまっていくと、行政からの連絡調整、先ほど言ったいろんな情報を、有効な情報をこちらの方にも提供してもらえませんかというのも、私はコミュニティ主事が、橋渡しになってやってくださればいいと思っていますから。そこあたりが途絶えてしまう可能性がありますので、そこあたりの組織運営の中で、今後はきちんとした格を持った中で指導していく必要があるというふうに私は思っておるんですが、部長、お考えがありましたら。

○企画政策部長（永田一廣） コミュニティ主事のあり方についての御質問、御意見でございました。前任の課長が、最初は、二つの地区コミで、こういう地域採用の形に切りかわっていったかと思えます。

当時、課長の答弁でも、将来的には、やっぱり地区コミが自立していくという姿を考えた場合に、地域での採用というのが将来的にはいいんじゃない

いかということで、私もこの場に同席しておりますして、しっかり記憶しております。私もその当時の考え方を今も持っております。

行政からの指揮命令についての御懸念の点につきましては、先ほど、課長の方も答弁しましたが、地区コミで採用する職員ではありますけれども、無報酬ですけれども、市の地区コミ主事という方は、必ず1名は配置してもらっています。そういう形で市の行政事務をお願いする場合は、その当該、コミュニティ主事に発令したその方をお願いしながら行政は進めておりますので、雇用形態は違いますけれども、行政からの指揮監督といえますか、そこは、対応はとれているというふうに考えております。

それともう一点、最初にございました、コミュニティ主事であれば地域が使いにくいというんですか、確かにそれもあったかもしれませんが、私の理解といたしましては、こう考えております。当時、市の嘱託員のコミュニティ主事が、全48人配置しました。それともう一つは、運営交付金を交付して、その中で地区コミで採用される職員の方も、それぞれ1名1名ぐらいずついたと思います。

うちの方の嘱託員の場合は、17日勤務という一定のルールがございまして、このコミュニティ主事と地区コミで採用される職員とのバランスというんですか、そこがかなり難しいという点が一つ。

それと、17日勤務ですけれども、地区コミによっては、例えば半日でいい、夜の出方もあるという、一人じゃなくて、もう少し分割して、二人でも3人でも地区コミで採用して、使い勝手のいい形にしてほしいと。これも自立に向けた取り組みだというふうに考えておまして、そういった考え方であるならば、私としてはいいんじゃないかと。ただ繰り返しになりますが、指揮命令の関係がありますので、無報酬ではありますけど、地区コミュニティ主事の発令は、一人は必ず受けていただいて、市のいろんな情報連絡とか、そういったのは変わらないようにしてもらおうという制度にさせていただきます。

私の方からは、以上でございます。

○議員（小田原勇次郎） 部長の答弁は、自分も十分に理解をしております。

今後、指揮命令権の盾に、いわゆるコミュニティの直属の職員について、いわゆる地区コミが、行政との関係という部分は、お金はいただけるけれども、余り口は出さんでくれというようなことに。その口を出すというのはやれこれ口を出すというのではなくて、指導助言ですから、だから必要なときには、行政は後押しをしてあげればいいわけですから、そこあたりの関係がうまくいくような形をとっていかねばならないのかなという、ここはやっぱり懸念材料として残るところがあります。

もう一点、質問なんです、2年ほど前に、たしか自治会長会の席の中で、ある自治会長さんから、自治会館の公民館の耐震化に向けた補助金を検討してほしいというような御要望があったんですが、以前、私が質問をしたときには、スクラップ・アンド・ビルドじゃないと、なかなか補助は制定できんというのは理解しているんですが、何かそこあたりの今は当初に反映されていないんですが、何かいわゆる展望とか、そこあたりの検討の状況があったら聞かせていただきたいんですが。

○企画政策部長（永田一廣） 私が、把握している範囲内で答えをさせていただきます。

まだ検討の段階だというふうに考えておりますが、自治会が持っている公民館を避難所とかいろんな形で、災害対策、あるいは選挙で活用させているケースがございます。御質問の点についてそういう活用の仕方もありますので、防災安全課の方で指定避難所とかをする場合に、耐震化が心配だよねといったものについては、補助金を出して改築してもらうような仕組みを研究はしているというのは、聞いてございます。

ただ、まだ予算化、制度がしっかりでき上がったとは聞いておりませんので、これからの研究課題だというふうにお答えさせていただきます。

○議員（小田原勇次郎） ありがとうございます。

○委員長（佃 昌樹） 地区コミの主事の問題についても、いろいろな意見があるだろうと思いますが、ただ私の考え方としてちょっと意見を申し上げたいんですが、地区コミュニティ協議会制度ができて10年になるんですね。

何のための地区コミュニティ協議会制度かという、トップダウンで地区コミを行政が支配して

いく、または使っていく、こういうものじゃなかったはずなんです。

地区コミュニティ協議会制度を採用して、結局住民が活かされるために行政がどういう支援ができるか、地域を活性化していくために、または福祉を増進していくために地域をどれだけ行政が支援をしていけるか、それが一番のポイントだったはず。そこで地区の振興計画もつくったりして、それなりに地区としては、自活できるところがあれば、まだ依然として、その途上にあるところもある。

それぞれの地区コミの発達段階が、まだまだ一線じゃなくてばらばらになっているわけですよ。それをどういうふうフォローアップしてやっていくのか、ここがやっぱりそれぞれ大事なところで、一律にトップダウンをとというようなやり方は、絶対これはできないわけで、そこから主事の問題は、どう考えたらいいのか。

やっぱり原点をきちっと持つとって、じゃあ主事を行政で委託をしてやる方法、それから先ほどもあるように、地区コミが独自で採用する方法、それはそれなりに地区コミの成熟の問題もありますので、そういったところからどういった選択をするのか。選択をしたときに、本当に地区コミが機能をして自立ができる状況になっていくのかということを、一つ一つの地区コミの分析をしながら、48しかないわけだから分析をしながら、今後どういうふうにしていったらいいのかなということは、やっぱりやらざるを得ない一つのコミュニティ課の仕事だなというふうに思いますので、ぜひそういったことで頑張っていただきたいなと思います。もう答弁は何も要りませんから。

○議員（持原秀行） 1点だけ、教えてください。

先ほど、永利町の野首公民館が、自治総合センター、要するにもしあわよくば当選すれば、補助金が960万おるといことで、この中で一つ。先月うちのところで、山堂自治会というのが今度つくったんですが、実は、これは区画整理の中で移転をして市の補助をもらってつくったんですが、実質足らなくて、個人が借り入れて、今まだ返済をしているという状況もあるんですが、それは、将来的にまたこういう自治公民館を直さないかん、つくらないかんというのが発生する予定があるんですが、こういう区画整理事業に入ると

ころなんかもこういうのに、事業のこれに応募できるんですか。ちょっとそこだけ教えてください。

○コミュニティ課長（十島輝久）そういう移転とか、そういうのになった自治会館についても、その分の移転補償費分は多分除かれると思います。それを除いた分については対応ができるということです。

○企画政策部長（永田一廣）同様な事例で、今、西回り高速ができています。高江のたしか白浜自治会だったと思いますけど、ちょうどルート上に、その自治会公民館が当たりまして移転補償費が出ました。その際につくりかえられたんですが、その移転補償費については、自己財源じゃなくて、別途、算定がえにしまして、その2分の1なら2分の1、上限300万の中で市の補助金を出してつくっていただいたと。

繰り返しになりますが、区画整理の中の移転補償、白浜の方は、高速道路をつくったときの移転補償、その移転補償費の取り扱いはちょっと別途計算させていただきますが、市の補助制度には乗っかるということで御理解をいただいていいと思います。

〔「部長、三堂ですよ」と呼ぶ者あり〕

○企画政策部長（永田一廣）ああ、宝くじ助成の方ですか。

〔「そっちの方」と呼ぶ者あり〕

○企画政策部長（永田一廣）同じような取り扱いになろうかと思います。

○議員（持原秀行）わかりました。

○コミュニティ課長（十島輝久）済みません。説明が不足しましたけど、三堂は、この補助金を使っても、活用して建設をされております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）宝くじの。

○コミュニティ課長（十島輝久）はい、宝くじの本年度この……。

〔発言する者あり〕

○コミュニティ課長（十島輝久）済みません。市のでした。申しわけありません。市の補助金の300万円を活用して。済みません。失礼しました。

○議員（持原秀行）ありがとうございました。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。
一応ここで予算については本案の審査を一時中

止いたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査を行います。

所管事務について、報告はありませんか。

○コミュニティ課長（十島輝久）資料は提出しておりましたが、予算の説明のときに同時に説明をしておりますので、そのほかはございません。よろしくお願いします。

○委員長（佃 昌樹）所管事務については、予算と同時に説明をいたしましたということですが、ないということであります。

委員の方から、何かありませんか。

○委員（帯田裕達）ちょっとお伺いします。

平成27年度で、樋脇地区の市比野地区については、四つの集会所が、無償譲渡ということで話がもうついているわけですが、その無償譲渡される前の改修とか修理、その点については、どのようなことが、進捗はどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

○コミュニティ課長（十島輝久）平成26年度の昨年の暮れから、その無償譲渡に係る集会所につきましては、どのような改修要望があるかというのを、要望を今聞いて集約をしているところでございます。

それらを検討した中で、予算の範囲内、または危険性とか必要性を十分勘案して、そういう中で平成26年度、平成27年度で対応はしていきたいとは考えておりますが、どこまでするかというのは、まだはっきりしていないところでございます。

以上です。

○委員（帯田裕達）耐震性も含めて、まずそこは大丈夫だろうと思うんですが、無償譲渡ちゅうことですので、あとコミが修理をすぐせにやならんようなことはないように要望しておきます。

○委員長（佃 昌樹）要望であります。

委員の方は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）委員外議員の発言を許します。

○議員（持原秀行）先ほど、森永委員が言われましたごみの収集所の関係ですね。あれは地域で、

自分のところもあるんですけども、確かに区画整理事業をされて、市からここですよと言われても、今、底地番のところ建てて、実質はどんどん離れているんですね。だからそこでどこ公民館に自治会に入られていても、現実はずうんですよ。地番が飛んだりしていますので。

ですから、その中では、今確かに従前の人が、新しい仮換地のところに行って家を建てておければ、確かに今森永委員が言われたように、隣の自治会の収集所が隣にやっこい、自分のところはもっと先に帰っていかんやいかんと、出していかにいかんという事態も発生するんです。

ですから、そういう中では、同じ自治会に、もう例えば隣の自治会、こちらの自治会、Aという自治会、Bという自治会に、実際市民として入っておれば、近いところにも出していいんじゃないかっけというそういう柔軟な指導も、できればこういう森永委員が言われるようなことはないと思うんですけども、そういうあたりのところの指導ちゅうのは、自治会に加入させる側からいけば、柔軟に対応はできないんですかね。

○コミュニティ課長（十島輝久） 個別の対応ですので、状況をこちらでも把握しないと、また環境課との協議もございますので、そこら辺、そういう事例があれば、先ほどもちょっと言いましたとおり、御相談をいただいて、また調整はしていきたいなと。ここで、できるできないはちょっと厳しいのかなということで。御相談をいただければ、また関係課とも調整して対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） 話の中身が、環境課の所管になるんじゃないかなという気がするんですよ。ごみに特化した問題ですから。ごみ以外で出ているわけじゃなくて、ごみの問題で出ているわけで、その辺のところは、環境課と、こういった問題が発生をしていると。そういったときに、どういふうに自治会長さん方に理解をしてもらって、どう処理をしていったらいいのか、その辺、関係課と協議をして、統一見解が出れば、それなりにまた機会を見つけて、自治会長さん方の説明というのかな、そういうものも持っていただきたいなと思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑は尽きたと認めます。
以上で、コミュニティ課を終わります。御苦勞さまでした。

△情報政策課の審査

○委員長（佃 昌樹） 次に、情報政策課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（佃 昌樹） ここで審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長の概略説明を求めます。

○企画政策部長（永田一廣） 情報政策課の概要につきまして、資料の方は、37ページの中段からになります。

当課の事業としては、大きく3点。まず甌島地域4カ所への映像配信用のライブカメラを整備したいと考えていること。2点目に、平成28年1月から国の制度として導入予定でございます社会保障・税番号制度――前政権時代はマイナンバー制度でしたが、この制度に関しまして、システム改修など初期の準備作業に着手。

次の38ページになります。最後ですが、本庁支所の窓口業務におきますサービスを向上するために、総合支援型窓口システムの改修、並びにテレビ会議を想定したシステム機器の導入経費を今回計上しているところでございます。

この後、予算概要につきましては、課長の方から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） 引き続き当局の補足説明を求めます。

○情報政策課長（瀬戸口良一） 情報政策課でございます。

平成26年度予算の内容につきまして、初めに歳出から説明を申し上げますので、お手元の予算調書の105ページお開きください。

まず、上の段になります。

事項、地域情報化推進事業費は、地域情報化の調査・推進及び整備した光ファイバ等施設の維持管理に係る経費であり、事業費は1億272万円です。

経費の主な内容は、本土・甌島間海底光ケーブル保守点検やネットワーク機器等サーバの保守、部長が説明いたしました甌4町から島の風景や名所のライブ映像を、インターネットで広く情報発信するためのライブカメラ整備に係る委託料、道路拡幅等に伴う光ケーブルの移設に係る工事請負費、職員研修や鹿児島県電子自治体運営委員会等の運営負担金、及び地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区の解消を図るために、共聴施設を新設及び改修する地区に対しての補助金です。

次に、下の段になります。

事項、情報管理費は、行政情報システムの安定運用に係る経費であり、事業費は2億1,718万2,000円です。

経費の主な内容は、既設の基幹系システムの運用に係る委託料のほか、新規事業として、部長が説明いたしました、個人・法人ごとに番号を付番いたしまして、複数の機関に存在する情報確認することにより、社会保障・税分野等の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤を整備しようとする社会保障・税番号整備事業、いわゆるマイナンバー制度導入に係る委託料や、継続事業として平成25年2月に稼動いたしました総合支援型窓口システムのさらなるサービス向上等を図るために改修する委託料等の経費、及び地方公共団体情報システム機構等負担金や職員研修負担金です。

続きまして、歳入予算について説明を申し上げますので、予算調書の18ページをお開きください。

1行目、2行目の、15款2項国庫補助金1目総務費補助金1,735万円は、総務管理費補助金で、社会保障・税番号制度整備補助金、及び地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区の解消に係る無線システム普及支援事業費等補助金です。

3行目、17款1項財産運用収入1目財産貸付収入76万2,000円は、財産貸付収入で移動通信用鉄塔施設伝送路の貸付収入です。

以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○情報政策課長（瀬戸口良一）委員会資料21ページをお開きください。

地上デジタルテレビ放送の新たな難視地区における対策の現状について報告いたします。

資料の1、2では、新たな難視地区の定義と対策事業の目的を記載しております。

この事業は、地上デジタルテレビ放送が平成23年7月24日にアナログからデジタル化されたことに伴い、新たに発生した難視地区の解消対策として平成21年度から開始された事業で、今年度で実施5年目になります。

下段の3の事業の実施状況をごらんください。

（1）にありますように、10地区で、既設の自主共聴施設改修に対して補助金を交付しております。

続きまして22ページをお開きください。

（2）にありますように、25地区の自主共聴施設の新設に対して補助金を交付しております。

この改修、新設に係る5年間の事業費は、表一番下の記載のとおり、実施世帯数625、総事業費約3億7,700万円うち国庫補助金が約2億9,400万円、市補助金は約1,800万円となっております。

続きまして、4の対策別実施状況につきまして、左側、ナンバー1の共聴新設地区につきましては、対象地区43地区のうち対策完了が42地区、未完了地区1地区となっておりますが、この1地区も3月中に対策完了となります。なお、この43地区を25地区に統合して共聴組合を結成しております。

ナンバー2の既設共聴改修対策につきましては、10地区全てで対策が完了しております。

次に、ナンバー3、4、5の対策は、総務省テレビ受信者支援センター、通称デジサポと言いますが、デジサポが実施する事業となります。3の

高性能アンテナ対策につきましては、対策未実施地区が1地区となっており、この1地区も3月中に対策完了となります。4の既設共聴加入対策、5の市の公共ネットワークの光ファイバーを利用した市光利用対策につきましては、対策完了となっております。

最後に、5の平成26年度以降の対応については、平成26年度まで国の事業が継続されることから、地域の要望があれば、市も引き続き事業を実施いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（佃 昌樹）地上デジタルテレビ放送の難視地区の解消の件についての説明がありました。

御質疑願います。

もう全部解消しているんでしょう。

○情報政策課長（瀬戸口良一）はい、解消しております。

○委員長（佃 昌樹）解消したちゅうことになると、問題はないちゅうことですから。ございませぬね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）それでは、質疑はないと認めます。

委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課を終わります。御苦労さんでした。

ここで休憩をいたします。

再開は、1時といたします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

○委員長（佃 昌樹）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

△広報室の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、広報室の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市

一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）ここで審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

部長の説明をお願いいたします。

○企画政策部長（永田一廣）それでは、広報室の概要につきまして説明いたします。

当初予算概要の方は、38ページから39ページにわたり、3件記載してございます。広報室は、広報広聴に関する業務を所管しております。

まず意見交換会の開催でございますが、市民の意見、要望等を市政に反映させるため、市長が各地域にみずから出向き、住民の方々と意見交換をするもので、まちづくり懇話会ということで開催しております。

次の広報薩摩川内、市民の皆様広く行政情報などをお知らせするため、原則、月2回発行して配付しております。

また、39ページになります。市制施行10周年にあわせまして、今回、記念誌等を作成する予算も相談しております。

以上です。

この後、予算概要につきまして、室長の方から説明いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）引き続き当局の補足説明を求めます。

○広報室長（小原雅彦）歳出予算から説明をさせていただきます。

予算調書の106ページをお開きください。

まず、事項、広聴活動費は、市政モニター制度やまちづくり懇話会などの広聴活動に要する経費67万3,000円です。

経費の主な内容は、市政モニターの出会謝金と旅費です。

なお、平成26年度のまちづくり懇話会は、東郷、樋脇、入来、祁答院地域の4中学校区と、鹿島・下甌、これは一つですが、合計5会場での開催を計画しているところであります。これに要する旅費16万6,000円を計上しております。

次に、事項、広報管理費でございます。

広報薩摩川内の発行や市のホームページ、それから川内駅の外側にあります情報掲示板、大きなモニターテレビですが、これらの管理など、広報業務に係る経費でございます。

内訳として、広報員会等旅費の17万9,000円は、広報紙と市民目線のそういうものを目指すところでありますので、公募により、市民6名の方々に広報委員となっていて、年3回開きまして、いろいろ御意見を頂戴しているその経費であります。

次に、広報薩摩川内等印刷製本費2,023万5,000円は、月2回発行の広報薩摩川内と同お知らせ版、市制10周年のパネル製作に要する経費が主なものでございます。

次に、広報紙等作成DTP業務委託等の1,608万6,000円は、広報紙の構成デザインのほか、デザインをするDTPの業務に係る経費、それから市制10周年記念紙の発行に要する経費、そのほか駅ビル情報のその表示板のコンテンツの製作業務の委託、FMさつまさんのラジオ広報の業務の委託などが主です。

このほか、DTP用のパソコンに係る経費、日本広報協会の負担金であります。

なお、補助金については、予算の計上はございません。

次に、歳入予算の説明をいたします。

予算調書の19ページをお開きください。

広報室所管の歳入予算の主なものは、科目、雑入の広報紙等広告掲載収入の198万円であります。これは、広報薩摩川内、毎月10日号の掲載の広告のひろば——一番の裏の方です、の広告のひろばと、市のホームページの一番下にありますが、このバナーの広告分であります。

調書の説明は、以上でございます。

なお、予算に関連がございますので、委員会資料もあわせて説明をしてもよろしいでしょうか。

○委員長（佃 昌樹）はい、どうぞ。

○広報室長（小原雅彦）それでは、委員会資料の23ページをお開きください。

市制施行10周年記念事業に関連する広報室が担当の事業であります。

1点目、市制施行10周年記念誌発行事業は、記念式典参列者の配付のため、10周年の歩みをつづった記念誌を2,000部作成いたします。予算は、先ほど説明した広報管理費の委託料に計上しております。

続いて2点目、市制施行10周年パネル製作事業は、市誕生から現在までの主な出来事を写真パ

ネルにして、10周年記念式典に展示します。

あわせて、平成26年度に10周年記念の関連のイベントが幾つかございますので、展示が可能なものに使用したいと考えております。予算は、広報管理費の印刷製本費に計上しております。

以上で、広報室所管の歳入歳出予算についての説明を終わります。

なお、その他所管事務はございません。

以上でございます。御審査方、よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（宮里兼実）部長にお尋ねしますけど、さっきも、これはどこやったけ、情報政策課でもでしたけれども、今、印刷製本費2,000万、そしてDTPの業務委託費、この委託費というようなこんなもんですか。

委託費というのが全てに、今は言いますけど、ここだけじゃないと思う、この広報だけじゃないと思うんだけど、全ての業務委託費が金額が、もう少し安く交渉はできないの。

○企画政策部長（永田一廣）広報室では、広報薩摩川内の印刷業務、DTP業務委託、そして午前中に終わりました情報政策課の関係の委託料からの経費を相談しております。費目につきましては、委託費で従来組んでおりますし、費目としては、これが正というふうに理解している。

議員が御指摘なのは、金額についての御質問でございます。貴重な財源ですので、有効に使うというのが、我々公務員の務めですので、常に経費については、精査をしながら予算要求し、執行もしてきてございます。

ちなみに、今回のこの広報紙につきましの予算額につきましても、これまでとほぼ同程度の金額でありますし、予算要求に当たりましては、毎年ですけれども、関係業者から参考見積もり等を徴しながら、予算を措置してございますので、適正な額でお願いしていると思っております。

なお、執行に当たりましては、厳正な入札執行事務によりまして、一番最低価格の業者と締結するというのが、もうこれは言うまでもないことでございます。

以上でございます。

○委員（宮里兼実）今は、こういう御時世です

ので、なるべく抑えるように、抑えるところは抑えて、出すべきところには、ばらまきじゃないけれども、どんどん出していただくような方向で。要望です。

○委員長（佃 昌樹）ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達）このまちづくり懇話会の御開場は、何月ごろを予定されているのか、それを教えていただければ。

○広報室長（小原雅彦）まだ計画はしておりませんが、できるだけ早い時期に始めるように、早ければ6月以降から始めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。委員外議員の発言を許します。

○議員（小田原勇次郎）1点、御質問をいたします。

前置きといたしましては、委託料につきましては、この中にFMさつまさんだいの朝夕の市の広報が、朝と夕に1回ずつの部分で、たしか百七、八十万程度の委託料を盛り込んであったというふうに思っております。

広報の媒体として有効な媒体であるという認識のもとに、なおかつFMさつまさんだいを育てるという意味も含めまして、大いに活用した広報媒体として、今後も活用していただきたいという前置きを踏まえまして、今度は質疑の部分の中で。観光・シティセールス課にも、FMのいわゆる何ですか、広報的な要素の予算措置が盛り込まれているんです。

ですから、これは部長にちょっとお尋ねしたいんですが、以前、旧川内市時代には、広報というのは、市長直轄の秘書広報課にあったんです。ですから市政のスポークスマン的な役割を広報が担っていった時代があるんですが、今のこの広報形態に、非常に市政のスポークスマン的な弱さを感じる部分が、どうしても。要するに観光・シティセールス課は、観光・シティセールス課で勝手にセールスで広報予算をつけて動いている、広報は広報で広報紙が動いているという、そういう広報の強さというのを非常にあんまり感じられないという部分があるんです。

ですから、もっと広報は、市政のスポークスマンだという部分の中で、強い広報市政という部分

をとっていかれてもいいのかな。これは行革にも係る部分なので、答弁しづらいかもしれませんが、部長の何かお考えがありましたら、お聞かせ願いたいんですが。

○企画政策部長（永田一廣）現在、小原室長以下、広報広聴業務に携わっておりますが、さらに充実するためにも、体制、あるいは組織の見直しも含めて、検討をしたらどうかという御提言というふうに承ります。

御指摘のとおり、現在、市長に直結するところとしては、秘書室がございます。記者さんとか、いろんな対外的な窓口になっております。他方、市のいろんな行政情報を発するのが、広報室なんです。それで秘書室と広報室というのは、本当に関連する業務、あるいは一体となった方がいいという考え方もございます。

従前の旧川内市時代にも、秘書広報課という形で合体した課もございました。この点は私も十分承知しておりますし、組織の見直しも、実は今回内部で検討はしたところですが、まだいろいろレイアウトの関係とか、体制的な問題とか、十分煮詰まらなかった関係で提案するに至っております。4月スタートには至っておりません。

ただ、繰り返しになりますが、ここ一、二年、少人数化の課の体制強化というのがあります。そういった点で、広報広聴ということで、秘書室と広報室が一体となった組織づくりができないかというのは、今研究しておりますし、引き続き研究していきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、市のスポークスマン的な立場があります。それと、記者さんとの窓口も秘書室で受けたり、広報室で案内をかけたりとか、いろいろ不都合という面も室長から聞いておりますので、ちょっと時間をいただいて体制強化を図っていききたいと思っております。

以上でございます。

○議員（小田原勇次郎）ありがとうございます。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○広報室長（小原雅彦）所管事務調査で説明する部分はございません。

○委員長（佃 昌樹）所管事務調査は特にないということですが、あえて質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質問はないと認めます。  
委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。  
以上で、広報室を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △新エネルギー対策課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、新エネルギー対策課の審査に入ります。

---

#### △議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）ここで、審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、新エネルギー対策監の概略説明を求めます。

○新エネルギー対策監（向野陽一郎）新エネルギー対策監の向野でございます。

平素より、次世代エネルギーの関連施策の実施に関しましては、委員各位の多大なる御支援と御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

発足以来、2年半という時間が経過した中で、昨年度、次世代エネルギービジョン、それから行動計画を策定し、具体的な事業を、これらビジョンや行動計画に沿って実施をしております。

取り組みの方向性といたしましては、市民生活、それから産業活動、都市基盤の整備という三つの方向性に沿った形での具体的な事業を実施をしていくということでございまして、来年度は、今年度と同様、市民生活にかかわる事項に重点を置きつつも、岩切市長が掲げておりますような関連産業の育成というようなことも、十分念頭に置きながら、産業振興や、いわゆる都市基盤、インフラの整備ということにも着手をしておりますというふうに考えてございますので、御審査方、よろ

しくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佃 昌樹）引き続き当局の補足説明を求めます。

○新エネルギー対策課長（久保信治）新エネルギー対策課でございます。

議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち新エネルギー対策課分について御説明いたします。

初めに、歳出でございます。

予算書の予算に関する説明書の60ページをお開きください。

2款1項6目企画費予算は、47億1,186万5,000円でございますが、事項、次世代エネルギー推進費4億9,060万5,000円が新エネルギー対策課に係る予算でございます。

事項の内容につきましては、予算調書により説明させていただきますので、同調書の97ページをお開きください。

事項、次世代エネルギー推進費4億9,060万5,000円は、次世代エネルギー推進に係る経費であり、行政事務嘱託員1名については、次世代エネルギーPRの業務に関する雇用であります。

委託料につきましては、次世代エネルギー導入促進事業支援業務委託、スマートグリッド実証試験、見守りサービス実証事業、それからシステム開発等業務委託、それから小鷹小水力発電設備見学施設調査設計業務委託やスマートハウス管理業務委託、川内駅低炭素化実証に係る業務委託、それから超小型モビリティ実証実験に係る分析業務委託等を計上しております。

工事請負費については、小鷹小水力発電設備見学施設整備工事、及び川内駅低炭素化実証に係るエネルギー施設等の導入工事等を計上しております。

また、負担金としましては、鹿児島県小水力利用推進協議会負担金及び産学官連携デジタルグリッド実証事業負担金を。それから補助金につきましては、地球にやさしい環境整備事業補助金、及び次世代エネルギー事業推進補助金を。積立金につきましては、次世代エネルギー推進基金積立金を計上しております。

歳入予算について説明いたしますので、予算調書の15ページをお開きください。

15款2項1目総務費補助金9,000万円は、川内駅低炭素化実証事業に係る基盤整備推進支援調査費補助金でございます。

17款1項2目利子及び配当金16万2,000円は、次世代エネルギー推進基金に係る利子収入であります。

その下の19款1項65目次世代エネルギー推進基金繰入金1億4,302万7,000円は、ビジョン及び行動計画に基づく具体的事業に充てるために、次世代エネルギー推進基金から一般会計に繰り入れるものでございます。

その下の21款5項4目雑入3,322万円は、総合運動公園防災機能強化事業に係る太陽光発電売電収入3,000万円、それから建設を今からします、スマートハウス実証事業に係る太陽光発電売電収入72万円、及び電気自動車充電インフラ整備事業に係るクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金250万円でございます。

次に、債務負担行為について御説明しますので、予算に関する説明書の159ページでございます。

一番上の総合運動公園防災機能強化事業につきましては、再生可能エネルギーの全量買取制度と自家消費を組み合わせ、総合運動公園に太陽光発電設備・蓄電池等を整備し、総合運動公園の防災機能の向上を図ったものでございます。

期間を平成45年度までとし、設備期間及び維持を含めた包括的リース契約に係る相当額6億2,228万6,000円を限度額として設定しているものでございます。

それから、同ページの下から2行目をごらんください。

LED街路灯等導入事業につきましては、単に既製品を採用するのではなく、市内企業で発足している企業連携協議会等で検討している独立型LED灯を、設計、製造、設置、メンテナンスまで市内企業で行い、市が後押しする形でリース方式により導入する方針でございます。期間を平成30年度までとし、債務負担行為1億2,000万円を設定しているものでございます。

なお、平成26年度の主な実施事業の詳細につきましては、企画経済資料の24ページで、詳しく御説明をしたいと思います。

平成26年度の主な実施事業につきまして、資料に沿って御説明いたします。

1、スマートグリッド実証試験、見守りサービス実証事業です。

市民生活の安全確保に向け、本市と九州電力が共同で実施しておりますスマートグリッド実証試験で構築されましたネットワークを利用し、消費電力の見える化端末等を用いた高齢者の見守り等のサービスが実施可能かどうか、実証試験を行うものでございます。

事業効果等につきましては、高齢者の安全・安心な暮らしの確保、それから地域の見守りを担う民生委員さん等の負担軽減ができないものか。さらには、エネルギーに関する市民意識の向上などを目指し、予算は3,000万円で、システム開発・保守等の委託を計上しているものでございます。

次に2番のスマートハウス（モデル）実証事業でございます。

創エネ・蓄エネ・省エネに関する生活様式の体験を通じ、スマートハウスに関する意識啓発を図ることを目的に、地域特性を踏まえたモデルハウスを建設することとしております。

現在、3月18日に契約をしております。3,183万6,000円で田島組と契約しました。工期は3月19日ー7月15日を予定しております。

さらに、そのスマートハウスで、東京大学等を中心としました、産学官連携により、省エネを体験しつつ快適な環境を実現するための実証試験を行うということとしております。

さらに、市民とのパートナーシップのもと、本市次世代エネルギーを活用したまちづくりを進める対話の場として、このスマートハウスも使っていきたいと考えております。

事業効果としましては、市民意識の向上に加え、快適な新しい生活様式への変革や、定住促進や観光振興にも寄与するものと考えております。

予算額は、繰り越しも含めまして8,676万2,000円で、建設工事、運営管理業務委託、それから実証試験の負担金等でございます。

続きまして、3、次世代エネルギー普及啓発事業でございます。

市民への意識啓発等を図り、ビジョンや行動を計画に掲げる行政と市民のパートナーシップの構築を実現するため、各種イベントやFMさつませ

んだい等を活用した普及啓発を実施するものであります。

効果につきましては、次のページでございますけれども、不特定多数の幅広い市民への理解を促進する。きめ細やかな普及啓発及び双方向のコミュニケーションの形成、市民参画による政策の実現に向けた環境づくりということで、予算額795万2,000円を計上しております。

内訳としましては、今年度2月に実施しました次世代エネルギーフェア、それから広報室と連携しましたFMさつませんだいの広告を活用した広告料、それからブックレットの印刷でございます。

続きまして、25ページの方になりますけれども、4、地球にやさしい環境整備事業でございます。

温室効果ガスの排出削減及び次世代エネルギー利用促進を図るため、創エネ・蓄エネ・省エネ設備等を導入する市民に対して、平成23年度から導入経費の一部を補助しているものでございます。

これまで補助対象である住宅太陽光設備、電気自動車、電動アシスト自転車、家庭用燃料電池システム及び電気自動車等充電器等を設備に加えまして、平成26年度から家庭用蓄電池を補助、拡充するものでございます。

また、電気自動車等に関しまして、平成26年度から、甑島で走っております超小型モビリティ、これにつきましても対象とするものでございます。

家庭用蓄電池につきましては、設備1件当たり50万円の定額と、それから超小型モビリティにつきましては、国と同額の7万円を計上しているものでございます。

創・蓄・省エネ設備等の導入は、今でも高価格ということが障害となっているものでございますので、導入に係る一部経費を市が補助することで、設備等の付近を促進するものでございます。

予算額は、5,980万円でございます。

その他としまして、住宅用太陽光発電設備購入補助に関して、現状、国の補助の活用を条件としております。国の補助は、太陽光につきましては、平成26年度以降は廃止という方向でございますが、導入促進及び市民ニーズを考慮し、申請方法等を変更した上で、本市では、平成26年度も補助を継続することとしております。

また②ですけれども、電動アシスト自転車購入

補助に関しまして、事務事業外部評価の結果等を踏まえ、平成26年度では、廃止を念頭に広く市民の周知を図っていこうというふうに考えておりますが、実際は、非常にニーズが今のところ高いということもございまして、市民のニーズを把握するために、12月をめどに継続をしながら判断し、改正する際には、十分な周知期間をとって廃止というふうな方向に持っていきたいと思っております。現状では、12月をめどに判断をしたいというふうに考えているところでございます。

次に、5番の川内駅低炭素化実証事業でございます。

市民との対話でもエネルギーのまち薩摩川内市として、本市の玄関口である川内駅に関し、分かりやすく見える化すべきという声が非常に高かったものでございます。その期待に応えるもので、平常時は次世代エネルギーの情報発信拠点で、省エネを実現し、さらには、非常時には、次世代エネルギーを活用した防災拠点として整備するとともに、市民や観光客の憩いの場を提供するため、次世代エネルギー設備等の導入やにぎわい創出のための空間をつくるものでございます。

26ページに移ってください。効果としましては、市民や観光客が集う場所で、エネルギーのまちのPR、エネルギーの見える化や体験による市民意識の向上、災害時における独立電源の確保による防災機能の強化、川内駅から甑島まで統一した魅力的な観光ルートの構築などを期待しております。

予算額は、2億1,500万円で、国の補助事業を活用し、東西自由通路の整備であったり、次世代エネルギーの導入等の工事をするものでございます。

続きまして6番です。再生可能エネルギーによる地域防災機能強化に関する共同研究事業でございます。

災害時において、自立分散電源の再エネ電源を活用し、重要施設であります避難所、病院、行政施設等へ電源をどのように供給していくかというような具体的なシステムを構築、推進し、薩摩川内市型の防災システムを、最終的には国のモデル実証としてできないかというものを検討していくものでございます。

効果としましては、災害時における重要施設等

へのエネルギー供給システムの構築。大学、行政、エネルギー関連企業などの他分野との連携の確立。市民のより安全・安心な生活の確保を図るものでございます。これを平成25年度から、九州大学、それから鹿児島大学、それから民間事業者と一緒に、今勉強を検討はしているところでございまして、平成26年度の前半、第2四半期をめどに、こういったことが、国のモデル実証に乗っていかないかというものを検討する費用で、システム開発業務委託等の費用として300万円計上するものでございます。

続きまして、7番です。LED街路灯導入事業です。

市民の困りごと、注の1にございますが、次世代エネルギービジョン策定時におけるアンケート調査において、困りごとということを知りましたところ、街灯が少なくて夜が暗いというのが第1位、43.3%でございました。この問題を解消するとともに、産学官連携による内発型産業育成を後押しするというもので、独立型LED灯の普及を推進するというものでございます。

この注の2でございますが、現在、企業連携協議会と、それから川内商工高等学校、それからポリテクカレッジの産学で、独立街路灯の製品化に向けた勉強会、検討が進められているというものでございます。これまでの市の支援としましては、イニシャル部分に支援するというのがございましたが、今回は街路灯を取りつけていくというような出口の補助をして、競争力強化に御支援するというような形でございます。

効果としましては、①、②に加えまして、市内資源の活用した内発型地域産業の振興を図るものであります。

予算額は3,000万円で、独立型街路灯をリースとして計上しているものでございます。

続きまして、8の次世代エネルギー事業推進補助事業でございます。

市内で土地・建物の賃借を含む取得等により、次世代エネルギーの発電を主たる業務として行う事業者の初期投資の軽減を図り、発電設備の導入促進を図るもので、27ページに移っていただきまして、補助金の交付に当たっては、次世代エネルギー発電事業者において、固定資産税の課税後に事業実施により増加した税相当分の補助金を算

定根拠としまして、年間100万円を上限に3年間交付するものであります。

効果としましては、次世代エネルギー発電施設の導入促進ということでございます。

予算額は1,000万円で、1事業者当たり、上限100万円、年。3年間を上限としております。

次に9番です。電気自動車充電インフラ整備事業でございます。

今後の電気自動車の普及拡大につなげるため、大きな障害となっております充電インフラについて、本市が主体となって、市内庁舎、交通結節点に充電インフラ整備を行うものであり、効果として、電気自動車の普及拡大、それから環境の整備促進、本市特有の観光スタイルの創出と育成、そして次世代交通インフラに向けたアプローチをしていくものでございます。

予算額は、繰越明許費も含めまして5,948万円でございます。内容としましては、電気自動車の充電整備の工事でございます。

設置場所は、本庁、本土4支所、高速船のターミナル、総合運動公園、寺山いこいの広場、これは、東郷の清流館といったところに予定しているものでございます。

次に、最後でございますが、小鷹小水力発電設備見学施設整備事業でございます。

来年度完成予定の小水力発電に関し、観光や教育の場として積極的活用することを目的に、見学ヤードの設備、既存駐車場の整備等を行うものでございます。

効果としましては、地域資源を活用した観光の振興であったり、さらなるエネルギーに関する市民意識の向上、それからこれは結構いけるんじゃないかなんと思っているところがございまして、このらせん水車といった特殊なものでありますが、比較的構造としては簡単なものでございますので、こういった技術を地元へ還元できないかというものでございます。

予算額につきましては、2,000万円で、調査設計から、見学ヤードの設備工事一式でござい

ます。

以上で、平成26年度薩摩川内市一般会計予算について、説明を終わらせていただきます。

御審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）当局の補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）6番の再生可能エネルギーによる地域防災機能強化に関する共同研究事業ということで、今のところは、300万のシステム開発業務委託費ということなんですが、非常にこれは全国規模で、本来であれば、これは将来的には定着すべき非常に有効な使い方だと、再生可能エネルギーの使い方の形だと思うんですけども、これに対するその現時点での国の支援とか、そういう何か動きが、もし今わかりであれば、答弁をお願いします。

○新エネルギー対策監（向野陽一郎）御質問の点についてお答えをいたしますが、少しだけお時間をいただきまして、事業の内容について補足をさせていただきます。

本件につきましては、キーワードといたしましては、再生可能エネルギーと地域防災ということでございまして、地域の中で地域特性を踏まえて、例えば南九州で、大変大きな豪雨が発生して、川内川が右岸であれ左岸であれ破堤をする。で、破堤をすることによって、時系列的にいろんな事象が起きてまいります。流域のその浸水等々が発生してまいります。

これらの点を時系列的に整理をいたします。その上で重要な設備や機能が何なのかというのを整理してまいります。例えば行政のバックアップ機能として、何をどこに置いたらいいのかとか、あるいは避難場所としては、どこを選定するべきなのかというようなことを、かなり悲観的なシナリオに沿った形で、事象を整理し、なおかつ重要拠点等を整理してまいります。

その際に、その重要機能を維持するために、あるいは重要な避難拠点を維持するために必要な電力量というのは、一体全体どれぐらいなのかというのを整理してまいります。その上で、この当該電力量を賄うためには、どういうシステムが必要なのかということまで行き着いてまいります。その過程では、例えば総合運動公園の防災機能の強化などに取り組んでまいりましたし、今度、運行いたします電気バスのお話もさせていただいております。

それから、これまで導入してまいりました電気

自動車の件についても言及してまいりましたが、何となく今までその防災防災という切り口で、ばらばらにその点で導入してきたものを、この大きなシナリオの中にしっかりと編み込んでいくというようなことを念頭に置いているわけでございます。

つまり、大きな事象が発生した場合に、市、それから民間企業さんが持っておられるツールをどうやって活用して、地域でこの非常時を乗り切っていくのかということのシナリオを描いていくということを念頭に置いております。その際、産学官の連携で今研究会を回しているというのが前段でございます。

御質問の点でございます。今、国には、明確な実証のメニューというのがちょっと見当たらない状況でございます。したがって、今現在、国の関係機関とは、おつき合いがありまして、例えば国交省にも、この前、国土強靱化という文脈で、この再生可能エネルギーを活用して、地域の災害対応をしていくというようなことで、今打ち込みをしております。ぜひ来年度、事務的に話をさせてもらって、平成27年度以降の予算化に向けた出題というのをできないかというのを今検討しているというのが状況でございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）ありがとうございました。

いずれにしても、私が思っておりますのは、この再生可能エネルギーによる地域防災機能強化という、災害時において自立分散型の省エネ電源を活用しという、特にその別に災害時でなくてもいいわけですね。これは。

特に災害時というのは、外部電源、通常の九州電力さんからの電源が遮断されるとか、そういうことが想定されるわけで、特に生きるわけですが、現実的には平常時も、例えばスマートグリッドですとか、スマートコミュニティですとか、そういうものの延長線には、やっぱりこういう自立分散型で自分たちの地域を、言うなれば、自分たちのエネルギーを自分たちで供給して、自分たちで使うという非常に夢なんだろうけど、そういうのが最終形にはなっていくんだろうなと思っていまして。そういう形に着手するのが日本では本市が初めてとか、それに近い状態にいけるのであれば、これはすごいことだなと思っていまして。

そういう意味で、今現時点では、国には実証は見当たらないということなのですが、何と申しますか、非常にお金がかかると思うんですね。これをとことんやっついこうと思えばですね。お金がかかると思うんですが、何をやめても、これはやめてほしくないなという思いがありまして、こんなとてつもないことを言わせてもらっているんですけど、その辺については、いかがですか。これは、多分来年という1年のスパンにおさまらないんでしょうけれども、済みません。お願いします。

**○新エネルギー対策監（向野陽一郎）** 御質問の点から若干離れるところもございますが、御質問についてお答えをさせていただきます。

本市においては、大規模の集中電源というのが、かねてより、まちの中にございました。これに加えて、今副委員長が御指摘のその小規模の分散型のエネルギーの設置ということにも取り組んでまいりました。

私どもの取り組みのそのキーワードといたしましては、多様性ということでございます。多様なそのエネルギー源を生活に寄せた格好で上手につくり、そして使っていくということに今取り組んでいるということでございます。

その上で、御指摘のありましたスマートグリッドの実証や、本件にこの地域防災と再エネを活用した取り組みは、実は日本ではほとんどまだ実施がなされていない状況でございます。

例えば、スマートグリッドの実証でありまして、これは、九州で初めての取り組みでございます。この地域防災の再エネの活用というのは、実は、日本で恐らく取り組みがまだされていないんじゃないかというので、予算がないのではないかとこのように見ておまして、今後、地域内でこの再エネを活用していくこの応用編として、このように防災の中で、小規模分散型電源としてしっかり活用していく方策があるのか。もっと言うと、電気だけではなくて、石油やガスなどの備蓄型のそのエネルギーも組み合わせると、官民でこういう防災対応の形というのが見せられるんだというのが、多分最後のアウトプットではないかなと思っておまして、そこを支援をしていただくような仕掛けを来年度以降、しっかりやっていくというのが基本かなと思います。

以上でございます。

**○委員長（佃 昌樹）** ほかにありませんか。

**○委員（川畑善照）** LEDの街路灯の導入事業が一応3,000万組まれていますけれども、この大体の薩摩川内市の範囲がどの辺に、どのあたりになるのか。もう大体わかっているんですか。

**○新エネルギー対策課長（久保信治）** 今の御質問は、LED街路灯をどこにつけるかということで、御質問だというふうに。

**○委員（川畑善照）** はい。

**○新エネルギー対策課長（久保信治）** お答えします。

今のところ、どの場所に取りつけたらいいかということで、今、関係各課と協議をしているところでありますが、少なくとも、せっかくつける品物でございますので、なるべく目立つところにつけていって、PRも兼ねた形で取りつけていければというふうな形で今検討、関係課が協議をしているところでございます。

**○委員（川畑善照）** やはり全市的に見れば、防犯灯がないところ、通学路とかいろいろ意見も出ていると思うんですが、そういうことも含めて検討をされているんですか。

**○新エネルギー対策課長（久保信治）** 防犯灯、それから自治会灯というのは、また別にございますので、その間を埋めるところが暗いというのは、市のもう自分のところでありますので、そういったところも含めて検討はするというふうに考えております。

**○委員（川畑善照）** わかりました。

**○委員長（佃 昌樹）** あわせて、LEDの1基どれぐらいで、個数どれぐらい設置するかも含めて説明をしてください。

**○新エネルギー対策課長（久保信治）** 現在のところ、独立型のLED灯とは、市販で150万から100万円いたします。

ですから、単純に100万円だとしますと、3,000万でいきますと、割っていただければ数字が出てきますので、非常に30基という形で少ないんですが、今、一生懸命、この企業連携協議会の方で競争力を強化するという形で、規模的には、その半分を目指していこうというふうな形で研究をされていらっしゃると思いますので、さらに倍のものがつけられないかというのを、今検討されているものを出口として我々はその後押ししたいと

思っておりますので、今30基でしたらば、3年にまた60基になりますし、それが5年になりますから、300基というふうな形に全体ではなろうかと思っております。

○委員長（佃 昌樹）ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）本会議でもたくさん質問もありましたし、ということで、委員の方から質疑がないようであります。そこで質疑が尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

○議員（持原秀行）1点だけ教えてください。

資料の8番、次世代エネルギーの事業推進補助事業、これで土地と建物、賃借でつてしたときに、固定資産税の課税後に100万円を上限に3年間ということですが、これは、その事業者に対しての補助なのか。あるいは例えば、賃借ということになれば、当然貸した人に固定資産税が上がるわけです。

例えば農地であったり、農地転用をし、あるいは採草地であったりも、特にその評価そのものが雑種地課税とかになって上がるわけで、事業者に対しては、借りれば事業者にはかからないですよ。固定資産税そのものが所有者にかかってくるわけですから、そういう場合の見解はどうなんですかね。

○新エネルギー対策課長（久保信治）この推進補助事業の算定の、どなたにその補助金をやるかというのは、事業者の方に補助金を渡します。

まず畑地であったり、今までは山林であったものが、今回は、太陽光とか、バイオマス発電施設をつくることで、10倍ほどの固定資産税になってしまうということで、借地料をたくさん払わないとその収支が合わなくなるといったところで、なかなか算入ができないところに対して、事業者に対して3年間分——一番最初にイニシャルコストがどんとかかりますので、最初の3年間のところの山を少し抑えてあげようということで、その計算方法としては、固定資産税が上がった分を計算方法として上限を100万として、事業者に補助金を渡すものでございます。

ですから、それを織り込んだ形で、地域の方々には交渉をされて、借地料を算定していただくというふうな考え方の補助金でございます。

○議員（持原秀行）その事業者の対象なんですが、これは、やはり市内・市外を問わずですか。

○新エネルギー対策課長（久保信治）今のところ、市内・市外問わずにしております。

○議員（小田原勇次郎）1点、新規事業でLEDの街路灯導入事業、趣旨としては理解をするところであります。

数年前、自治会と、通常薩摩川内市の場合は、防犯灯という概念は、自治会が設置して、自治会が電気代を賄っていくというやり方をしております。そして自治会と自治会のはざまに暗い部分がある部分については、行政で街路灯をつけようということで、先般3年間ぐらいの計画で500基ぐらいを設置してきておって、これは、行政が電気代をもつというスタイルでやってきました。

その取り組みの中において、今度は、この新規でLEDの街路灯を、この巨額な投資の中でやっていく部分において、これも当然、行政が電気代を賄っていくという部分で解釈、行政がしっかりと管理していくという概念でおけばいいというの確認はですね。

内容は、何を根本に言うかと申しますと、片や自治会で防犯灯を設置して、電気代も自治会が持っているというのにおいて、片や公費で持っている部分がある。各地において、薩摩川内市においてはいろんな取り組みが違う。地区によっては、行政が防犯灯を持っている。また旧地区もありいろんな部分もあるものですから、そこあたりの格差が出てこなければいいがなという部分を心配してのちょっと御質問でありました。

○新エネルギー対策課長（久保信治）このエネルギー街路灯については、二つの手法がございまして、一つは、おっしゃる全ての全部の街路灯をLED化する。電気料金を下げることで、その下がった分の費用で、自治会も含めた形で、全体にLED灯をつけていこうという方法が一つあります。

それではなくて、今おっしゃった自治会、コミュニティが持っている部分以外の市が持っているその暗い部分のところについて、LED灯をつけるということで、今回のやつは、しかも独立型のLED灯ということで、系統の電源を入れない、電気代がかからない電気という形で、今回設置をしていこうということでもあります。

ですから、電気代は、そのランニングコストは、今後電池を変えるとか、LED灯は10年に1回とか、15年に1回変わるって、そのときに必要なことがありますから、それについては、今のところ市の方でリース形式という形で支払っていきこうという考え方でございます。

○議員（小田原勇次郎）別に私は、番外議員ですから、意見、要望を申し上げる立場にはないので、今回のこの質疑の趣旨というのを御理解いただきたかったかなと思ったところでした。地域によっては、自分たちで賄っている防犯灯があり、片や自治会が、市が持っている部分があり、片や電気代のかからないこういう事業でやっているところで、非常に格差が生じてしまう部分がありますので、そこあたりを十分に注意されて場所を選定されておかれた方が、そこあたりがやっぱり地域によって、あつれきが生じてくる部分がありますので、そこは十分に御配慮をされて取り組んだ方がいいですよという、老婆心ながら質疑をさせていただいたところでございました。

以上です。

○新エネルギー対策監（向野陽一郎）私がお答えするかどうかは、ちょっとわかりません。もしかしら永田部長の方が適任なのかもしれませんけれども。実は、市内でも、このLEDは、街路灯であれ防犯灯であれ対象は違いますが、多くのいろんな課が取り組みをしております。同じ部内でもそうですし、部外でも目的は違いますが、取り組みをしております。

他方、大変言いにくい部分もございますが、その関係課の連携が十分であったかと言われると、なかなか言い難いところもございます。したがって、その取り組みの方法でありますとか、対応についてばらつきがあると、やはり地域との関係で、混乱を生じる可能性があると思っておりますので、今の議員の御指摘を踏まえた上で、本市の関係課一体となって取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございました。

○議員（小田原勇次郎）ありがとうございました。

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。  
ここで本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はございませんか。

○新エネルギー対策課長（久保信治）特にございません。

○委員長（佃 昌樹）予算に関する説明の中でも、既にいろんなことが説明をされております。特に所管事務調査はないということですが、委員の方は、御意見はございませんか。

○委員（森永靖子）意見でもないんですが、次世代の特別委員会で、岡山県の備前グリーンエネルギーをお訪ねしたときに、そこの武本社長さんという方でしたが、冒頭の挨拶で、自分のお父様が、昔、以前、川内市の平佐に住んでいたことがあって、私たちが訪れたことで、お父様が懐かしいっておっしゃったそうで、そういう関係もあって、この薩摩川内市が取り組んでいるこのエネルギーについては、他人事とは思えないし、これからいろんな形で一緒にやっていきたい。そしていい取り組みをやっているねというようなことをおっしゃって、このように対策監が来られてちゅう話をしたところでした。

ずっと、いろんな形で取り組みも、御相談があれば一緒にやっていながら、薩摩川内市が、より効果的にやっていくことを望みますという最後に一緒に話をしたんですが、そんなことをやって話をさせていただいたので、一緒に相談しながらやっていけたらなというように思ったところでした。意見ではないでしたが、一応お話をさせていただきました。

○新エネルギー対策監（向野陽一郎）ありがとうございました。

本会議の答弁の中でも申し上げましたとおり、この備前市の取り組みは、私どもにとっても大変示唆の多い取り組みでございます。

本会議で申し上げなかった部分を少し御紹介させていただきますと、平成23年12月でございますけれども、商工会議所、それから九州経済産業局の主催をしたこの再生可能エネルギーのセミナーに、実は、この備前市のグリーンエネルギー株式会社の方が来られておられまして、私は、その席上でいろいろとお話をさせていただいて、その当時、始められたのが、平成17年度というの

は知らずに、一方で特別目的会社、いわゆるSPCの立ち上げとか、ファンドの組成方法、それから多様なエネルギー機器を活用し、特に中小企業の方々にお示しをされるエネルギーサービスの事業などの中身について、御披露をいただいたことがありまして、大変その小さな地域ではありますが、しっかりとした取り組みをされている。

それから、この特にグリーンエネルギー株式会社の方が、物すごく戦略的な取り組みをされている、そういう印象を持った次第でございました。したがって、実は、私どもがその手がついていないような、例えば市民の方々と一緒にやる例えば市民ファンドの活用方策などについては、相当程度、私どもは勉強させていただくところがあるんじゃないかと思っていまして、せっかくそのようなありがたいお話もいただいておりますし、社長は大変情熱家だというようなお話もありましたです。どこかで連携して取り組みができればなということは、感じているところでございました。

○委員長（佃 昌樹）ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）委員の方の質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時7分開議

~~~~~

○委員長（佃 昌樹）本会議に返します。

以上で、新エネルギー対策課を終わります。御苦労さまでした。

△農業委員会事務局の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、農業委員会事務局の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）ここで審査を一時中止し

ておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○農業委員会事務局長（矢野信之）それでは、農業委員会に絡みます平成26年度当初予算について御説明いたします。

予算調書の251ページをお開きください。

6款1項1目農業委員会費、事項、農業委員会管理運営費で、当初予算額は8,663万5,000円です。

経費の主な内容は、農業委員会委員42名にかかります報酬と、現地調査等に要する費用弁償、事務局職員7名分の給与費のほか、鹿児島県各市農業委員会連絡協議会負担金、鹿児島県農業会議負担金、北薩地区農業委員会連絡協議会負担金、鹿児島県農業委員会職員協議会負担金です。

次に、事項、農業者年金受託事務費で、当初予算額は93万円です。川内、樋脇、入来、東郷、祁答院にあります農業者年金受給者会への補助金のほか、農業者年金受給者の現況確認、資格喪失、新規加入者等に係る年金受託事務執行に関する経費が主な経費であります。

次に、252ページをお開きください。

事項、農業経営規模拡大促進事業費で、当初予算額は2,032万3,000円です。

農地中間管理機構関連法によります農地法の改正に伴いまして、農地基本台帳システム、農地地図情報システムの整理等に要する委託料、農地流動化による農地集積に対する農地流動化促進事業費や事業補助金が主な経費であります。

続きまして、農業委員会に係ります歳入について御説明いたしますので、予算調書の71ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業手数料9万7,000円は、農業経営基盤強化促進法に基づきます嘱託登記手数料と諸証明手数料です。

16款2項4目農業費補助金1,580万5,000円は、農業委員会補助金と、食料安定供給特別会計交付金によります農業費補助金であります。

21款5項4目雑入90万1,000円は、独立行政法人農業者年金基金との業務委託契約に基づきます、農業者年金事務委託金、鹿児島県地域振興公社との業務委託契約に基づきます農地保有合

理化事業等業務委託金、農地の賃貸借の中途解約によりまして発生いたします農地流動化補助金の返納金について措置するものでございます。

以上が、農業委員会に係ります平成26年度当初予算であります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） 予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。

委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹） 次に、所管事務調査に入ります。

当局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（矢野信之） それでは、平成26年度3月議会企画経済委員会資料農業委員会事務局用をお開きください。

あけていただきまして1ページでございますが、従前と同じように農業委員会委員の主な活動を12月から2月まで掲載いたしました。また、その下のほうに今回は平成25年度農地利用状況調査と非農地判断調査を行いました。それぞれの川内から鹿島までそれぞれ記載している期間におきまして、農地利用状況調査、これは下のほうの参考に書いておりますが、守るべき農地として有効利用しているか否かの確認の調査でありまして、それから、非農地判断調査は、農地として活用されていない、例えば樹木等が生えて農地として使えない状況等を確認する調査でございます、それを行ったものでございます。

2ページであります。12月総会におきまして、農地法3条関係で12件の16筆、1万892平米の移動等がございました。そのところで、後にも関連しますので、米印のところをごらんください。畑には原野等を含む。農地法第3条地役権1件というふうになって、以後、1月、2月におきましても出てきておりますが、これはアグリ山におきます風力発電におきまして、電柱、それか

ら電線等を空中を通さなければなりませんので、その地役権を設定した件数でございます。

12月では1件ございましたが、1月で10件、あけてもらいまして、2月のところで22件、合計で33件出ております。また、今月におきましても、地役権のところが出てきて、来月ぐらいまでは地役権、電線等がないものですから、その関係で出てくる予定であります。

以上、4ページまでは2月までのもの、4ページにおきましては、4月から2月までの農業委員会における許可件数の状況等を報告するものでございます。

あけていただきまして、5ページから8ページまでにつきましては、農業委員会におきまして検討委員会を設置をして、検討してまいりました内容等を示しているものでございます。

5ページの3項目ですが、農業委員会組織のあり方について議論をしていただきまして、1番目のほうでは選挙による委員の定数につきましては、現行の35名でお願いしたいということ、あけていただきまして、7ページにおきましては、選任委員につきましては、法に基づきまして北さつま農業協同組合、北薩農業共済組合、土地改良区からにつきましては、これは法に基づきますので、増減等はございませんが、市議会のほうにお願いする委員等につきましてはの検討をした内容等を記載しております。

最後のページです。8ページにおきましては、鹿児島県からの権限移譲につきまして、現在、農地法3条につきましては権限移譲を受けておりますが、4条、5条については、権限移譲を受けておりません。今後につきましても議論してもらいましたが、現段階におきましては、権限移譲を受けても鹿児島県農業会議にもう1回諮問しなければならないという二度手間が入っているものですから、そこを解決しない限りは受けないという形で方向性を決めてもらったところです。

あと農業委員会自身の資質の向上について議論していただきました結果を記載したものでございます。

あと、参考資料といたしまして、カラー刷りの農地中間管理事業の概要と遊休農地対策の強化、農地台帳等の法定化についての資料をお配りさせていただきました。これは全国農業会議所のほう

でつくっていただいた資料でございまして、1 ページのところが法律自体が昨年の12月5日に成立したということ、あけていただきまして、1 ページのところが農地中間管理機構は何をするのか、国の目標等を記載をし、3 ページのところが農地の貸し借りの新しい仕組み等をお示ししてあります。

そして、4 ページ、5 ページはその流れでございしますが、6 ページ、ここのところで若干説明させていただきます。遊休農地対策の強化という形ではありますが、一番右側の緑のラインですけれども、農地等の所有者が確認できない場合には、県におきまして告示を行って利用できるという仕組みが新たに設けられたということが、今回の法律の目玉でございしますが、これにつきましては、民法との絡みがございまして、ちょっと慎重な検討しなければならないと考えているところです。

そして、7 ページ、農地台帳等の法制化という形になりまして、農業委員会が管理しています農地基本台帳等が法によって定められましたので、今後はこれを有効活用しなければならないということ、それから、地図の整理をしてインターネットで公表されるということでございしますが、ここで今全国農業会議所等と議論している内容が、ちょうど真ん中付近にあります、記録事項がございします。

農地所有者等の氏名、所在、地名、地番、地目、面積等がございしますが、これは全て個人情報になりますので、今インターネットで公表する場合にはどこまで公表するかということ等の議論を全国農業会議所を通じまして、国のほうと協議してもらっているところでございます。まだ方向性が示されませんが、平成26年度の中ぐらいには示されるのではないかとという情報でございました。

最後のページが、今後、農政課とともにしなければならない農地の有効活用の方策等を示してございしますが、農業委員会にありましては、一番下にありますとおりに、一層取り組みを強化しなければならないという形を委員の方々にも周知しているところでございます。

以上、簡単でございましたが、資料等の説明をさせていただきました。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）ただいま説明が終わりま

した。

これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、農業委員会事務局を終わります。御苦労さんでした。

△農政課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、農政課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）まず、審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の説明を求めます。

○農林水産部長（高橋三丸）農林水産部です。よろしくお願いいたします。

農政課の概要について説明させていただきます。

現在、平成26年度から5年間の本市の農業の指針となります第2次農業農村振興基本計画を策定中でございます。

概要につきましては、この後所管事務で説明させていただきます。本計画を持つことに本市の農業振興に向け、諸施策を展開してまいります。

特に、農業就業所の確保、農業担い手の育成、農業技術の向上を目指した支援並びに農業環境の整備促進を努めてまいります。

また、安全安心な農産物の生産体制、耕作放棄地の解消及び有害鳥獣被害対策事業等を推進してまいります。

また、第2次農業農村振興基本計画とあわせ、六次産業化基本計画も策定中でございます。農業所得の向上、雇用の確保を目指した新たな事業として、6次産業化事業に取り組んでまいります。

恐れ入りますが、平成26年度当初予算概要の74ページをお開きください。

6次産業化事業におきまして、支援事業、推進事業に係る予算でございしますが、こちらに申しわ

けません。1カ所の訂正をお願いいたします。六次産業化支援事業補助金の事業概要におきまして、二つ目の丸の補助率、限度額の施設整備事業におきます補助率が3分の1から4分の3となっておりますが、「3分の1」を「3分の2」に訂正方、よろしくお願い申し上げます。施設整備事業の補助率は3分の2から4分の3でございます。まことに申しわけございません。

なお、六次産業化支援事業補助金の詳細の説明は、予算説明後にさせていただきます。

以上、農政課の施策概要でございます。詳細につきましては、課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） それでは、当局の補足説明を求めます。

○農政課長（上戸健次） それでは、農政課にかかります平成26年度当初予算のうち、歳出予算の概要について御説明申し上げます。

予算調書の150ページをお開きください。

農業総務費4億3,104万円につきましては、農業振興全般にかかります人件費や各種負担金と研修及び農産加工施設の管理運営にかかわる経費であります。人件費は農政課職員16名、各支所産業建設課職員21名と営農専門指導員及び農産物加工センター嘱託員の7名の分であります。

次の六次産業化推進事業業務委託費1,000万円は、農林漁業者の6次産化を推進するため、意識啓発及び育成のためのシンポジウム、研修会、勉強会等を実施するための経費であります。

次の祁答院大村北部生活センター等管理代行委託費1,431万5,000円は、農政課で所管する五つの施設を指定管理者に委託する経費と施設の維持管理費が主なものであります。

次の六次産業化支援事業補助金5,300万円は、農林漁業者がみずから取り組む6次産業化を支援するための補助金であります。詳細につきましては、後ほど山元専門職の方で御説明申し上げます。

農商工連携チャレンジ起業支援補助金290万円と農商工連携支援補助金350万円は、市内の農林漁業者と連携し、新商品開発や販路拡大などを行う商工団体が負担する経費について、補助金を交付することで農商工連携推進を図ることを目的としております。

次の農業振興育成事業費1億5,208万

9,000円は、農業振興に伴う各種団体への補助及び担い手育成にかかわる経費であります。

まず、中山間地域等直接支払交付金8,449万円は、市内の中山間地域51地区1,577名が参加をしておりますけれども、共同で農道、水路等を維持しながら、農地維持活動をされています。この51地区への交付金でございます。

次に、鳥獣被害対策実践事業補助金3,346万3,000円は、鳥獣の防護柵設置にかかわる経費で、平成26年度は3地区で金網の防護柵約20キロを計画しているところであります。

次に、農業者経営所得安定対策推進事業補助金1,050万円は、薩摩川内市農業再生協議会に補助するものでありますが、米等の経営所得安定対策制度にかかわる事務費で全額国費となっております。

補助金ほか12件につきましては、集落営農組織等支援の新たな地域担い手育成事業費等2,363万6,000円を計上しております。

次に、151ページをお願いいたします。農業公社運営事業費です。これは農業公社の事業運営に要する経費であります。

経費内容といたしましては、負担金と補助金で、運営負担金450万円は、農業公社の形態が公益社団法人であるために、社員である薩摩川内市が年会費として拠出するものであります。

また、運営補助金617万円につきましては、農業公社が実施しております農作業受託事業、農地利用集積円滑化事業、新規就農者研修事業の3事業に取り組むために補助するものであります。

次の園芸振興育成事業費の1億4,052万4,000円につきましては、野菜・果樹などの生産体制の確立を図り、農業経営の安定と所得向上を図るために要する経費であります。

薩摩川内市農産物販売促進協議会負担金280万円は、市とJA及び生産者団体が構成員となっております。この協議会では、重点品目を中心とした農産物の販売促進活動やPR活動を展開し、東京、名古屋、大阪及び海外の香港、シンガポールなどの消費地での販売宣伝活動や大手市場との商談、地元での地産地消活動、地元農産物の消費拡大を図っていくこととしております。

次の県園芸振興協議会負担金等101万5,000円につきましては、各種協議会等への負

担金であります。

次の活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金 3,336万2,000円につきましては、ぶどうハウス53アールを整備するものであります。

次に、産地農業後継者支援事業補助金 3,900万円ですが、この事業は55歳以下の認定農業者等を後継者として位置づけまして支援するもので、機械・施設や優良種苗の購入や小規模の基盤整備に対して、事業費の2分の1以内を助成するものであります。

次の農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金 3,070万1,000円は、生産組合等が施設整備を行うための助成であります。

次の薩摩川内市青年就農給付金事業給付金 1,725万円は、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し、経営が軌道に乗るまでの間を支援するために、年間150万円、最長5年間を限度として給付金を支給するもので継続が11名、新規が2名となっております。全額が県を経由しての国庫負担となっております。

補助金5件は、産地農業活性化支援事業等 1,454万5,000円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。予算調書の35ページをお開きください。

使用料のうち農林水産使用料158万7,000円ですが、この農業使用料は各地域農産物加工センター使用料が主なものであります。

次の県補助金のうち農林水産業費補助金、農業費補助金の主なものにつきましては、鳥獣被害対策実践事業補助金 2,928万5,000円。

次の36ページをお開きください。農業者経営所得安定対策推進事業補助金 1,050万円、6行目の中山間地域等直接支払交付金 6,336万6,000円、中ほどの活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金 3,097万9,000円、その下の青年就農給付金事業補助金 2,925万円のうち農政課分につきましては1,725万円、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金 2,046万7,000円が主なものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。予算書の9ページをお開きください。

上から3行目、六次産業化支援事業補助 1,200万円ですが、これにつきましては、先ほ

ど申した詳細につきましては、山元専門職の方で御説明いたします。

次の欄、農業近代化資金利子補給は、融資を受けた資金の返済の完了する日まで、市が1%を上限に助成するものであります。

以上で説明を終わります。御審査方よろしくお願いいたします。

○専門職（山元義一）私のほうから、六次産業化支援事業補助金の概要について説明させていただきます。

企画経済委員会資料の農林水産部の1ページをお開きください。題名は、六次産業化支援事業補助金の概要についてとなっております。よろしいでしょうか。

交付の要件、補助対象経費、補助率及び補助の上限額の順に説明させていただきます。

初めに、1、交付の要件です。ここでは、人の要件と事業の要件を記載してございます。

(1) 補助事業者等の要件として、①で六次産業化実施計画（計画期間5年以下）の承認（条例第4条第2項）を受けた者であること。ここでの条例とは、昨年7月制定いたしました薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例のことをいいます。また、六次産業化実施計画とは、この条例の第4条の第2項に基づき、補助の交付を受ける前提条件となる5カ年以下の計画のことをいいます。

②六次産業化実施計画の申請の要件を満たす者であること。詳細は四角囲みのところになります。星印、六次産業化実施計画の承認申請者の要件として、まず、アで、市内在住の農林漁業者（直近の農林漁業収入がおおむね50万円以上の個人）としています。ここの50万円以上といたしました根拠といたしましては、農林業センサスにおける販売農家の定義が、「経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。」とあることから、これを準用したところでございます。

次に、イ、農林漁業者によって組織された法人組織として、JA北さつま、北薩森林組合、川内市漁協、甑島漁協または川内市内水面漁協としました。

次に、ウでは、イ以外の団体としまして、括弧書きになりますが、農林漁業者が主な構成員等で

ある団体・法人、市内の農業生産法人、農事組合法人、農林漁業が主業務で3名以上の市民を正規雇用している事業所など。さらにその下に注釈としまして、ただし、地区コミュニティ協議会及びその下部団体、暴力団、政治団体、宗教団体等を除くいたしました。

今説明いたしました星印のア、イ、ウの区分は後ほど補助率及び限度額のところでも出てまいります。

最後に、③で市税の滞納がない者としていたしました。

次に、事業の要件を説明いたします。

(2) 補助事業等の要件として、①で承認を受けた六次産業化実施計画に基づいて実施される事業であること。②で加工施設の整備を行う場合は、当該加工施設にかかわる加工品のみずからの生産物を主たる原材料とする事業であること。③で関係法令の規定に違反していない事業であること。例えば施設整備をする場合は、都市計画法とか建築基準法等が関係法令というふうに考えているところです。

次に、2、補助対象経費になります。大きく二つに分けてあります。

(1) として、補助事業者等を直接実施するために必要となる経費であって、次に掲げるものとします。括弧書きでただし書きとしまして、ランニングコスト、ここに書いてありますように、括弧書きで人件費、原材料費、光熱水費等や、他の市の単独の事業、括弧書きで、農政課が行っている山地農業後継者支援事業、就業（第1次産業）定着支援事業などです、の補助対象となるものを除くいたします。

次に、表の部分になります。経費の区分を三つに分けております。

まず、補助対象経費の区分、①としまして、調査研究開発費です。アで、研修等の実施に要する経費です。例えば商品開発の研修会への出席のための旅費、負担金等が該当します。

イでは、生産物の加工または生産物、もしくは加工品の販売の新たな展開に向けて必要となる調査研究（マーケティング調査など）の実施に要する経費。例えば専門業者へのそういうマーケティングの調査委託料等も該当します。

ウで、試作品の製作に要する経費。例えば、そ

ういう試作をつくる場所の会場使用料とか、そういう機械の借り上げ料等になります。

次に、補助対象②として、販路開拓費です。アで、展示会等への参加に要する経費。例えば旅費とか負担金です。

イでは、生産物または加工品についての新たな販売の方法の導入または販売の方式の改善に要する経費。パッケージデザイン作成費であるとか、ホームページ開設費などです。

ウとしまして、ア及びイのほか、広告宣伝費その他の生産物または加工品の新たな販路の開拓に要する経費としました。

続きまして、2 ページをごらんください。③で機械等購入費です。アで、生産物の加工または生産物もしくは加工品の販売の用に供する機械等（車両を除く）の購入に要する経費。例えば、具体的には製麺機であるとか、コロッケ製造機であるとか、みそ製造機であるとか、いろいろそのような機械になります。

イとしまして、アの機械等に附帯して必要となる機械等（車両を除く）の購入に要する経費です。

次に、④で施設整備費です。アで、生産物の加工施設または生産物もしくは加工品の販売施設（無人販売所を除く）の新設・改築または購入に要する経費。括弧書きとしまして、ただし用地取得費を除く。

イで、アの施設に附帯して必要となる施設の新設・改築または購入に要する経費、括弧書きで、ただし、用地取得費を除くです。

次に、⑤で事業推進費です。アで、許認可等（市の許認可等を除く）の取得に要する経費。例えば、加工品を製造販売するときに必要となる食品営業許可などが該当します。

イで、加工品にかかわる工業所有権の取得に要する経費。例えば特許権、商標権などです。

ウで、経営指導等の受け入れに要する経費その他専門家への相談に要する経費です。

最後に⑥で、その他経費として、上記のほか、市長が特に必要と認めるものとします。

続きまして、(2) で、今説明しました(1) のほか、補助事業等の実施にかかわる委託料、括弧書きで、加工や販売自体を委託する場合であって、市長が必要と認めるものについても補助対象経費とすることができることとします。

次に、大きな3番です。補助率及び補助の上限額です。

初めに、(1)で補助率について説明いたします。

大きく二つに分けてあります。①で補助対象経費が④の施設整備費に該当する場合。まず、個人(星のア)、この星のアというのは、先ほどの1ページのこの表の枠外に書いてありますが、1ページの1の(1)の六次産業化実施計画の承認申請者の要件のことをいいます。ですので、ここでは市内在住の農林漁業者、括弧書きで直近の農林漁業収入がおおむね50万円以上の個人となります。この場合の補助率は4分の3以内です。

次に、JAなど(星のイ)、任意団体、農業法人など(星のウ)の場合は、3分の2以内です。

個人の方へは自己資金のことも考えまして、補助率を高く設定してございます。

②で、費用の区分が施設整備費以外に該当する場合、(1)のうち①の調査研究開発費、②の販路開拓費、③の機械等購入費、⑤の事業推進費、⑥のその他経費、及び(2)、先ほど説明しました1番目の(2)の委託料に該当する場合、この二つに分けてございます。

下の表をごらんください。個人、JAなど、任意団体、農業法人などを同じ条件で分けております。直営経費と委託料です。直営経費は、補助対象経費で説明しました(1)から④の施設整備費を除いた①、②、③、⑤、⑥の経費が対象となります。

次に、委託料では、補助対象経費の(2)で説明しました(1)ほか補助事業等の実施にかかわる委託料(加工や販売自体を委託する場合)といたしますが、条件をつけてございます。その条件が枠外の星印のところに書いてでございます。なお書きからです。なお、委託料の場合は、六次産業化実施計画の計画期間における総事業費のうちに委託料の合計額の占める割合が2分の1未満であることが必要という条件をつけております。

それでは、順に補助率を説明します。個人(星ア)の場合は、直営経費が4分の3以内、委託料の場合は2分の1以内です。

JAなど(星イ)の場合は、直営経費は3分の2以内、委託料は3分の1以内です。

任意団体、農業法人など(星ウ)の場合は、直営経費が3分の2以内、委託料は3分の1以内で

す。

以上、説明しましたように、直営経費は、先ほど説明した④の施設整備費と同じ補助率となっております。また、委託料についても、個人の方へは自己資金のことを考慮して補助率を高く設定してございます。

次に、3ページをごらんください。ここで(2)としまして、補助の上限額について説明いたします。

ここについても、補助率と同じ条件で大きく二つに分けてあります。

①が補助対象経費が④施設整備費に該当する場合です。このとき個人(星ア)の場合は年3,000万円です。JAなど(星イ)の場合は、年7,000万円、任意団体、農業法人(星ウ)の場合は、年5,000万円です。

ただし、表の下の方の星印のところですが、上記の上限額は単年度の上限額であり、かつ六次産業化実施計画の計画期間全体——最大5カ年になりますけど、それを通じた補助の上限額でもあります。

②としまして、経費の区分が④施設整備費以外に該当する場合、先ほどと一緒です。①、②、③、⑤、⑥のときと委託料の場合の補助額について説明します。

これは全て年300万円としております。このことから、六次産業化実施計画の計画期間が最大5カ年間の場合は、300万円掛ける5年間ということで、1,500万円が補助可能ということになります。

ここで、先ほど課長が説明いたしました予算調書の110ページにあります、六次産業化支援事業補助金5,300万円の積算について説明いたします。

5,300万円は、この3ページの上の方の(2)補助の上限額の上の表になります。④施設整備費においての任意団体、農業法人など星ウの事業主体の場合の補助の限度額5,000万円と、下の表の④施設整備費以外の単年度の補助の限度額300万円を足しまして、合計しまして5,300万円を予算計上したところでございます。

また、予算書9ページの債務負担行為の六次産業化支援事業補助1,200万円につきましては、六次産業化実施計画が最大5カ年間の計画となることから、平成26年度計画が最大5年間で承認

された場合、平成27年度から平成30年度までの4年間分が、その分を債務負担行為する必要があると考えまして、300万円、施設整備費以外のほうの300万円の4年間分ということで、1,200万円を債務負担行為に計上したところでございます。

最後に、4、国の認定を受けた者に対する補助の上乗せについてでございます。

このことは、条例の第8条に記載した内容となります。六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた者から、当該総合化事業計画の提出があった場合には、これを条例に基づく承認を受けた六次産業化実施計画とみなして、総事業費から国庫補助金等を引いた額（自己負担分）について、六次産業化支援事業補助金の補助対象とすることができることとするところでございます。

以上、六次産業化支援事業補助金の概要について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（佃 昌樹） 農政課と6次産業ということで、二つの予算説明がありました。

これより質疑を求めたいと思います。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 3点質問します。

まず、この予算概要の74ページの一番下、六次産業化推進事業、これは人材育成とか研修会、シンポジウム等の実施するためのものなのですが、この業務委託とあって、どこに委託されるのか、これが1点目です。

2点目です。次のページ、76ページの中段、鳥獣被害対策実践事業の丸の三つ目、推進事業というところで、調査研究等の補助とあるんです。これは具体的にどういうことに対しての補助をなさるのか。補助対象となるのか、これが2点目です。

3点目です。六次産業化支援事業補助金、今詳しく御説明いただいたんですが、この補助事業者等の要件について、地区コミを省くとあるんですね。ということは、コミュニティビジネスは、これは入らないのかということになるんですか。以上3点です。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 私のほうから、六次産業化支援事業補助金の補助事業者等の要件、最後の三つ目の御質問をちょっと御説明をさせて

いただきます。

推進事業のほうは後ほど専門職が答弁をいたします。

こちらはコミュニティ課のほうでもう既に出てきていたかもしれませんが、来年度予算からコミュニティビジネスの補助金が出てきたかと思えます。コミュニティビジネス補助金との簡単に言いますと調整をした結果でございます。

いろいろ予算を作成するに当たりまして、コミュニティ課のコミュニティビジネス補助金、こちらの、いわゆるコミュニティビジネスというのは何ぞやという話をしたときに、コミュニティ課のほうの考え方といたしましては、基本的にいわゆる6次産業的な部分が基本的に中心になるではないかという考え方でございました。

そういたしますというと、私どもの六次産業化支援事業補助金と補助対象者の部分について、ちょっと非常に重複をするということで、この整理をした結果、いわゆるコミ協及びその下部組織が行うコミュニティビジネスとしての6次産業化の取り組みについては、コミュニティビジネス補助金のほうで補助対象をするというふうに予算の編成の過程の中で調整をいたしましたので、ここで地区コミ協及びその下部団体を除いております。

以上でございます。

○専門職（山元義一） 私のほうからは、委託業者のことについて説明いたします。

この事業につきましては、農林漁業者の方が6次産業化のことについて勉強していただくための基礎知識の勉強会であるとか、シンポジウムの開催であるとか、相談会であるとか、そのようなことを考えておりまして、そこにはそういう専門的な講師の方を呼んで勉強していただくことになります。

そういう専門の講師の方々を知っていられちゃうそういう業者の方に委託して、この事業を行いたいというふうに考えているところでございます。

以上で終わります。

○農政課長（上戸健次） 先ほどの推進事業の内容につきましては、北野グループ長のほうで説明いたします。

○農業振興グループ長（北野修身） この推進事業につきましては、被害防止研修、調査研究等の補助ということで、これにつきましては市のほ

うから薩摩川内市鳥獣被害防止対策協議会のほうに補助という形で流す補助金でございまして、内容としましては、書いてございますとおり、鳥獣被害防止推進大会の開催や、あるいは被害調査の実施、それとあと緩衝帯の設置等に伴う事業補助となっております。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） まず、六次産業化支援事業補助金についてですけど、今の対策監が答えになられたんですが、という解釈であれば、むしろ市民から見たらこの6次産業で一くりにしてしまったほうがわかりやすいんじゃないかと、コミュニティビジネス、難しいんです。コミュニティビジネスでも6次産業にならないところもあると思います。しかし、現時点では大概が6次産業というくくりの中には入るんじゃないかと思っていて、市民から見た場合に6次産業でくくってしまったほうがわかりやすいかなという部分があります——等々思っています。

もし何かコメントがとおりになれば、この後またお願いします。

それと、六次産業化推進事業については、今、講師を知ってる業者に委託するということなんですけど、濟いせん、もうちょっとわかりやすく教えてください。

それと最後、鳥獣被害対策実践事業の調査研究の補助については、実は先日の一般質問の中で宮里委員がおっしゃった——ブルーライトっていうことをおっしゃったんですが、もしこれについて何らかの調査がされて、今そちらのほうにデータがあればお示しいただきたいのと、そういうのもこれに入るのかと、対象になるのかと、この2点です。以上です。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 私のほうから6次産業化関係の2点について御説明をさせていただきます。

まず、1点目、補助金の関係です。

副委員長御指摘は、非常に私としてもちょっと個人的な考えも正直入りますけど、ごもっともだと思います。6次産業化でくくったときに、なぜそこだけ外すのかということについては、庁内でもいろいろ議論をしました。

ただ一つ、大きくコミュニティ協議会のコミュニティビジネス補助金のほうに対象にするという

ふうに譲った理由は、実は我々、コミュニティ協議会だけではなくって、個人、あるいは法人、いわゆる事業者に対する補助も含めて6次産業化として捉えます。

コミュニティ協議会だけ、補助率を高くするというような、そういう扱いがちょっとできづらい、一応個人と法人とJAとで分けましたけど、それ以上のくくりは非常に厳しいというのが実際に、自分らとしては制度設計する側としてありました。

そのときに、実はコミュニティ課のほうで考えてたコミ協のビジネス補助金なんですけど、たしか、濟いせん、手元に資料がなくて恐縮なんですけど、最高で補助率9割だったと思います。コミ協の実態を考えたときに、9割の補助のほうがコミ協サイドからすると、6次産業化の取り組み、結局取り組みやすくなるのではないかというのが、企画政策部コミュニティ課サイドの考え方でございまして、私どもとしてもそこはそうなのかなというふうに思いました。コミ協だけ我々9割にするというのはちょっと非常に厳しかったものですから、制度設計上。なので、今回につきましては、こういう整理の仕方をしたということです。

それから、もう1点、専門職のほうが先ほど答弁をいたしました、推進事業の委託業者ですが、講師が知ってる業者というふうに言いましたけど、例えば、いろいろな取り組み、こちらの事業概要にございますとおり、こういうようなシンポジウムですとか、研修会、勉強会とかいうふういろいろな取り組みしたいと思っています。

こないだ、2月1日の樋脇保健センターでの研修会しましたが、ああいうところに、特に市外からの、我々、これから六次産業化の取り組み、これからなんで、なかなか市内でああいうノウハウを持ってらっしゃる方というのを呼ぶのを探するのが非常にちょっと難しいのが、今のところは実態です。

その前提で考えたときに、例えば、九州管内では熊本ですとか、あるいは全国でいうと長野ですとか、あるいは京都ですとか。いろいろございすけれども、そういうところで、実際に第三者的な立場で6次産業化の取り組み、農業者なり、あるいは商工業者をつなぐ人たちですとか、あるいは、これから6次産業化を、市長が0、1、2というふうに答弁をいたしましたけど、本会議で。

ああいうような方々の、スタートされるような方々の背中をうまく押してあげられるような方々、そういうようなノウハウを持った方々が市外にいっぱいいらっしゃいます。

そういう部分を、私どもとして、人材データベース的な部分はまだ不十分でございますので、そういうような、いわゆる、こういったシンポジウム、勉強会、研修会、こういうような部分を、事務局的な部分も含めて、コーディネートできるような、そういうような、簡単に言うとコンサルみたいな業者に、来年度はちょっと、ことしの2月1日も実際はそうだったんですけど、こういう部分を助力をいただきながらやりたいなという意味での委託業者でございます。

ちょっと補足をさせていただきます。以上です。

○農政課長（上戸健次） 先ほど御質問のありましたブルーライトの関係なんですけれども、現在、うちのほうでは調査というか、そこまでは至っておりません。

それと、今まで市の単独事業で行っております、電気柵とか、防護柵についての補助は行っておりますけれども、今まで農家の皆さんから要望があった場合は、ブルーライトのほうは、現在1件もないところであります。

○農林水産部長（高橋三丸） 有害鳥獣被害対策防護について補足説明をさせていただきます。

各農業新聞等に、今までの捕獲に対する事例等がかなり掲載されておまして、その中でも光による防護、これも一つの方法として事例が出ておりますが、におい、音、あと光等を活用して、イノシシ、鹿等の被害を防護するという形であるんですが、イノシシ、鹿におきまして、特にイノシシは神経質で臆病、人里に近づかないっていう習性がございます。ただし、1回そこに住みつくと、そこが自分たちのテリトリーと、そこに逆に、自分たちのテリトリーに入ってくるものに対して出て行けという凶暴性が出るという性格を持つてるといふ動物ということが記載してありますが、何であるかといいますと、そこにおいしい物があるという、学習してしまうんです。すると、そこが我々のすみかにしようという形で、そこににおいのあるものが急に来ると、最初、神経質ですので近づかない、でもそれが期間がたつとなれてしまう。今度は、音にも、最初はびくつくけど、余り

見て音がないと、音になれてくるともう怖がらないというか、そういう学習能力も強い動物ということです。

非常にいろいろな対策があるんですけど、ブルーライトにつきまして、今後また事例等も研究しながら、一番最大の防護を尽くしたいと思うんですけど、今のところ、それを持っていきますと、防護柵、電気の網、あるいは捕獲という方法が。あと一番肝要は、かなりの網を現在張ってますが、その網の後の管理、要するに、網に草が絡めたり、入っていった跡があると、そこら辺を管理、定期的に地元の方たちでそこを仲介することによって、人がそこにいるということではなかなかイノシシ、鹿とも、人がおったら入れないなという、その形で、我々の制度もですけど、地域の人たちがまず管理をして守るという形の中で、対策を講じるのが、一番、やっぱり有害鳥獣被害を最小限に食い止める一番の方策というのが出ておりますので、そこについては御理解いただきたいと思います。

○委員（谷津由尚） 特に最後の件なんですけど、確かに習性はいろいろあると思います。いずれにしても、今の、鹿にすればネット、イノシシは電柵が一番効果があるんですけど、非常に管理が大変、設置するにも費用がかかる、人手も要するというので、やっぱり今はあれで、この方法でしかないんでしょうけども、もっと経費が安くて、もっと簡単で効果があるやつっていうのは、やっぱり継続的に、これは調査、開発すべきだろうと思ってまして。それは、自分たちでできないんだったら、どっかに調査委託するとか、研究をお願いするとか、そういう方法でもあると思うんです。

ですから、そういうための経費としては、この調査研究等の補助というのは有効であろうと思いますので、ぜひそういう方向で有効的に活用いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） 要望であります。

ほかでございせんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（佃 昌樹） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。ございせんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（佃 昌樹） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

△陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める陳情

○委員長（佃 昌樹）次に、陳情第1号TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

まず、陳情文書表を書記に朗読させます。（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）

次に、本陳情について、当局から何か補足説明がありましたらお願いをいたします。

○農政課長（上戸健次）こちらは特にございません。

○委員長（佃 昌樹）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて、本委員会では採決するか、あるいは継続審査とするかお諮りをいたします。どちらで。どちらかを決めていただかなければなりません。

○委員（谷津由尚）採決をお願いします。

○委員長（佃 昌樹）採決の声がありました。それでは、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本陳情の趣旨を了として採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議なしと認めます。よって、本陳情はその趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに決定いたしました。

なお、意見書の提出については、後ほど協議をいたしますので御了承願います。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○農政課長（上戸健次）それでは、所管事務調査の報告をいたします。

企画経済委員会資料の4ページをお開きくださ

い。

第2次薩摩川内市農業・農村振興基本計画案の概要について説明をさせていただきます。

まず初めに、計画策定の目的ですけれども、若干読ませていただきます。

本市では、農業の持続的な振興と活性化という基本方針を踏まえ、農家の経営安定と所得向上を図るため、平成20年3月、平成24年度を目標とした、第1次薩摩川内市農業振興基本計画を策定いたしました。この基本計画に基づきまして、認定農業者や集落営農組織の育成、耕作放棄地の解消、有害鳥獣被害防止対策等に取り組んでまいりました。この後継計画として、平成26年度から平成30年度の5カ年を計画期間とする、第2次薩摩川内市農業・農村振興基本計画を策定いたします。

第2次計画では、国の新たな食料・農業・農村基本計画等の内容を踏まえながら、薩摩川内市の特性を生かした農畜産業の方向性を明確にし、計画的かつ効果的な投資と、農業、畜産業における生産者、関係団体等が一体となった施策を構築していきます。

次に、将来像のところですが、農業者のこれからの経営改善きっかけとなる六次産業化への取り組みを初め、本市農畜産業を支える経営改善意欲の高い、多様な担い手と次世代の育成を図るため、安全・安心な農畜産物の生産性の向上と販売の取り組みを強化し、生産を支える農業基盤の整備に努め、農業者と関係機関が一体となって、新たな付加価値を生み出す魅力ある農業・農村の実現、農畜産業が元気なまちをつくることを目指し、新たな付加価値を生み出す魅力ある農業・農村の実現ということを将来像に掲げたところであります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

ここに、2のほうで基本方針、基本施策ということ挙げてあります。

基本方針では5項目を挙げております。

まず、（1）ですけれども、農業に意欲的に取り組む経営感覚にすぐれた担い手づくりといたしました。基本施策の①では、経営改善意欲のある農業者の育成確保に努めるとし、右の施策の内容では、認定農業者に対し、農業改善計画の早期達成に向けた支援、また、担い手の中から認定農業者

を目指す農家に対し、実現に向けた支援の実施をすることといたしております。

基本施策の②では、新規就農者の育成、確保に努めるとし、施策の内容におきましては、就業希望者に対する情報提供や農業公社等で学べる研修体制の活用、また、就農後の経営基盤等の支援をするということとしております。

基本施策の③では、集落営農の取り組みを推進するとし、内容では、経理等の一元化による経営の安定を目的に、集落営農組織の取り組みの支援をするとしております。

④では、農業法人の育成、支援に努めるとし、施策の内容では、農業委員会との連携による農業法人の育成、確保に努めるとしております。

⑤では、女性農業者の活動を支援するとし、施策の内容は、家族の話し合いを基本とした家族協定の締結及び各種会合等への参加を促し、女性の活動を推進するとしております。

それから、基本方針の（２）では、地域特性を生かした地域住民が誇れる産地・ものづくりといたしました。

基本施策として、五つ立てております。①では、薩摩川内市重点品目の産地づくりを支援するとし、施策の内容は、おおむね１億円以上の販売実績のある７品目を重点品目に位置づけ、産地づくりを支援するとしております。

②では、地域性を生かした農畜産物の生産振興を行うとし、内容は、耕種部門については、本土地域１０品目、獣地域４品目の奨励品目に位置づけ、生産振興を実施し、畜産部門については、経営規模に応じた畜産農家を育成しながら産地の維持、拡大を図るとしております。

○委員長（佃 昌樹）ちょっと課長。ずっとこうやっていくと相当時間がかかるんだけど。ちょっと、はしょった説明をしていただきたいと思いますが。どうぞ、続けてください。

○農政課長（上戸健次）はい。

基本施策のところを説明させていただきます。

（２）の先ほど言いました、基本方針の基本施策につきましましては、そこに、先ほど言いました五つ上げてありまして、①では、薩摩川内市重点品目の産地づくり支援、あるいは地域性を生かした農畜産物の生産、振興を行う。また、消費拡大を図るための販路拡大、販売促進を行う。また、鹿

児島ブランド産地の取り組みを推進する。それから、耕畜連携を生かした積極的な取り組みを支援するという、五つの基本施策を上げております。

それから、（３）におきましては、農業者が主役の六次産業化のまちづくりということで、①で、六次産業化の基礎となる農業経営のための新たな展開の促進と地域資源の見直しを行うこととし、ここでは、先ほど言いました六次産業化ということをやったってあります。五つほど施策を上げてあります。

それから、（４）につきましましては、安心して生産できる、魅力ある農村環境づくりということで、ここでは、生産基盤、環境基盤ということで大きく上げてあります。①で、人・農地プランの作成支援等により、耕作放棄地の発生防止、それから農業振興地域の保全、担い手の農地集積を図るということで、これは、今後、中間管理機構等の関係も出てきますが、そういった農地集積等をしてあります。それと、環境づくりにつきましましては、有害鳥獣に強い農村環境づくりに取り組む等としており、それから、５番目におきましては、土地改良施設、揚水・湛水防除施設及びダムやため池の適切な維持管理に努める等としております。

それから、（５）につきましましては、食育、地産地消と食の安全・安心づくりということで、食の安全・安心ということで挙げてありまして、①では、食の大切さを伝える食育活動を推進するとしております。それと、④では、トレーサビリティ制度への取り組みの促進、それから、⑥では、適正な農薬管理、使用の指導に努めるということと、⑦では、農薬の飛散防止対策を図る等で、基本施策として八つほど掲げてあります。

以上が、薩摩川内市農業・農村基本計画案の概要であります。

以上で説明を終わります。

○専門職（山元義一）引き続きまして、薩摩川内市六次産業化基本計画について説明いたします。

同じく７ページをお開きください。表題の下の部分ですが、本市からの書き出しのところをごらんください。

ここでは、本計画の策定の目的、計画期間を記載してございます。

本市では、市の重要な産業である農林水産漁業の振興を図るため条例を制定し、その条例に基づ

き、農林漁業の6次産業化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として本計画を策定したこと、また、本計画の策定期間が、先ほど説明しました農業・農村振興基本計画と同じく、平成26年度から平成30年度までの5カ年間としたことを記載してございます。

次に、基本理念を掲げてございます。基本理念は、農林漁業者が主役の6次産業化の推進といたしました。どういうことかといいますと、このことが下の丸の四つに記載してございます。

一つ目の丸では、条例制定の狙いが、農林漁業者それぞれがみずからの経営の長所、短所を見直し、改善するきっかけとして6次産業化を位置づけたこと、それを行政としても、農林漁業者の取り組みを支援していきたいということを書いてございます。

二つ目の丸では、やはり6次産業化といいましても、基本、基礎となるのは、1次産業であるということから、その基礎が揺らげば、6次産業化も成功しないということで、その部分からも、農林漁業者が6次産業化の主役になる必要があるということとしてございます。

三つ目の丸では、具体的に6次産業化を取り組む道筋として、個々の経営ごとに異なることから、それぞれさまざまなリスクが発生することから、農林漁業者それぞれの経営判断が求められるということを書いてございます。

四つ目では、個々の農林漁業者の取り組みが実を結ぶために、それぞれがみずからつくる生産物を十分把握した上で、あらかじめその販路や売り先を明確に設定した戦略を構築することや、農林漁業者みずからの創意工夫による、そういう付加価値を生み出す商品づくり等についても、行政が連携して支援していくということを書いてございます。

次は、8ページをごらんください。

8ページでは、まず、この表の組み立てについて説明いたしますと、一番左の列が基本方針について書いてございます。先ほどいたしました基本理念「農林漁業者が主役」に照らしまして、課題を整理しまして、その課題に対応する形で基本方針を五つ定めてございます。それで、次の列が基本施策です。基本方針にぶら下がる形で16基本施策を設定してございます。その次の列がそれぞ

れの施策の内容を記載してございます。その次の列が実施する事業を記載し、最後の列には事業の実施時期を記載してございます。

表の上のほうにもありますように、実施時期につきましては、前期を平成26、27年度の2年間、後期を平成28から平成30年度の3カ年というふうに設定いたしまして、黒丸がついた時期に重点的に実施するという計画を立てているところでございます。ですので、空白のところは全く実施しないということではなくて、黒丸のところに重点的に実施するというふうに御理解いただきたいと思います。

それでは、基本方針ごとに順次説明させていただきたいと思います。

まず、基本方針の1号、6次産業化の基礎となる1次産業を振興するといたしました。これはやはり、先ほども話しましたように、6次産業化といいましても1次産業の部分が大事であるというふうに考えまして、この中に基本施策を二つ立てて推進するようにしております。1の1次産業の振興では、これまでも行っていましたけれども、経営拡大や生産物の品質の向上のバックアップをすること、基本施策2の地域資源の見直し、掘り起こしでは、一歩引いて見る機会をつくったり、また眠っている資源を掘り起こしたりして、その活用策を検討したいというふうに考えております。

基本方針の大きな2番、6次産業化の担い手を育成する、ここの部分を平成26年から平成27年度、2カ年間、重点的に実施していきたいというふうに考えているところでございます。基本施策の3から6番まで立ててございます。最初の施策3では6次産業化を学ぶ仕組みづくりを行うこと、基本施策4では組織化による取り組みの体制化ということで、市内の6次産業化を牽引していくようなリーダーを、市内の農林漁業者の中から育成を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、基本施策の5としまして、外部アドバイザーの活用による専門性の補完性については、やはりそういう専門家の方々を呼びまして相談会を開いたりとか、個別指導をつくる機会を設ける等の支援をしていきたいというふうに考えています。

6では、業者間のネットワークの構築及び異業種とのマッチング提供ということで、6次産業化

を取り組むに当たっては、やはり異業種の方との連携交流を推進することも必要であろうと考えまして、市内の農林漁業者をつなぐ機会や連携の仕組みづくりを行っていききたいというふうに考えております。

次に、大きな基本方針の3、消費者ニーズに対応した商品開発を進めるでは、やはり商品開発と次の販路開拓というのは、お互いに密接な関連があると思いますが、商品開発については、どういふところにどうやって売っていくのかということを考えて行ふ必要があろうかと思っております。

そこで、この中に三つの基本施策を立てているところです。この三つの基本施策の中には、やはり売れるものづくりにはしっかりした消費者ニーズの把握をする必要があるということで、商品開発のために必要な消費者ニーズの明確化を支援したりとか、消費者のニーズを十分に反映した商品開発を支援したりすること等を施策として行っていくと思っております。

続きまして、基本方針4は、商品一つ一つの付加価値を高めるためのPRや販路拡大を行うとしました。意見交換会やアンケート調査、視察、研修の中でも、6次産業化を進める上で販路開拓が大きな課題に挙げられております。このことから、販路開拓を重視していきたいというふうに考えております。

ここには四つの基本施策を立てております。基本施策10では、商品に応じた販路の開拓支援ということで、既存の直売所のネットワーク化や農林漁業者の顔が見える取り組み等を行うほか、市内の飲食店や薩摩川内市観光物産協会との共同による料理メニューの開発など、地産地消の拡大を促進し、商品の販路としての位置づけを強化したいということ。施策方針11では、シティセールスと連動した戦略的情報発信の推進では、市のシティセールスと連動して、市の魅力として一体的にPRするほか、薩摩川内市観光物産協会と連携した情報発信や取り組み展開を行うこと。基本施策12では、商品ブランド戦略の明確化として、商品の付加価値を高めるためのブランド確立や知的財産権の取得の支援を行うこと。基本施策13の市観光戦略と連動した取り組みの展開では、観光農園等、食に関する体験ができる場の提供等を、市の観光戦略の一つとして図っていききたいと

いうことを書いてございます。

最後に、基本方針5では、各段階に応じた支援体制を整備するというところで、こちらのほうも、アンケート調査の結果にもありましたように、6次産業化の各段階での課題で、資金の調達の不安があるということで、それが取り組み上のハードルになっているということから、6次産業化への進出を目指す意欲のある農林漁業者を地域全体で支援する必要があるというふうに考えまして、三つの基本施策を立ててございます。

まず一つ目の施策では、資金確保のための支援制度ということで、これは、先ほど説明させていただいた、新しい市の独自の支援制度、またこのほかにも、国・県の交付金の制度の支援も行うということを書いてございます。

基本施策15では、関係機関が一体となった支援体制ということで、本年度4月から6次産業化の担当部署の設置等々をしまして、支援窓口の一本化を図るということ、また最後に、基本施策16としまして、地域コミュニティぐるみでの6次産業化の取り組みが進展するようなきっかけづくりを促進するということが書いてございます。

申しわけございません、あけていただいて、最後9ページでございます。

こちらは、計画の推進体制を書いてございます。下の図をごらんください。

基本理念で話しました、農林漁業者が主役ということで、農林漁業者を中心に据えまして、6次産業化に関係する関係機関を6次産業化ネットワークとしてつなぎまして、商工業関係機関と連携しながら、6次産業化を推進するとともに、農林漁業者の方が相談した際には、相談活用ができる支援体制を構築することとしております。

市におきましては、左下になりますが、6次産業対策課を窓口として、その右側に市と関係機関からなる協議会を設置し、農林漁業者の6次産業化の取り組みを下支えしていきたいというふうに考えております。

最後に、4、目標値の設定と期間の見直しについてでございます。本市の6次産業化の現状を踏まえまして、本市の農林漁業の6次産業化、まさにこれからがスタートでございます。このことから、6次産業化の着実な進展を図るため、成果を具体的な目標値と掲げております。下の囲みの部

分になります。

計画期間平成26から平成30年度内に、新たに6次産業化に取り組んだ農林漁業者の数、10（団体を含む）といたしました。

目標値の10の積算方法につきましては、今、課として把握している数が6であることが前提となっておりますが、前期平成26、27年度は、市として、これから6次産業化を進めていく上で、先ほど話しましたように、人材育成、啓発が中心となります。このため、前期2年間で三、四件程度、残りの3年間で、その倍の六、七件を目指しまして、後半伸びていくイメージで、三、四件プラス六、七件の10件としたところでございます。

また、計画の見直し等につきましては、二つ目の丸になりますけれども、この目標値は、5カ年間で均等に達成していくのではなく、年度ごとに成果が大きく変動することも考えられるため、本市における農林漁業の6次産業化の熟度を常に見きわめつつ、必要に応じて本計画の抜本的な見直しも視野に入れながら、状況の変化にできるだけ速やかにかつ柔軟に対応していくというふうにしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹） 5年間の薩摩川内市の農業・農村振興計画、そして、今ありました薩摩川内市の6次産業の基本計画、大変御苦労さまでございました。

なかなか、私どもとして、ぱっと説明を聞いて、ぱっといろんな質問ができるというわけではございませんので、5年間のうちどういうふうな経過をたどるか、今後、注視をしてまいりたいというふうに思っております。

差し当たり、委員のほうから何か質問があったら受けていただきたいと思います。

○委員（宮里兼実） 今、委員長からも話がありましたけれども、基本計画、基本方針、基本施策、いろいろすばらしい、ここにうたってありますけれども。薩摩川内市で、ここにも書いてありますが、重点品目の位置づけ、産地づくりってありますけれども、私が感ずるところによりますと、何か中途半端なような気がしてならないんですけれども。本当に、薩摩川内市、この土地には、この品目が一番適しているんだというような、ここに

品目もいろいろありますけど。いちご、ごぼう、らっきょう、きんかん、ぶどうってあるんですけど、何か中途半端じゃないですけ。そうは思わないですけ。

だから、私の友達もおったり、無人販売が3カ所、陽成にもありますけれども、それこそ自分でつくって、自分で値段をつけて販売してると、一人の私の、どことは言いませんけれども、自分で野菜をつくって、そしてタイヨー、スーパーと契約をして、場所を借りるということで、手数料を払って、自分で持って行って並べて、そして値段もつけて、価格も自分でつけて、そして、ちょっとお客さんの様子を見て売れなかったら、ほかの品物と比べて売れなかったら、ちょっとまた値段を下げるとか、そういったことも、最近、ちょっと倉庫を改造して加工品も、保健所の許可もとって、加工もして販売してると。そういった、何か中途半端って言えばいけませんけれども、何かもう、自分一人でできるような、そういう経営のやり方。何回も申しますけれども、ある人が、芋の商売をする人が、川内でも何で買わんのと言うたら、川内は猫の額ほどしかない土地にそんな大量に仕入れはならんと。だから、大隅半島、薩摩半島の芋を契約栽培をさせて、そして、それで商売やってる人もおるんですけれども。

ですから、薩摩川内というのは、猫の額ほどしかない土地に何を栽培したらいい、何がもうかるけというようなことも聞きますので、もうちょっと何か、薩摩川内市にはこれが一番適しとる、例えば、きんかんならきんかん、らっきょうも唐浜があるんですから、そういったことで、何か、やらかしとる、させてる。何かそういった感じにしか、私は感じないんですけど。やはり、もうちょっとやるならやるで、やらせじゃなくして、本当に真剣に薩摩川内市はこの産物で名前を売るんだというような意気込みが、私には見えないような気がするんです。どうですか。

○農林水産部長（高橋三丸） 宮里委員御指摘のとおり、確かに、今のこの時点で、薩摩川内市イコールこれという、全国に響き渡る農産物も、はっきり言いまして、ない状況でございます。

そこにいくには、いろいろ大きな課題がたくさんございます。その中で、本市といたしましても、園芸重点7品目、おおむね1億円以上の販売実績

がある品物につきまして、きんかんを初め、販売促進を図るための諸施策を展開しております。

まず、それを引き継ぎ、今回の第2次農業・農村振興基本計画に掲載し、また奨励品目も加えながら、今後の目標に向かって大きな取り組みであります、そのための六次産業化事業をもって、本市のブランド、県のブランドはきんかんでございますが、いろいろな重点で置いてます品目の確保、それから販売拡大、地産地消等々を練り込んで、本市の農産物の特産としての生産拡大、イコール農業所得の向上、あるいは農業における雇用の増、雇用の安定雇用、いろいろ図っていきたいと考えて今回の計画を策定している次第でございます。よろしくお願いいたします。

○委員（宮里兼実）部長、頑張ってくださいよ。終わります。

○委員（谷津由尚）2点あります。

まず、農業・農村振興基本計画のところで、5ページです。（5）の④トレーサビリティ制度の取り組みを促進するってあるんですが、今、薩摩川内市内の畜産の方で、——これ、生産と肥育含みます。トレーサビリティをつけてないというのがあり得るのでしょうか、これが1点です。

2点目です。6次産業の基本計画のところで、いよいよ腰を落착けて6次産業を進めようとした場合に、生産者側で、JAさんとの摩擦が予測されると思います。そのときのことは十分お考えになっておられると思うんですが、基本的な解決策として、出荷規模なのか、生産者別に分けるとか、品目ごとに分けるとか、いろんな解決策をお考えだと思うんですが、ちょっとそこをお聞きます。

以上、2点です。

○農政課長（上戸健次）法律で義務づけられておりますので、全農家、これに係る諸手続等については確実にやっております。また、逆に漏れ等があった場合は、農家を指導するようにしているところでございまして、全農家、この制度については熟知しながら実行しているというふうに理解しております。

○六次産業対策監（小柳津賢一）JAとの摩擦という言葉方をされましたけど、その仕分けの仕方ということだと思います。おっしゃってるのは恐らく共販事業と、例えば、ある一定の品目を

とったときに、これは共販事業にのせる、あるいはこれを6次産業化にのせる、どういうふうに仕分けをしていくのかという我々の考え方ということだと思いますけど、基本的に、非常に簡単に言うと、難しいです、仕分け方が。

規模、それから量、品質、いろいろやり方、確かにあります。ありますが、それぞれの経営状況によって、例えば、規模が小さくても、例えば高齢化が進んでおって共販事業にのせたいとおっしゃられる方もいらっしゃるでしょうし、逆に、相当程度のロットをもう既に生産できる方であっても、簡単に言うと、自分で販路を開拓されたいという方もいらっしゃるかもしれません。

何が言いたいかといいますと、どちらかという、我々としてどちらかに誘導すると、一定のメルクマールを設けて誘導するということではなくて、そこは各個別の農家さんたちあるいは農林漁業者の方々と考えていきたいと思っております。

そのときに、そういうのが積み重なってくると、今、副委員長が御指摘のあったとおり、JAの共販事業と一部摩擦といっていいのかわからないんですけど、調整が必要になってくることも大いに考えられます。

そのときに、我々として、一つのやり方として考えているのは、例えば個々の事業者が共販事業からドロップアウトして6次産業化のほうに入ったというときに、それがだんだんある品目でふえてきたというようなときに、今度は農協が、それを全体的な受け皿となって、農協主体になって6次産業化に取り組むということではできないのかというような部分を、我々として提案を、農協さんと農家さんたちの間に入って、調整を提案をするようなことはできるのではないかなというふうには思ってますけど、それは、あくまでも今後の状況次第ですので、当然、この計画上にはのせられません。

ただ、私として考えているのは、そういうことも、将来的には、5年後あるいは10年後とか、6次産業化の熟度が高まってきたときに、そういうのはあるのかなと思っています。

当面は、やはり個々の経営者の方々が、やはり労力的、資金的な部分で、やはり共販が、言い方が悪いですけど、共販にのせるほうが楽だとおっしゃる農家さんもいると思います。そういう方々

と、後継者も育ってきたと、共販の規格外の部分を、やはりいけんかして、新しい販路にのせるということで6次産業化に取り組みたいという部分の農家さんもいるかもしれません。そのケース・バイ・ケースに応じて仕分けするという、ちょっと済みません、答弁になってないかもしれませんけど。それが基本になるかなというふうに思います。以上です。

○委員（谷津由尚）六次産業化基本計画はクリアです。

5ページのトレーサビリティですが、であれば、これ逆に載せられないほうがいいんじゃないかと、逆に心配になるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○農政課長（上戸健次）確かに、うちのトレーサビリティ法についての生産履歴については、先ほど答弁しましたとおり、義務づけられておりますけども、さらにトレーサビリティ制度については、国のほうでも、今度は牛だけでなく豚にできないとか、そういうことも検討されているようで、視野が広がるようですので、現状では、牛ということで限定された生産履歴の取り組みになっておりますけども、そういう、より安心・安全なものを提供するという観点から、そういう視野が広がる可能性があるということで、ここには、前回の計画に引き続き掲載させていただいているところです。

○委員（川畑善照）大変素晴らしいことだとは思いますが、やはり企業誘致に、農産物の加工所で何でも受けるよというところがあったら、そういうところを誘致したほうが、我々は広域農産物加工所に行ったことあるんですけども、そういうところを求めてらっしゃる農家も多いんじゃないかと思うんです。

それと、やはり加工とか、あるいは販売となると、前も言いましたけれども、蓬莱館なんて、食堂もすごいし、待ちが長いし、物は売れてるし、回転がもうものすごいしてますよね。そういうのが、結局、魚市場は商工振興課、漁協は水産課、そういう形で分かれ、そして、野菜、青果市場はやっぱり商業関係ですよね、それなんかはやはり一つにまとめて、お魚センタープラス市の農産物をするのをば、どっかに求めていくのが当たり前だったでしょうと思ってます。

そして、やはり小さな節約、大きな損失にならないように、やはり育てていって、そして、そういう考え方を聞いて、一つつくっていったら、すごく早い段階で進展すると思います。それを私は感じてます。

以上です。

○六次産業対策監（小柳津賢一）以前も似たような御指摘を何回かいただきまして、条例の提案のとき、昨年の6月議会でも、私のほうからちょっと御説明したかどうか、定かではないんですけど。条例の理念も、今回の基本計画の理念もなんですけど、農林漁業者が主役であるというのは、ずっと一貫してきたつもりです。条例のこの考え方でも御説明をしました。

それから、今回、7ページのところに明らかに明文化して、基本計画の本文にも、もちろんこの趣旨のことが書いてございます。

御指摘のようなやり方ももちろんあると思いますが、非常に有効な速攻性の高い手段だとは思いますが、私どもとしては、今回の6次産業化の位置づけとしては、あくまでも農林漁業者の方々が真に足腰が強くなっていただくために、みずからの経営をちゃんと見直してほしいと、足元を見てほしいと、そのきっかけづくりとして6次産業化に取り組みますので、その範疇の中におきましては、やはり農林漁業者主役という部分を常に大事にしてやりたいと思ってます。

その中で、例えば、今御指摘のあったとおり、加工業者の誘致ですとか、それが例えば農業者の方々からそういう声が非常に大きく上がってくるというふうになれば、もちろんそういうのはしますけれども。それを、例えば役所が中心となってしまうとか、あるいは江口蓬莱館は漁協がつくってましますけれども、漁業が組合員の所得向上のためにつくるといっているのであれば、それは漁業者が主役だというのは言えるかもしれません。

ただ、役所が、そういう江口蓬莱館のような施設をつくるというような部分について、条例でうたった、農林漁業者が主役、あるいは今回基本計画で位置づけた農林漁業者が主役と、この基本理念に合致するかとどうかというのは、私は反する部分もあるかと思います。

私は、あくまでも、主役が農林漁業者だという理念を中心にして、6次産業化は進めていきたい

と思います。

ただ、企業誘致の観点から、あるいは観光の観点から、今御指摘のような食品加工業を誘致してくるだとか、それから、そういったいわゆる漁業家の市場レストランみたいなものをつくるだとか、そういう施策はもちろんあり得ると思っております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達） ちょっと教えていただきたいんですが。6次産業化で、今現在取り組んでいらっしゃる会社とか、事業者が幾つぐらいあるのか、そしてまた、その人たちがこの補助金に、例えば拡充するとか、生産ラインをふやしたいとかと言うたときに、補助対象になるのか。あくまでも平成26年から平成30年度まで5カ年で10というような数字が出てるんですけど、この10にしても、少ないんじゃないかなというような、私は思うんですが、その辺を教えてください。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 先ほど、実は専門職も説明したんですけど、現状で、我々として把握してるのは、農林漁業者が6次産業化に取り組んでる例としたら、6です。現状としては。例えば、祁答院のある農場さんですとか、あるいは樋脇にも養鶏農場で、実は一つあります。そういうのも含めて6です。

10が多いか少ないかというのは、御意見いろいろあるかと思います。庁内でも、多い、少ない、いろいろ議論ありました。ただ、6という前提で立ったとき、それから、市長も本会議で言ったんですけど、これから0、1、2だと言ったときに、これが、例えば、6が倍の12になるのにどれぐらい時間がかかるのか、正直言って、私も、はっきり言って恥ずかしいんです、わかんないです。

ですので、この概要にも載っけてありますけど、とりあえず10で設定しますけど、熟度が、今後急速に高まるようであれば、これを二重、三重に見直すということは、5年間の中でも当然あり得ると思っておりますし、そこは、計画しきちっと書いたつもりです。

なので、スタートの時点で目標を設定するのがどうかというのは議論があります。そこを言われてしまうと、我々もなかなか説明しづらいんです

けど、ただ、やはり6という前提があった上で、これをふやすために新たに5年間で取り組む部分を、当面5年間で10としたと。考え方としては、最初の2年間で3から4、後半の3年間でその倍の6から7という考え方なんですけど、これが例えば、最初の2年間で倍の6から7達成できるようであれば、この10は期間の途中でも大きく見直すつもりでおります。

以上です。

失礼しました。補助金の対象、答弁が漏れておりました。申しわけございません。

先ほど予算のところで説明した六次産業化支援事業補助金は、新規だけではなくて、既存の今言った既に取り組んでいる方々が生産ラインをふやす、あるいは加工品を、今まで例えば、焼き鳥をつくっていたものを、すごい雑駁なんですけど、空揚げをつくるだとか、何か別のものをつくるだとか、そういう部分を、新しい部分の取り組みに対しては、単純なちょっと更新はできれば、というような感じで実はおるんですけど、それは、今後いろいろ農業者の方々と話す中で、少しでも新しい部分があって、新しいストーリーがつけれるのであれば、できるだけ補助の対象にしていきたいというふうには考えています。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

○議員（成川幸太郎） 宮里委員のに関連するんですが、7品目の目標設定されてるんで、1億円以上ということなんですけども、特産品とするためには、もう一つ金額だけじゃ無理だと思うんです。これが、薩摩川内市は、県内の市町村の中で何番目ぐらいの生産、トップというのがあるんですか。把握していらっしゃれば教えてください。

○営農指導グループ長（森 隆） ただいまの質問でございますが、まず、この重点品目の作物というのは、生産者団体の取り扱いになっております。そうしました中で、その生産者団体の基本となるのが、現状、農協単位ということになっておりまして、その下に市町村がつながっているという状況でございます。

そうした中で、現在、農協が合併をする中で、一部品目として、隣のさつま町と既に一緒になった組織もありますので、市町村ごとの順位という

のが明確に、実はわからない部分があります。

そういう中で、わかっている範囲でお答えをしたいと思います。

まず、いちごについては、既に部会が合併する中で、市町村ごとの他の地域もですけども、市町村ごとの生産額がわかりませんので不明です。

ごぼうにつきましては、幸い川内だけの部会の組織でなっておりますので、県内で2番目でございます。

らっきょうにつきましては、川内と南さつま、それから指宿、この3地区だけでございますが、2番目です。

それと、きんかんでございますが、これは川内と南さつま、生産額だけでいきますと南さつまのほうが、露地物が入っておる関係で、額だけでいくと向こうのほうが大きい、2番目という状況でございます。

ぶどうにつきましては、観光農園が主体となる中で、正確な数字がわからないんですが、巨峰の作付面積でいきますと、県内1位。ただし、新しい品種が出る中では霧島市に次ぐ産地というところで、恐らくそれに並行した生産額がなっていると思います。

お茶につきましては、申しわけございません、ちょっと1番目、2番目の順位ではないのは確かなんですが、不明でございます。

水稻につきましては、戸別補償の関係もございまして、これは伊佐市に次ぐ2番目というふうになっている状況です。

以上です。

○議員（成川幸太郎） 先ほど、今度は川畑委員の関連するんですが、こうした金額的に見りや非常にちょっと少ない金額だと思うんです。とすると、これを特産品に持っていくためには、やはり6次産業化して加工するべきだろう、加工する中で販売を拡大して、生産者の方が安心してつくれる環境をつくってやるということも必要だと思いますから、私、6次産業の条例ができるときから、対策監は、あくまでの農林漁業者、1次産業者を中心にしてということと言われるんですが、それを育てる必要性から、2次加工業、この中にもあります商工業者との連携というのを強くしていかないと、本当に強くないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 強くなるかどうかというのは、ちょっといろいろあると思います、正直言って。私がさっき申し上げたのは、川畑委員なり御指摘がいただいた、今成川議員からも御指摘いただいたのは、非常に効果が早いということです。ただ、そういうふう到我々が、また誘導することによって、農家の方々が本当に経営者マインドを持てるのかというふうに考えた。それが農林漁業者が主役だということです。

私どものやる6次産業化は、そこにこだわりたいと思っております、農商工連携でそういう施策をするというのは、前からこの委員会でも御指摘いただきましたけど、あり得ます。加工場を誘致して、そこにのっかりたい方はどんどんのっかってくださいというのはあります。ありますけれども、本当の意味で、国際化の波にもまれても自分の経営をしっかりと見て、しっかりと足元が見れて、経営マインドを持った農林漁業者を育てるためには、やはり最初が大事だと思っております、そのためには、6次産業化としては、あくまでも、農林漁業者が主役というのを基本理念に据えたいと思っております。

以上です。

○委員長（佃 昌樹） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、農政課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します、長いこと休憩がありませんでしたので。10分後、4時10分にしたいと思います。

~~~~~

午後3時59分休憩

~~~~~

午後4時 9分開議

~~~~~

**○委員長（佃 昌樹）** それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

△畜産課の審査

**○委員長（佃 昌樹）** 次に、畜産課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（佃 昌樹）** まず、審査を一時中止し

ておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長の概要説明をお願いします。

**○農林水産部長（高橋三丸）** 畜産課の概要について説明させていただきます。

本市農業の主幹作物でございます畜産の振興につきましては、地域特性に応じた振興策を展開するとともに、後継者、新規就農者の育成、経営支援に努めます。

甌地域におきましては、各種補助制度を継続し生産性の向上を図ります。また、優良家畜の導入等におきましては、特に、乳用牛繁殖農家に対しまして、従来からの補助事業や家畜導入事業に加え、新規事業といたしまして、飼料専用イネ実証展示圃場設置事業に取り組み、飼料専用稲作付の普及定着をもって飼料受給率の向上を目指します。

あわせて、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病予防対策にも努めてまいります。

以上、畜産課の施策概要でございます。詳細につきましては、課長から説明いたします。

**○委員長（佃 昌樹）** 引き続き当局の補足説明を求めます。

**○畜産課長（中山信吾）** 畜産課でございます。よろしく申し上げます。

議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、畜産課分について説明をさせていただきます。

まず、歳出予算の概要について説明をいたします。

平成26年度薩摩川内市各会計予算調書の152ページをお開きいただきたいと思います。

152ページの上段、6款2項1目畜産総務費1億199万5,000円は、畜産振興の担当職員及び畜産行政に係る経費で、畜産業務嘱託員1人及び畜産課職員10人分の人件費のほか、甌地域における家畜診療業務などの委託料、県有牛貸付返納のための備品購入費、負担金としまして、川薩畜産共進会負担金30万3,000円、県肉用牛振興協議会負担金2万円、県畜産協会負担金18万4,000円、川薩ホルスタイン共進会連絡協議会負担金4万7,000円、デーリィサポートかごしま負担金21万7,000円を計上しております。

また、特別導入事業基金繰出金9,000円、優

良牛導入資金貸付基金繰出金8,000円を計上しているところでございます。

続きまして下段、畜産振興育成事業費1億9,513万3,000円は、各種畜産共進会及び畜産振興に係る各種補助事業等に係る経費でございます。

負担金としまして、畜産基盤再編総合整備事業負担金等7,069万6,000円、補助金としまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金、これは3組合分でございますけれども5,017万2,000円、産地農業後継者支援事業補助金12名分の1,925万円、薩摩川内市青年就農給付金事業給付金9名分1,200万円、そのほか畜産振興に係ります14件の補助金3,742万4,000円を計上させていただいております。

以上のとおり、平成26年度におけます畜産課の歳出予算は、平成25年度予算とほぼ同様の内容となっておりますが、主な変更点といたしまして、畜産総務費関連では、甌地域におきます畜産農家の肉用牛飼養管理技術の向上や子牛価格の改善を図られるなど、一定の効果が認められることから、甌地域畜産指導員の業務委託を終了し、平成26年度からは本庁職員及び畜産指導嘱託員によります定期的、週1回程度を予定しておりますけれども、定期的な巡回によりまして、甌地域への畜産農家への指導を実施することにしております。

また、畜産振興育成事業費関連では、補助金において、甌地域生産農家支援事業では、支援内容を従来の優良雌牛導入助成に加えまして、甌地域における飼料作物の作付を推進するための支援と、甌航路の欠航時などの子牛セリ市上場に係ります支援を行うことに、内容の変更を行いました。

また、新規事業といたしまして、飼料専用イネ実証展示圃場設置事業を要求させていただいております。当該事業の概要につきまして説明をさせていただきますので、企画経済委員会資料、農林水産部分の10ページをお開き願いたいと思います。

上段の右側になりますが、畜産課では、これまで平成23年度から平成25年度までの3カ年間、水田の有効活用とWCS用稲、いわゆる飼料用稲の作付推進を目的として、自給飼料増産対策水田活用モデル事業を実施してまいりました。

ここで言いますWCSとは、ホールクロップサ

イレージという英語の略でございまして、直訳しますと、丸ごと切り取ったサイレージという形になります。

このWCS用稲とは、稲発酵粗飼料のことでございまして、稲の稲穂の部分と茎、葉、そういう稲の全ての部分を一緒に刈り取りまして、ラッピングをして発酵させてサイレージという家畜用の餌にするために作付された稲のことになります。

なお、新聞等で出ております、飼料用米というのが出ておりますが、この飼料用米は、濃厚飼料の特性を持つ子実の部分である米の部分、これをトモロコシの代用品として濃厚飼料の原料として活用するのが飼料用米ということになります。そういう違いがございまして。

上段左側に示しておりますとおり、自給飼料増産対策水田活用モデル事業や国の直接支払交付金の活用によりまして、飼料用稲の作付面積は平成22年度34.2ヘクタールだったものが、平成25年度には158.6ヘクタールまで大きく伸びておりまして、成果に示してございまして、稲発酵粗飼料の生産拡大や自給率の向上などの成果が得られたところでございますが、一方、中段に示しておりますとおり、飼料用稲作付面積のうち、専用稲の品種を作付している割合は11.7%でございまして、主食用米品種の作付がほとんどであったということで、収量が少ないという課題が出てきたところでございます。

この課題でございまして収量の増産のための解決策として、今回予算要求をさせていただいているのが、下段左側に示してございまして飼料専用イネ実証展示圃場設置事業でございまして。

当該事業は、収量の増産が期待できます飼料専用稲につきまして、複数の品種を栽培実証展示する圃場を設置しまして、本市に適した専用品種の選定の参考とするものでございまして、栽培実証に係ります経費の一部として10アール当たり2万円を助成したいというふうに考えているものでございます。

まお、当該事業の実施に当たりましては、下表に示しておりますとおり、成果指標を設定しながら取り組むとともに、その事業効果として、下段右側に示しておりますような収量増や受給飼料の増産、耕畜連携の推進などの効果を上げたいというふうに考えているところでございます。

また、口蹄疫等家畜伝染病の発生防止対策につきましては、現に、口蹄疫等は、今も中国、ロシア等で散発している状況にあることから、近隣諸国での発生状況等の情報や自主防疫の徹底を畜産農家や市民に周知、広報するとともに、平成23年度から取り組んでおります、家畜自主防疫班によります農家巡回等によりまして、自主防疫の徹底を図るなどの取り組みによりまして、本市から家畜伝染病が発生することのないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上が歳出予算の概要でございまして。

続きまして、畜産課に係ります歳入の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

同じく会計予算調書の37ページをお開き願いたいと思います。

まず1行目、使用料のうち農林水産使用料は24万8,000円、農業使用料は下甑堆肥センター使用料が主なものでございます。

一つ飛びまして、県補助金のうち農林水産業費補助金4,658万2,000円、農業費補助金は活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金です。

その下、財産運用収入のうち財産貸付収入45万6,000円、土地建物貸付収入は甑地域におけます牧場等の貸付料になります。

一つ飛んで、財産売払収入のうち物品売払収入506万5,000円、物品売払収入は甑地域における県有牛の譲渡代金13頭分になっております。

その下、雑入のうち雑入3,334万3,000円、雑入は畜産基盤再編総合整備事業等畜産公共事業に係ります事業参加者負担金が主なものでございます。

次に、債務負担行為について説明をさせていただきます。

平成26年度薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書の9ページをお開き願いたいと思います。

9ページ、第2表債務負担行為のうち上から5行目でございます。特別農協有牛導入等事業資金利子補給で、期間は平成27年度から平成31年度までの5年間、限度額は畜産農家が経営安定のために農協から融資を受けた額の利子補給額としております。

これは、薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則に基づくものでございまして、

和牛生産農家が当該事業を活用して繁殖雌牛を導入した場合、資金貸し付けに係る利子のうち1%を市が利子補給するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（宮里兼実）単純な質問ですけど、今、甌島に、生産牛が何頭ぐらい、肥育が何頭ぐらいというような数はわかってたら教えてもらえますか。

○畜産課長（中山信吾）甌地域におきましては、肥育系牛の農家はございませんで、和牛の生産農家のみでございます。

これが、今現在のところ10軒ございます。上甌地域に2軒、下甌地域に8軒ということで、約200頭の繁殖牛が係養されております。

○委員長（佃 昌樹）ほかにないようですね。質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

#### △所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○畜産課長（中山信吾）それでは、所管事務調査報告としまして、県内で多発しております豚流行性下痢について報告をさせていただきます。

同じく企画経済委員会資料、農林水産部分の11ページをお開き願いたいと思います。

（1）としまして、昨年の10月、日本で7年ぶりに発生しました豚流行性下痢の症状などについて説明をしております。本病は嘔吐や黄色水溶性下痢症状を示します急性ウイルス病でございます。冬場から春にかけて流行しやすい疾病でございます。このうち、特に、生後7日齢以内の新生豚が感染した場合、そのほとんどが死亡する子豚の重要疾病でございますけれども、人への影響は全くございません。

（2）の表には、3月4日現在、116件ということで、県下の発生状況を表に示しております

が、3月18日現在では、これが119件となっております。変わりましたところは、肝属地区が99件でございましたのが100件に変わっております。それから、その右側、曾於地区が5件と書いてございます、ここが6件になっておりまして、この表中に書いてございませぬが、北薩地区でも1件発生があったところでございまして、計116が119件になっておるところでございます。

このように、これまで大隅半島を中心に発生が報告されておりましたが、先ほど申しましたとおり、3月8日に長島町で発生が、当該地域で確認されたところでございます。

なお、この表の下、米印がございしますが、米印の二つ目に記してございますが、2月21日時点での発症頭数は、県下で約11万9,000頭、うち死亡頭数は約2万頭でございまして、このほぼ全てが子豚であるということの報告を受けているところでございます。

また、参考に示してあります他県の発生状況でございますが、隣県でございます宮崎県や熊本県を初め、全国各地で発生が確認をされている状況にございます。

（3）としまして、本市の対応の概要を記載しております。番号1でございますけれども、県下での発生報告を受けまして、昨年12月24日、本市の養豚農家へ防疫対策の徹底を文書でお願いいたしました。

また、番号3としまして、本年1月10日、家畜防疫対策会議を開催したところでございます。それから、番号5でございますが、2月6日までに、市内の養豚農家、約10戸ございますけれども、全農家に消毒薬を配付しまして、自主防疫の徹底をお願いしたところでございます。

まだ表には記載してございませんけれども、3月8日の長島町での発生を受けまして、3月13日付で、市内の養豚農家へさらなる防疫対策の徹底を文書でお願いしたところでございます。

当課としましては、今後とも、豚流行性下痢に関する情報収集に努めるとともに、養豚農家への情報提供と自主防疫の徹底を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

あわせて、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど、他の家畜伝染病についても情報収集と

周知、農家レベルの自主防疫の徹底をお願いしながら、本市から家畜伝染病が発生することがないように、畜産農家と一体となりながら取り組みたいと考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佃 昌樹）所管事務調査の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（谷津由尚）2点あります。

豚流行性下痢について、考えられる媒体というのは何なんですか、が1点目。

2点目が、防疫方法はどういうことなんですか。

3点目が、今回豚で、口蹄疫は牛なんですけど、以前、口蹄疫が非常に流行した、お隣で流行して、きちんとした防疫体制、ほとんどの農家さんがとられたんですけど、何かその辺の方法論で共通するところがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

○畜産課長（中山信吾）今回の発生については、先ほど申しましたとおり、7年ぶりの発生ということでございます。県のほうも、ウイルスがどこで発生したかということを究明しているところでございますけれども、一応、垂水市が初発地でございますので、その辺で何らかのウイルスが発生して周囲に広がったというふうに考えておまして、感染が拡大が広がったというのは、農場等におきます運搬車両等の消毒、そういったものが確実に実施されなかったということ、それから、あとは、屠畜場ではいろんな農家のいろんな車両が入ってまいりますので、そこでの消毒の徹底とか、そういうのがうまくいってなかったんじゃないかなということ、それから、県の見解としましては、農家を巡回します飼料運搬車、これらが各養豚農家を回りますので、感染を拡大させる要因になったのではないかなというふうなこと等が考えられているところでございます。

2点目の、この豚流行性下痢の対応策ですけども、特に、対応策といいますと、農家レベルにおきましては消毒の徹底、それから、使用衛生管理基準の徹底ということを基本としながら、予防策としては、母豚への、分娩前の母豚に、子豚が感染しないように母豚へのワクチン接種というのが、

予防法としてはあるところでございます。

なお、豚流行性下痢は、口蹄疫は法で定められました法定伝染病でございましたので、幹線道路等での防疫措置っていうのが、法律に基づく防疫措置がなされたわけでございますけども、この豚流行性下痢につきましては、県知事へ届け出を出すだけの届出伝染病ということで、口蹄疫とするとリスクの低い家畜伝染病に指定されているということでございまして、市としましても、主要幹線道路に口蹄疫と同様に消毒ポイント等を設置する意向はないのかという照会はしましたけども、先ほど言いましたとおり、法定伝染病ではないので、仮にそういうことをしようとすると、道路管理者等への許認可申請とか、そういうのは非常に時間がかかるということ等で、特に県としても予定はしてないということでございました。

そういうことでございまして、再三申し上げておりますとおり、市としまして今できることとしては、農家で、自分の農場にそういうウイルスを侵入させないという策として、自分のところの消毒の徹底等を図っていただきたいということを文書で流しますとともに、その一助となればということで消毒薬を配付させていただいたという取り組みを、市としては今やっているという状況でございます。

○委員長（佃 昌樹）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑は尽きたと認めます。  
委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、畜産課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △林務水産課の審査

○委員長（佃 昌樹）次に、林務水産課の審査に入ります。

---

#### △議案第28号 薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（佃 昌樹）まず、議案第28号薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○林務水産課長（堂込 修）林務水産課でございます。

それでは、議案第28号薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

議案つづりのその2の28—1ページをお開きください。

本市が管理する漁港は、本土に3港、甕島に6港の計9港ございます。ことしの4月1日から、消費税の改定に伴い、漁港管理条例の一部を改正するものでございます。

当条例は、市が管理する漁港条例であります、県が管理する漁港の使用料等の改定に準じて、使用料等の額を改定するものでございます。

改正する内容については、28—2ページから28—3ページの記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佃 昌樹）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）ここで、審査を一時中止しておりました、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長の概要説明を求めます。

○農林水産部長（高橋三丸）林務水産課の概要

について説明させていただきます。

まず、林業振興におきまして、生産基盤となる林道の整備、保育、間伐等による計画的な森林の整備、山地災害を防止するための治山事業を展開してまいります。

また、松くい虫の被害防除及び猟友会による有害鳥獣捕獲に努めます。

水産振興におきましては、本市における水産物の流通体系や販売機能の拡充を推進します。特に、新規事業といたしまして、離島流通効率化事業による、里加工センターによるキビナゴのさばき機を、下甕加工センターにパシヨウカジキ等のブランド化を図るための急速冷凍庫を整備し、甕島漁協における加工品開発事業を推進いたします。

あわせて、引き続き甕島地域の漁業集落の活性化に努めます。

以上、林務水産課の施策概要でございます。詳細につきましては、課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○林務水産課長（堂込 修）それでは、林務水産課に係る平成26年度当初予算について御説明いたします。

歳出のほうから説明いたしますので、予算調書の153ページをお開きください。

6款4項1目林業総務費では、1億264万1,000円を計上しております。内容につきましては、林業振興推進協議会委員16名の報酬、一般職員13名の人件費と蘭牟田池遊歩道整備事業草払等業務委託などの委託料などが主なものでございます。

負担金につきましては、北薩流域森林・林業活性化センター負担金16万5,000円、県治山林道協会負担金80万1,000円、北薩地域森林・林業振興協議会負担金10万円などが主なものでございます。

下の段の6款4項2目林業振興費の林業振興育成費では、6,228万3,000円を計上しております。内容につきましては、民有林の間伐を推進するために配置している森林づくり推進委員の活動経費や、有害鳥獣捕獲等業務委託はイノシシや鹿等による農林業被害防止のための猟友会への委託料、昨年6月から実施をしております国の緊

急捕獲分の委託料も含め計上しております。

また、今年度は、新たに有害鳥獣捕獲を推進するために、市内の6猟友会に対し捕獲箱わなを貸与することにしており、捕獲箱わな12基分の購入費も計上しております。

負担金につきましては、川薩地域たけのこ振興協議会負担金8万5,000円を計上しております。

補助金については、林業就労改善推進事業補助金868万5,000円は、川薩森林組合が行う民有林間伐に対する補助金が主なものでございます。

森のめぐみの産地づくり事業補助金355万5,000円は、竹林改良の促進や竹林管理路に係る市単独事業の補助金であります。

今年度から新たな取り組みとして、竹林管理路の安全性や走行性を確保するため、足場の悪いところや急勾配な箇所などの生コン舗装に伴う、生コンの材料費補助を行うことしております。

また、竹林改良に伴い搬出されている竹材の買い取り価格の市場単価に、1キロ当たり2円を上乗せする補助についても、昨年と同様に継続を行うものであり、竹林改良を促進するとともに、竹林資源の有効活用、タケノコ生産者の所得向上を図るものでございます。

交付金につきましては、森林整備地域活動支援交付金1,222万6,000円を計上しておりますが、民有林の間伐に伴う境界の明確化作業及び森林作業道の点検、修繕等に対する交付金であります。

予算調書の154ページをごらんください。

同じく6款4項2目林業振興費の松くい虫駆除費では、1,979万円を計上しております。内容につきましては、松くい被害木の伐倒駆除及び松くい虫防除に係る無人ヘリでの地上散布の委託料が主なものでございます。

下の段の同じく6款4項2目林業振興費の市有林管理費では、703万3,000円を計上しております。内容につきましては、甌地域における市有林管理に2名の報酬、市有林の森林国営保険料、市有林野管理業務委託料などが主なものでございます。

予算調書の155ページをお開きください。

同じく6款4項2目林業振興費の市有林保全整備事業費では、3,027万3,000円を計上しております。内容につきましては、市有林の搬出

間伐や森林作業道の開設を行うためのふるさとの森再生事業や、鹿島の複層林改良を行うための森林環境保全直接支援事業及び除間伐材の運搬業務委託に係る委託料が主なものでございます。

下の段の6款4項3目治山林道費の治山事業費では、1,680万円を計上しております。内容につきましては、県費単独補助治山事業測量業務委託に係る委託料及び県費単独補助治山工事の工事請負費が主なものでございます。

負担金につきましては、県営県単治山事業負担金80万円を計上しております。

予算調書の156ページをごらんください。

同じく6款4項3目治山林道費の林道管理費では、4,854万4,000円を計上しております。内容につきましては、林道の草刈業務委託に係る委託料及び林道維持に係る機械借上料、補修工事費、原材料費などが主なものでございます。

負担金につきましては、広域基幹林道紫尾線の維持管理協議会負担金207万1,000円、林道台帳の管理負担金48万7,000円を計上しております。

下の段の同じく6款4項3目治山林道費の林道建設費では、433万6,000円を計上しております。内容につきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業に係る測量設計業務の委託料と林道の簡易舗装の工事請負費が主なものでございます。

予算調書の157ページをお開きください。

6款5項1目水産総務費では、6,746万5,000円を計上しております。内容につきましては、一般職7名の人件費と甌島地域に配置しています水産専門員2名分の報酬及び鹿児島県漁業信用基金協会への出資金などが主のものでございます。

負担金につきましては、鹿児島県漁港漁場協会負担金134万5,000円、甌島地区水産改良普及事業推進協議会負担金25万円、北薩地区水産改良普及推進協議会負担金13万円などを計上しております。

下の段の6款5項2目水産振興費では、9,740万円を計上しています。内容につきましては、甌島地域におけるオニヒトデ・ウニ駆除事業に係る委託料及び藻場、干潟保全、再生などを目的とした水産多目的機能推進事業負担金や、甌島漁協の水産加工施設整備に係る離島流通効率化

事業補助金、川内・甌とれたて市の実施に係る薩摩川内市水産物消費拡大事業補助金、稚魚放流を行うための豊かな海づくり広域連携事業補助金、甌島の漁業振興を図るための離島漁業再生支援交付金などが主なものでございます。

負担金につきましては、水産多面的機能推進事業負担金251万円、宮之城魚市場協同組合運営負担金12万1,000円を計上しております。

補助金につきましては、離島流通効率化事業補助金4,675万円、薩摩川内市水産物消費拡大事業補助金350万円、豊かな海づくり広域連携事業補助金193万9,000円などが主なものでございます。

このうち、離島流通効率化事業の補助金は、今年度新たな取り組みとして、甌島漁協が整備する加工施設に対して補助するものでございます。

現在、甌島漁協の水産加工場につきましては、上甌島の里、下甌島の手打と、この2カ所に水産加工場を有しております。

水産加工施設設備については、昨年度から漁協と協議を進めてきましたが、当初は上、下ともマイナス20度の急速冷凍を整備する予定でしたが、全漁連が実施した甌島漁協の調査結果を受けて一部内容の変更を行っております。

里については、マイナス40度の急速冷凍は既存のものを活用すれば運営可能なことから、加工品の販売において利益率のよいキビナゴ刺身を確保するためのさばき機械3台を導入するものであります。

さばき機械は、キビナゴの頭と尻尾を落としてキビナゴを開いて、背骨まで取れる機械であり、1日で、1台6,000から8,000尾程度加工ができるという機械でございます。

また、手打については、既存の施設にマイナス40度の急速冷凍庫がないため、品質向上を図ることを目的に導入するものでございます。キビナゴだけではなくバショウカジキを丸ごと冷凍できるパッチ式の急速冷凍庫を整備するものでございます。

ここで、冷凍工程についてちょっと説明しますが、冷凍工程は、魚等を冷凍する場合、先に外側から内部に向かって水分が凍り、次第に外から中に向かって肉が凍っていきます。そのときに、魚の細胞が水分と肉に分離されて、これが緩慢冷凍

だとゆっくり冷凍されるため、分離がさらに進むというようなふうで、解凍するときは、その逆で、分離された水分が先に解凍されるためドリップが流れ出すと。そして、食感が水っぽくなり、うまみが損なわれるということになります。

この急速冷凍庫を入れることで、短時間に冷凍が終わり、分離されることなく冷凍することができますため、うまみが保てるということになります。

里の加工場にキビナゴのさばき機と手打の加工場に急速冷凍を整備することにより、甌近海で水揚げされたキビナゴやバショウカジキのブランド化を図り、漁業者の所得向上を図るものでございます。

次に、交付金につきましては、離島漁業再生支援交付金2,815万2,000円を計上しておりますが、甌島地域における8集落が行う漁業集落活動に対する交付金であります。

予算調書の158ページをごらんください。

6款5項3目漁港管理費では、1,147万7,000円を計上しております。内容につきましては、市が管理します9漁港と併設して整備される緑地広場等の施設を適正に管理するための経費、及び漁船の安全航行を確保するための唐浜漁港航路しゅんせつ工事などの費用が主なものでございます。

下の段の6款5項4目漁港建設費の漁港県営事業負担金では、150万円を計上しております。内容につきましては、甌島地区において鹿児島県が行う県営事業漁港施設整備事業の実施に伴い負担金を拠出するものでございます。

予算調書の159ページをお開きください。

11款1項1目現年公共農林水産施設災害復旧事業費では、林務水産課分として5,897万円を計上しております。内容につきましては、林道、漁港の公共災害復旧に伴う測量設計委託料及び工事請負費などが主なものでございます。

下の段の11款1項2目現年単独農林水産施設災害復旧事業費では、林務水産課分として2,408万3,000円を計上しております。内容につきましては、林道、漁港の公共災害復旧の対象にならない災害箇所を復旧する経費でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、戻りまして、調書の38ページをお開きくだ

さい。

歳入の主なものについて説明いたします。

13款1項1目農林水産業費分担金80万円は、治山事業の分担金として受益者から収入されるものでございます。

15款1項4目災害復旧費負担金3,920万円、15款2項4目農林水産業費補助金2,750万円、16款2項4目農林水産業費補助金6,320万5,000円、次の39ページの16款2項9目災害復旧費補助金475万円、16款3項4目農林水産業費委託金の松くい虫駆除事業委託金798万6,000円については、歳出に伴いそれぞれ収入されるものでございます。

17款2項1目不動産売払収入1,465万4,000円は、市有林の間伐に伴う立ち木の売払収入が主なものでございます。

21款5項4目雑入1,709万4,000円は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業に伴う収入が主なものでございます。

続きまして、債務負担行為の説明をいたしますので、予算に関する説明書の9ページをお開きください。

林務水産課分は、第2表の債務負担行為の2枚目の中ほどになりますが、甕島地区漁船建造資金利子補給について、期間を、融資を受けた資金の返済の完了する日までとし、限度額については、漁業者が経営安定のために融資機関から融資を受けた額の利子補給額とし、債務負担行為を設定するものでございます。

これは、甕島地区において、漁船建造等のため融資を受けた額の金利の3分の1を市が契約した金融機関へ補給するものでございます。

以上で、林務水産課に係る平成26年度当初予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○委員長（佃 昌樹）**説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

ここで会議時間を延長いたします。

林務水産のほうは、所管事務が特にありませんので、ここで質問してください。

**○委員（谷津由尚）**予算調書の153ページの額は小さいんです。120万9,000円、藺牟田池遊歩道整備事業草払等業務委託ということで、120万9,000円あるんですけど、ちょっと、私は藺牟田池の遊歩道の管理はもともと県の所管

だと思ってまして、それを市が代行するという形だと思うんですけど、実質が120万9,000円の委託料に対して県の支出金が24万4,000円と、ちょっと県の支出金が少ないんじゃないかと思うんですけど、これは何か、私の解釈おかしいですか。

**○林務水産課長（堂込 修）**これは、整備の段階で、当然、今副委員長がおっしゃるとおり、県が整備をしておるんですが、その整備の条件として、その後を市が管理を受け継ぐということを条件で整備していると。その分、後の管理費用については県が払うというふうなふうで、そういう管理を行っているということでございます。

おっしゃるとおり、若干、歳出に伴って歳入が少ない部分はございますが、藺牟田池一帯の山の遊歩道にかかわることですので、それで管理を努めているということでございます。

先ほど、この全体が、県の遊歩道を整備した場所だけじゃなくて、周りの市有地に係る部分の草払い等も含まれてるということですので、そういったことになります。

以上です。

**○委員（谷津由尚）**わかりました。

一緒に聞けばよかったんですけど、市県民税の県民税の中に森林環境税500円という定額があると思うんですが、それが本市のいろんな間伐等々の事業に幾ら、市県民税が還元という形で、県の支出金という形で来るんでしょうけど、幾ら来てるのかというのを、予想だと思うんですが、平成26年の、今予定額で幾らですか。

**○林務水産課長（堂込 修）**ちょっと予定額というのでは把握はしてないんですが、平成24年度の実績で環境税について説明いたします。

薩摩川内市には、市全体で、この環境税の交付決定額で、全体で1,736万5,000円程度の決算額があります。そのうち、間伐にかかわるものについては、これは市が行ってないんですが、これは事業体にあって、事業体が間伐を実施している分でございますが、切り捨て間伐が92万7,000円程度と。それと、これも認定事業体、これは間伐になりますけど、この間伐が878万3,000円と。この切り捨て間伐と間伐のほうにこのようなお金が入っております。これは認定事業体のほうに入っているということでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚）その総額というのは妥当な額ですか。もう少し私は多くてもいいんじゃないかと思うんですけど。本市に来るお金として。

○林務水産課長（堂込 修）企業と個人、合わせてあるわけですけど、私どもとしては、その額は均等に配分されていると認識しております。

○委員（森永靖子）けさほどの南日本新聞にもキビナゴのことが出てましたが、なかなか3枚におろすというのが、中骨をとってというのが大変な作業で、どろっとなったりする中で、こういういい機械が、今回というのはとてもいいことだなと思うんですが、さばいて3枚にしたものを冷凍にして保管してあるんですか。

○林務水産課長（堂込 修）今も、さばき機自体は1台はあります。しかし、その精度が、たまに骨が残ったりとか、そんなものがあって、そこにまた二人、それをまた取る人を入れてるような状況で、当然、新しい機械のほうが稼働率がいいとは思いますが。新しい機械でいくと、持って行ってその工場で試されたという話なんですけど、骨もほとんどもうきれいに取れてしまうと。背開きしたものを尻と尻尾を落としたものをトレーに乗せて、それをプロトン凍結をされると。今の機械では、そのプロトン凍結もまだ容量があるということですので、それがまだフル稼働してないということですので、その機械を入れることで、その効率が上がって、ある程度量産ができるというようなふうに聞いております。よろしいでしょうか。

○委員（森永靖子）一緒に背びれまで取れてくるんですか。キビナゴずしを作るのにも、さばくのがとても大変で、手間を省くために、そんないいのがあって、冷凍で送ってくれるような形にとってもらえば、いろんな形で助かるなと思うので、早くそういう形をつくってほしいと思う。

○委員長（佃 昌樹）要望です。

ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達）鳥獣駆除対策事業でお伺いします。ことし、わなを12基購入されるわけですが、この12基で、合わせて、薩摩川内市、わなが何基あるのか教えていただきたいと思います。

○林務水産課長（堂込 修）以前、10基、県のほうからいただいた物を猟友会のほうに貸与し

ておりますので、それを合わすと、全部で、うちから対応する物は22基というようなふうになります。

以上です。

○委員（帯田裕達）鉄砲よりわなのほうが捕獲は多いと聞いてるんですが、これでまだまだ足りないんじゃないかと思うんですが、今後はどのようなになるんでしょう。

○林務水産課長（堂込 修）今おっしゃるように、なかなか駆除も追いつかないところではございます。有害の捕獲実績からいけば、わなのほうがかなり捕獲実績も鉄砲よりはかなり多くとれておりますので、当然、そのわなを有効に活用して、そこで結果があらわれて目に見えれば、また今後、箱わなをふやすとか、そういったことも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（帯田裕達）ここにイノシシ900とか、鹿1,100、現在捕獲したその後はどのようにしてらっしゃるんですか。例えば、とったところで埋めたり、加工したりといろいろあるでしょうけど、猟友会の人、それからまた個人でとられる方、どのような処分をなさってるんですか。

○林務水産課長（堂込 修）私も聞いた話、猟友会の方々といろいろ話をするんですが、イノシシは割と食べるところが多いみたいです。ほとんど持って帰るみたいなんですけど。鹿のほうがなかなか、その部位だけ取って持って帰るというようなことを聞いています。

当然、そこで残った物は埋設処理というようなふうなことで処理を行っている。イノシシは解体して、自分でさばいて冷凍して、冷蔵保存して、いろんなところに配ったり自分で食べたりとか、そういったものをするというふうに聞いております。

以上です。

○委員（帯田裕達）爽風会でいかに研修に行ったときも、処理をなさってるんですが、いろいろ阿久根市は補助も出していらっしゃるんですが、そのときも、鹿のハンバーグ用の肉が相当売れてると、A-Zで、かなり出して売れてるという話も聞きました。

最近、新聞に出てたんですが、和歌山県がジビエの肉の格付をやっているらしいわけ。部

位であろうと。例えば、薩摩川内市も猟友会と話をなさって、猟友会のほうで率先的にこういう加工場も建設できるような体制ができないものかと。もちろん、阿久根も、建設費から全部自分たちで賄っていらっしやいました。そういう形が一番よからうと思うんです。

この鳥獣被害をなくすことと、今、一生懸命やっけいらっしやる、これから取り組もうってらっしやる6次産業も含めて全体的に考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○林務水産課長（堂込 修）** 委員おっしゃるように、いかくらがすごい先進的なことをやっております。それで、私どもも、これは猟友会の協力なくしては当然ないわけで、私どもも、昨年の8月に、6猟友会の方を連れていかくらに研修に行っけまいりました。

今後、やっばこのような、定期的にそんな集まりを開いて情報交換をして、そういう対策に向けたところを論議していきたくいようなことといただきましたので、それを継続して、今おっしゃるように、そういったものにつなげていけばというふうに考えております。

以上です。

**○委員（帯田裕達）** これ要望ですけど、二、三日前、野下地区の公民の会長さんと会ったら、猿がすごく出るといことと、被害も相当、子どもたちもいるし危ないといことと、調査をお願いしたいといこととだったのでよろしくお願ひいたします。

**○林務水産課長（堂込 修）** その件については、野下地区のほうに出向いて、話を職員が伺っております。それで、量的なものとか、何か話聞いたとこでは何十頭とかいような話なんですけど、話、実を聞けばそんないっばいじゃないよといような話で聞いたところもありました。

後で、今おっしゃるように、猿といのは、やっぱり小さい子どもたちに危害を加えるとか、そういう危険性もございますので、今のところは、爆竹とか、これを使っけくださいといことと、来たら投げて、脅しでやっけくださいといようなふうで指導して対応しているところとです。

以上です。

**○農林水産部長（高橋三丸）** そこで説明させていただきますけど、昨年と11月に、鳥獣被害防

止対策協議会の研修会と、事例発表とい形式で、山口県の事例をされた方をお招きしして講演をしていただきました。その方は、特に猿の被害が多いといことと、猿が、当然、イノシシ、日本鹿、猿も農作物に被害を及ぼしますが、猿が入っけきますと、農作物だけでなく、人間の生活も脅かすといことと、入り口勝負だと、絶対入り口で防除しておかないと、入っけこられたら人間が負けるといようなことと、事例聞きまして、野下のほうも、すぐ支所から送りまして、すぐ対応といか、まず確認。そこだと地元の方々と一体となっけ、まずそこで何とか食いとめて。要するに、ああこは難しかねと、猿があきらめるように入り口勝負をせんにやいかんとい形式で、特に猿については。被害についても、イノシシ、鹿の被害が大きいんです、これも大変な問題なんです。猿の被害、まだそういう深刻までいっけないところが救いなんです、とにかく猿については、入り口で防止していく対策を講じていきたくいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

**○委員長（佃 昌樹）** ところで、猿の捕獲頭数は2頭とてなっけるけど、今の実態からしてどうなんですと。

**○林務水産課長（堂込 修）** なかなか捕獲ができないとい実態もございます。猟友会の方々も、面と向かえば何か引けけないとか、本当撃てる人は限られてるといような話を聞いております。

自分たちが行くけども、警察も加わっけ町中を捜索したこともあるんですけど、とてもじゃないけど捕まえられるような状況じゃないとです。

過去に、1頭だけ、部屋の中におったのを捕まえてちょっと山奥に放流したとい実績がございます。

以上とです。

**○委員長（佃 昌樹）** 委員のほうとでありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑は尽きたと認めます。委員外議員の発言を認めます。

**○議員（小田原勇次郎）** 済いません、もう短くいきます。

1点だけ。財産売払収入の部分の中で、立ち木の売払収入1,400万計上されておられます。今想定される、売り払い先の、いわゆる間伐材をど

ういう形で利活用するために購入をされるのか、購入者側の目的。そこと、今、木材のバイオ発電で、バイオ側のほうで間伐材を活用してというのが、国の政策として動いてるんですが、私も、林業関係者といろいろと意見交換をする中で、間伐材としてバイオで使う部分も必要だけれども、それじゃやっぱり林業としては収入として上がらんという部分の中において、収入確保のためには、やっぱり活用材としてする方策をやっぱり展望を持つという部分の中において、これは私的な部分なので、本市も莫大な収入を抱えておるんですが、今後の財政運営の中で、貴重な歳入源として、財源として、何らかの活用ができんもんかということで、今の市有林をどの程度資産価値として当局は考えてらっしゃるのか、そこあたりの見解をお示いただければと思うところです。

**○林務水産課長（堂込 修）** まず1点目の間伐の今の状況なんですが、一旦市有林の間伐を行いますと、利用間伐といいまして、結構大きな物を間伐しております。直物で材にとれる物は、さつま町の木材流通センターのほうに持ち込んで、そこで競りにかけて、売られたお金からはえ積み料と運搬料と引かれたお金が市のほうに収入されるというところで、大体、その材木については、ほとんど柱材とか、そういう普通に使われる一般の建物の木材に利用されております。

2点目のバイオマスの件なんですが、当然、バイオマスが27年の11月に稼働されるというふうなふうに聞いております。まだ買い取り価格については、幾らで買うというのは聞いてないわけですけど、実際、市有林あるんですが、間伐をした物、直材でいい物は、そういう材木のほうに売ったほうが当然単価が高いので、そういったところで活用されると。それで今まで、例えば、先ちょっで、ほとんど持ち出しても製材にならないような部分とか、あと今度は曲がりでちょっと短かったりとか、そんな物を木質バイオマスのほうに活用するということで、多分これを持ち込んでチップにした物を燃やすというふうなふうになるかとは考えております。

市有林の資産価値についてということなんですが、大体、実際全部で8,000ヘクタールぐらい市有林はございます。このうち5,000ヘクタール弱は甌島です。当然天然林なんですが、甌島に

は5,000ヘクタール弱の天然林がございます。

それとあと、用材林については、おおむね二千七、八百とか、そこら辺のオーダーで、はっきりちょっと把握しておりませんが、その辺のオーダーで人工林が、針葉樹林があると思いますが、その資産価値といいますと、私どもがざっといい山で、今の時点で皆伐して、ヘクタール当たり、私ちょっと聞いた話ですけど、手元に残るお金が80万ぐらいであれば、割といい山ではないかというふうなふうに、私はちょっと聞いております。

もう悪い山になると、やっぱり60万とか、50万とか、そういうふうになるとは思うんですが、それを掛けると、大体二千何ヘクタールありますので、今度は広葉樹林になりますと、大体、中越物産あたりが1町歩切って10万ぐらいという話で聞いたこともあります。

これが、全部が全部同じように押しなべてできるとは思いませんが、それにヘクタール数を掛けただぐらいの資産価値になるのではないかなと思っております。

以上です。

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑は尽きたと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止をいたします。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（佃 昌樹）** それでは、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

**○林務水産課長（堂込 修）** ありません。

**○委員長（佃 昌樹）** 当局のほうは、所管事務調査で報告することはないということですが、委員の皆さんございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（佃 昌樹）** 質疑はないと認めます。

以上で、林務水産課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △耕地課の審査

**○委員長（佃 昌樹）** 次に、耕地課の審査に入ります。

---

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（佃 昌樹）まず、審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

部長の概要説明をお願いします。

○農林水産部長（高橋三丸）耕地課の概要について説明させていただきます。

国・県の補助事業、市単土地改良事業により、農業生産基盤の整備及び農業用施設の維持管理を行い、農家の労力軽減とともに農産物の生産性向上を図ります。

また、農地・水保全管理支払交付金事業を活用し、耕作放棄地の解消、農地、農業用施設等の保全や集落全体の共同活動を支援します。

あわせて淡水防除関係では、19の排水機場の適切な維持管理と運転を行い、農地等災害防止に努めます。

以上、耕地課の施策概要でございます。詳細につきましては課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○耕地課長（前迫浩一）それでは、平成26年度当初予算の耕地課所管に关します歳出の事業内容につきまして説明をいたしますので、予算調書の160ページをお願いいたします。

6款3項1目農業土木総務費の予算額は9,350万7,000円で、これは、行政事務嘱託員1人、一般職員10人の人件費、それと広域農道トンネルの電気料372万5,000円、農道台帳管理業務経費負担金126万4,000円、それと農地環境保全基金利子積立金1万5,000円が主なものでございます。

同ページの下段になります。

6款3項2目農業施設改良費のうち、市単土地改良事業費の予算額は1億2,729万3,000円で、これは、伐採業務委託料、機械の借り上げ料、農道改良・舗装・水路改良維持修繕の工事費及び原材料費が主なものでございます。

次に、調書の161ページをお願いいたします。

同目県単土地改良事業費の予算額は400万円で、農業農村活性化推進施設等整備事業を導入しまして、城上町の松元地区用排水路施設工事を実

施するものでございます。工事概要としましては、幅が1メートル20、高さが70センチの断面で、延長で70メートルの用排水路の設置を予定しているところでございます。

次に、同ページの下段になります。

同目農業施設負担金補助金の予算額は3,980万1,000円で、農地・水保全管理支払交付金事業負担金2,090万円、及び薩摩川内市土地改良区1,885万円と、小野土地改良区5万1,000円の補助金が主なものでございます。

次のページ、162ページをお願いいたします。

同目農業施設県営事業負担金の予算額は2,006万円で、これは県営事業実施に要する市の負担金でございます。

負担金の主な内容でございますけれども、防災ダム事業、これは清浦地区でございます。これは350万円につきましては、入来の清浦ダムにつきまして、ダム監視システムの更新等を行うものでございます。

次の中山間地域総合整備事業（祁答院地区）229万円は、暗渠排水工事とか、圃場整備を行うものでございます。

次の農道保全対策事業（薩摩川内地区）492万円につきましては、水引町からさつま町までの川薩広域農道の薩摩川内市区間につきまして舗装の打ちかえ、それととり面の補修等を行うものでございます。

次の農村災害対策整備事業（平佐東地区）295万円につきましては、これは楠元町のため池の改修や用排水路改修を行うものでございます。

農業用河川工作物応急対策事業（池頭地区）640万円につきましては、これは入来町の池頭地区の固定堰を、老朽化が激しいため自動転倒堰に改修を行うものでございます。

ちなみに、平成26年度の県の全体事業費は2億4,830万円でございます。市の負担が2,006万円ということでございます。

同ページの下段でございます。

同目水土利用事業費の予算額は1,122万3,000円で、これは高城川右岸で妹背橋上流にあります川内右岸地区第2揚水機場の運転管理に要する経費及び川内川多目的取水管理組合負担金で、経費の主な内容は、第2揚水機場の電気料75万4,000円、電気設備修繕50万円、ポン

ブ設備保守点検業務委託等150万円、多目的取水管理組合負担金が836万1,000円が主なものでございます。

ちなみに、昨年度より、負担金が相当ふえておりますが、増額の要因につきましては、平成26年度に斧渕排水機場のポンプ改修に伴います負担金の増でございます。

次のページ、163ページをお願いいたします。

同目維持管理適正化事業の予算額は3,996万8,000円で、これは瀬越排水機場ポンプ改修工事と網津排水機場ポンプ改修工事、並びに瀬越、網津、湯島、斧渕、田海排水機場に係りますポンプ分解点検工事のために積み立てます土地改良施設維持管理適正化事業負担金546万8,000円が主なものでございます。

同ページの下段でございます。

ダム管理費の予算額は636万1,000円で、これは防災を目的とします清浦ダムと周辺の清浦ダム公園の維持管理に要する経費でございまして、管理施設の電気料123万6,000円、ダムコンピューターや通信機器の保守点検業務委託441万7,000円が主なものでございます。

次のページ、164ページをお願いいたします。

6款3項3目湛水防除施設管理費の予算額は6,775万3,000円で、これは集中豪雨時におけます網津排水機場ほか18機場の運転経費及び施設管理や維持補修に要する経費でございまして、排水機場管理業務嘱託員二人、水門管理人一人、それと19排水機場の電気料1,650万円、施設維持修繕費1,000万円、保守点検業務委託1,514万2,000円、八間川排水機場高圧受電盤設備取替工事が主なものでございます。

同ページの下段になります。

11款1項1目現年公共農林水産施設災害復旧費の予算は1億674万円で、これは職員一人の person 費と現年公共災害の測量設計業務委託等、それと災害復旧工事費9,300万円が主なものでございます。災害を見越して計上をしているところでございます。

次のページ、165ページをお願いいたします。

11款1項2目現年単独農林水産施設災害復旧費の予算額は3,000万円で、これは公共災害に該当しません小規模な農道・水路等の災害復旧工事に要する工事請負費2,200万円と農業用施設

の崩土除去等の機械借り上げ料431万4,000円、また、公共災害に該当せず所有者が業者へみずから依頼し復旧を行います農地災害に対する補助金、市単独農地災害復旧事業補助金350万円が主なものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明をいたしますので、調書の40ページをお願いいたします。

13款1項1目農林水産業費分担金は134万円で、これは市単土地改良事業分担金114万円と県単土地改良事業分担金20万円で、土地改良事業実施地区からの事業費の一部として歳入する分担金でございます。

次の13款1項3目災害復旧費分担金は、現年公共農林水産施設災害復旧費分担金350万円でございます。

次の14款1項4目農林水産使用料は20万円で、これは農道占用料と行政財産使用料でございます。

16款2項4目農林水産業費補助金は232万5,000円で、これは入来町清浦地区の防災ダム維持管理事業県補助金50万円、それと農地・水保全管理支払推進交付金事業補助金22万5,000円、それと農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金160万円でございます。

次の16款2項9目災害復旧費補助金は、現年公共農林水産施設災害復旧事業費補助金5,520万円でございます。

次の16款3項4目農林水産業費委託金は、権限移譲事務委託金で4万2,000円でございます。これは土地改良区の検査とか、各種審査や承認等の事務でございます。

次の17款1項2目利子及び配当金は、農地環境保全基金利子の1万5,000円でございます。

次の19款1項63目農地環境保全基金繰入金は、市単土地改良事業費へ2,200万円と農業施設負担金補助金へ300万円を繰り入れ活用するものでございます。

次の21款5項4目雑入は3,115万7,000円で、さつま町との行政界に位置します広域農道白山トンネルの電気使用料の2分の1の10万2,000円と入来地域畑地かんがい施設の電気料36万円、及び川内川右岸地区農業用水取水に伴います受益者の電気使用料実費負担9万5,000円、次に瀬越排水機場ポンプ改修工事及

び網津排水機場ポンプ改修工事の土地改良施設維持管理適正化事業交付金として3,060万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佃 昌樹）予算説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）防災ダム事業の件で、まず162ページの6款3項2目の2,006万円のところ、防災ダム事業で350万、これが清浦ダムの管理システムの更新とおっしゃったんですが、次の163ページの6款3項2目清浦ダムの施設管理に係る経費で、ダムコンピューター及び通信機器保守点検業務委託441万7,000円。この内容の違いをちょっと説明してください。

○耕地課長（前迫浩一）162ページの県営事業、農村整備事業負担金につきましては、清浦ダムにつきましては、管理は市がしておりますけど、まだ所有権は県のほうにございまして、機器等の更新につきましては県のほうで実施をされますので、実施した分について市が負担を払うということになっております。

163ページの清浦ダムの施設管理に要する経費でございますけれど、これは、県からダムの管理につきましては、市が委託を受けてるものですから、それについての要する経費ということでございます。

以上でございます。

○委員長（佃 昌樹）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）なしという声が多いので、質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、議案の第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分について、質疑は全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（佃 昌樹）それでは、耕地課の所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○耕地課長（前迫浩一）済みません。ございません。

○委員長（佃 昌樹）所管事務については特になしということであります。

所管事務全般について、委員のほうで御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）質疑はないと認めます。

以上で、耕地課を終わります。長い間御苦勞さまでした。

△T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

○委員長（佃 昌樹）次に、先ほど陳情第1号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りをします。

T P Pの陳情でございましたけれども、環太平洋連携協定交渉に関する意見書を日程に追加し、これを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佃 昌樹）御異議ないと認めます。

よって、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を日程に追加をし、これを議題とします。書記に意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（佃 昌樹）よろしいでしょうか。

意見書案のつづりをしてありますけれども、意見書案のめくって1、案1というのがあります。これは陳情の内容と同様なもので記述をしてあります。

次の意見書案の2は、これは県議会を参考に  
して作成しております。

一応、もう朗読は省略をしたいと思います。  
(意見書案は巻末に添付)

そこで、ただいま配付しました、この意見書案  
についてなんですが、どちらの意見書案がよいか  
という御意見を承りたいと思います。

実は、この意見書案について、議運の中でも、  
政党が出てきておりますので、その政党の問題に  
ついて、私のほうから違和感があるんじゃないか  
というような議論がありました。そこで、政党色  
を抜いたのと、入れてあるのと2通りあるわけ  
です。

第1案の記として、1に「TPP交渉において  
実質的な政府方針となっている衆参農林水産委員  
会決議及び自民党決議を必ず実現すること」そこ  
のところなんです。

県議会のは、案の2ということになりますが、  
1のところ「TPP交渉において、国会の衆参  
農林水産委員会の決議を」国会の決議を必ず実現  
すること、自民党案というのが削除している形に  
なります。

県議会は案の2なんですが、委員会としてはど  
っちのほうをとるか。こういうことになろうか  
と思います。

○委員(谷津由尚)案の1は、意見書の文中も、  
上から5行目、「安倍総理を初め、政府の主要閣僚  
及び与党幹部は」というのが、そこに明確にうた  
ってあるんですけど、案2は、それが削除されて、  
表現が非常に柔らかくなってます。

そういうのを考えますと、どうしても案1は政  
治色が強いという表現になりますので、案2でい  
けばいいと思います。

○委員長(佃 昌樹)御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佃 昌樹)それでは、意見書案につ  
いては、案の2のとおりとし、文言の軽微な変更  
等については、委員長に御一任をいただきたいと  
思います。

委員会として、本意見書案を本会議に提出した  
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佃 昌樹)御異議ないと認めます。  
よって、2のほうの意見書案を本会議に提出をし

たいと思います。

修正案については委員長に御一任いただくとし  
て、委員会としての提出については、これで御異  
議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佃 昌樹)はい、変更がある場合に  
は、委員長において変更した上で、本意見書を本  
会議に提出をいたします。

△委員会報告書の取扱い

○委員長(佃 昌樹)以上で、日程の全てを終  
りましたが、委員会報告の取りまとめについて  
は、委員長に御一任いただくことに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佃 昌樹)異議ないと認めます。よ  
って、そのように取り扱います。

△閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長(佃 昌樹)それでは、閉会中の継続  
調査申し出、委員派遣の取り扱いについて、一括  
でお諮りします。

まず、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査  
を議長に申し出ることとしたいと思います。(資料  
は巻末に添付)また、閉会中に行政視察を実施す  
ることとし、視察先との調整がありますので、委  
員派遣の手続を委員長に御一任いただき、さらに  
閉会中に現地視察を実施することになった場合は、  
委員派遣の手続を委員長に御一任いただきたいと  
思います。そのように取り扱うことに御異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佃 昌樹)異議ないと認めます。よ  
って、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長(佃 昌樹)以上で企画経済委員会を  
閉会いたします。

長い間本当に御苦労さんでした。大変お疲れさ  
までした。



## 【巻末資料】

陳情文書表

意見書案（案１及び案２）

閉会中の継続調査について



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                               |       |              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|--------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 陳情第 1 号                                       | 受理年月日 | 平成26年 2 月18日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求める陳情             |       |              |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 薩摩川内市若松町9番17号<br>鹿児島県農民政治連盟川内総支部<br>支部長 終平 昭男 |       |              |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                               |       |              |
| <p>T P P交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたT P P閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。</p> <p>安倍総理を始め、政府の主要閣僚及び与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならないところである。</p> <p>他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。T P Pは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、I S Dなど国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示すべきである。</p> <p>以上を踏まえ、下記の事項について、政府に意見書を提出されるよう陳情する。</p> |                                               |       |              |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                               |       |              |
| <p>1 T P P交渉において、衆参農林水産委員会決議及び自民党決議を必ず実現すること。</p> <p>2 T P P交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                               |       |              |

発議第 号

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に  
関する意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、関係行政庁  
に対し、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関す  
る意見書を別紙のとおり提出する。

平成 2 6 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
企画経済委員会  
委員長 佃 昌 樹

提 案 理 由

ＴＰＰ交渉は、協議が続いているが、政府はい  
かなる状況においても、現在の交渉姿勢を断固と  
して貫く必要がある。また、農林水産業のみなら  
ず国民生活に直結する問題であることから、国民  
に対する情報開示は必要不可欠であり、早急に十  
分な情報開示をすべきである。

ついては、関係行政庁に対し、ＴＰＰ（環太  
平洋連携協定）交渉に関する意見書を提出しようと  
するものである。

これが本案提出の理由である。

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に  
関する意見書（案 1）

ＴＰＰ交渉は、平成 2 5 年末までの妥結を目指  
して進められてきましたが、1 2 月にシンガポー  
ルで開催されたＴＰＰ閣僚会合では、市場アクセ  
ス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で  
各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引  
き続き協議を続けていくこととなりました。

安倍総理を始め、政府の主要閣僚及び与党幹部  
は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿  
勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針と  
なっています。今後とも国益をかけた極めて厳し  
い交渉が続くと予想されますが、政府はいかなる  
状況においても、現在の姿勢を断固として貫かな

ければなりません。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内  
容についての十分な情報は開示されないままであ  
ります。ＴＰＰは、農林水産業のみならず、食の  
安全、医療、保険、ＩＳＤなど国民生活に直結す  
る問題であることから、国民に対する情報開示は  
必要不可欠であります。交渉を主導してきた米国  
でさえも、自らの議会から情報開示を求められて  
おり、我が国でも早急に十分な情報を開示すべき  
であります。

以上を踏まえ、政府においては、ＴＰＰ交渉に  
当たり下記の事項を必ず実現されるよう強く要請  
します。

記

- 1 ＴＰＰ交渉において、実質的な政府方針とな  
っている衆参農林水産委員会決議及び自民党決  
議を必ず実現すること。
- 2 ＴＰＰ交渉に関する国民への情報開示を徹底  
すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書  
を提出します。

平成 2 6 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済  
産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、  
内閣官房長官

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に  
関する意見書（案 2）

ＴＰＰ交渉は、平成 2 5 年末までの妥結を目指  
して進められてきましたが、年内妥結に至らず、  
本年 2 月シンガポールで開催されたＴＰＰ閣僚会  
合でも市場アクセス、知的財産、環境、国有企業  
などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、引き  
続き協議を続けていくこととなりました。

政府は、農林水産分野の重要品目 5 品目など聖域の確保を優先し、確保できない場合は脱退も辞さないこととした国会の決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、決議は実質的な政府方針となっています。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されますが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければなりません。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままです。T P P は農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、I S D など国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠であります。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示すべきであります。

よって、政府におかれては、T P P 交渉において下記の事項を必ず実現されるよう強く要請します。

記

- 1 T P P 交渉において、国会の衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。
- 2 T P P 交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 6 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官

#### 閉会中の継続調査について

| 企画経済委員会 |                  |
|---------|------------------|
| (調査事項)  |                  |
| 1       | 企画・情報政策について      |
| 2       | 行政改革について         |
| 3       | 地区コミュニティについて     |
| 4       | 男女共同参画について       |
| 5       | 広聴・広報政策について      |
| 6       | 商工業振興について        |
| 7       | 甑島航路・交通運輸について    |
| 8       | 企業・港湾振興について      |
| 9       | シティセールス・観光政策について |
| 10      | 農業・畜産振興について      |
| 11      | 林務・水産振興について      |
| 12      | 農業・農村基盤整備について    |
| 13      | 地域振興施策について       |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会  
委員長 佃 昌 樹